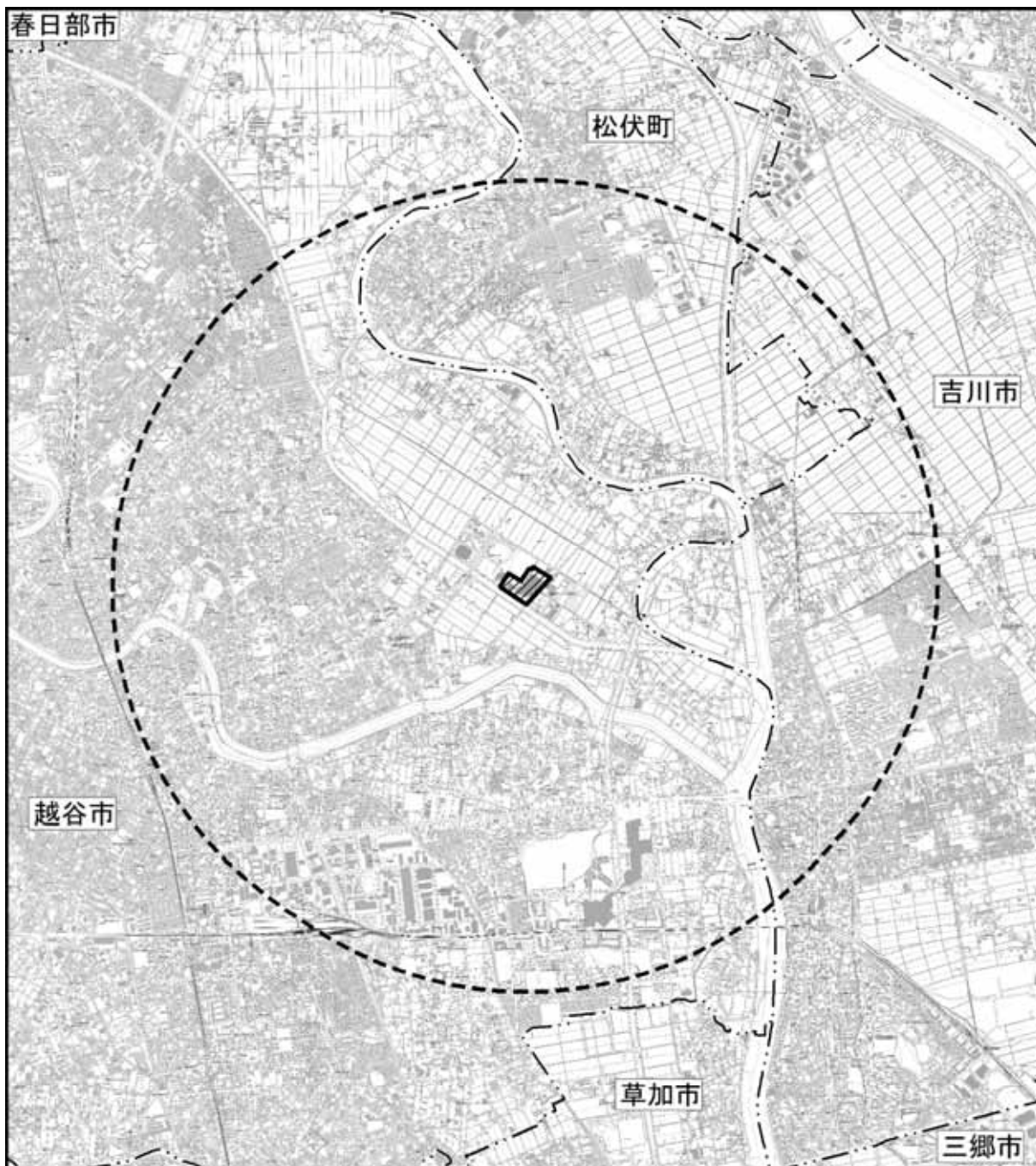


第3章 地域の概況




計画地及びその周辺地域の概況は、令和8年2月までに公表されている入手可能な既存資料等により把握した。「計画地及びその周辺地域」とは、本事業により環境に影響が及ぶ可能性のある範囲であり、最大で計画地及びその周囲約3kmとした（図3-1参照）。そのため、既存資料の調査としては、越谷市、吉川市、松伏町（以下、「関係市町」という）を基本とした。

なお、本事業は廃棄物処理施設に係る事業であるため、影響が及ぶ可能性のある範囲（3km）外の組合構成市である草加市、八潮市、三郷市の3市と関係市町の5市1町（以下、「構成市町」という。）については、人口や廃棄物等の本事業に関する項目は、調査を実施した。

なお、項目及び既存資料の内容により、必要に応じて対象範囲を拡大又は縮小した。



凡 例

-  計画地
-  計画地より3km
-  市町界



1:50,000



図 3-1

地域特性の調査対象区域

3.1 社会的状況

3.1.1 人口及び産業の状況

(1) 人口

構成市町の世帯数、人口の状況は表 3.1-1 に、人口の推移は図 3.1-1 に示すとおりである。

計画地が位置する越谷市における令和 7 年 6 月現在の人口は 338,434 人である。

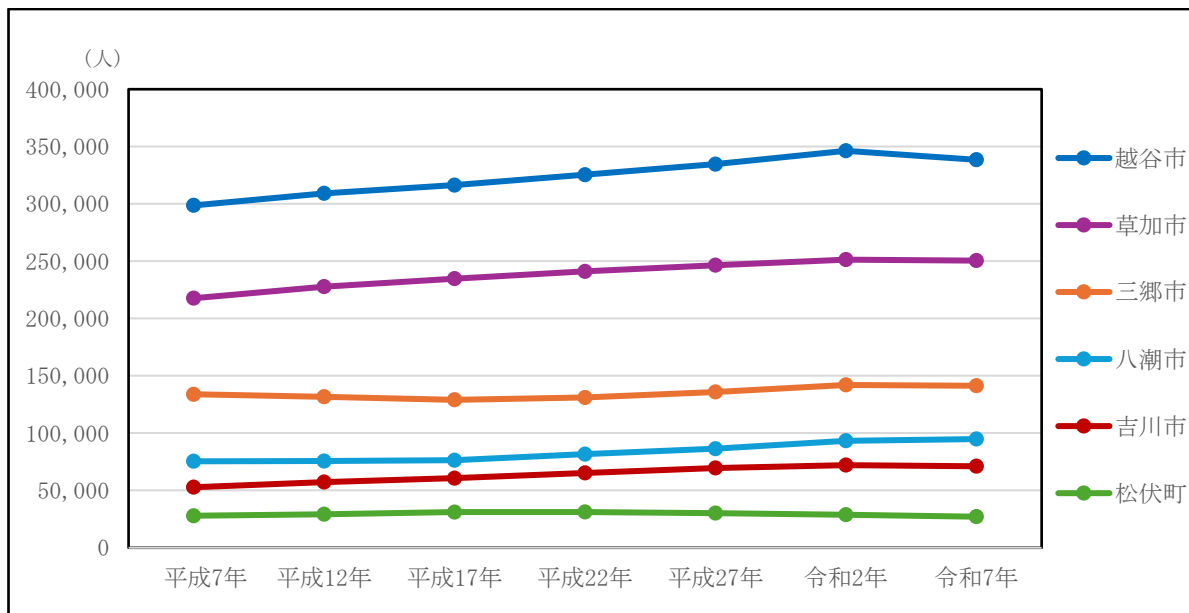
構成市町における平成 7 年から令和 2 年までの人口の推移は、越谷市、草加市は緩やかな増加傾向にあったが、越谷市は近年、微減傾向に転じている。その他の市町は横ばい傾向にある。

表 3.1-1 人口・世帯数の状況

市町名	世帯数 (世帯)	人口 (人)	人口密度 (人/km ²)
越谷市	149,679	338,434	5,618
吉川市	29,503	71,033	2,243
松伏町	11,100	27,005	1,666
草加市	120,028	250,476	9,121
八潮市	45,522	94,789	5,260
三郷市	64,103	141,249	4,687

注：令和 7 年 6 月 1 日現在

出典：「埼玉県推計人口（詳細版）」（令和 7 年 6 月更新、埼玉県総務部総務課 HP）



注 1：各年 6 月 1 日現在

注 2：平成 8 年 4 月に吉川町が市制施行して吉川市となった。以前のデータは吉川町の値。

出典：「埼玉県推計人口（時系列データ）」（令和 7 年 6 月更新、埼玉県総務部統計課 HP）

図 3.1-1 人口の推移

(2) 産業

構成市町の産業別事業所数及び従業者数は、表 3.1-2 に示すとおりである。

計画地の位置する越谷市は「卸売業、小売業」、「医療、福祉」、「製造業」の占める割合が高い。

表 3.1-2(1) 構成市町の産業分類別事業所数及び従業者数（令和 3 年）

産業分類		越谷市			吉川市			松伏町		
		事業所数	従業者数	構成比(%)	事業所数	従業者数	構成比(%)	事業所数	従業者数	構成比(%)
全産業		10,722	117,122	100	2,114	24,106	100	935	8,060	100
第 1 次産業	農業, 林業	18	104	0.1	8	66	0.3	8	75	0.9
	漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 2 次産業	鉱業, 採石業, 砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設業	1,015	7,828	6.7	259	1,583	6.6	158	696	8.6
	製造業	888	11,759	10.0	380	5,279	21.9	176	2,061	25.6
第 3 次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	6	141	0.1	2	20	0.1	2	6	0.1
	情報通信業	88	533	0.5	16	77	0.3	4	16	0.2
	運輸業, 郵便業	345	10,602	9.1	85	3,519	14.6	42	874	10.8
	卸売業, 小売業	2,721	27,641	23.6	403	4,568	18.9	163	1,240	15.4
	金融業, 保険業	160	2,373	2.0	17	301	1.2	8	81	1.0
	不動産業, 物品賃貸業	680	3,868	3.3	129	514	2.1	76	150	1.9
	学術研究, 専門・技術サービス業	427	2,253	1.9	67	322	1.3	23	149	1.8
	宿泊業, 飲食サービス業	1,220	11,459	9.8	159	1,527	6.3	57	252	3.1
	生活関連サービス業, 娯楽業	1,076	5,643	4.8	175	680	2.8	60	272	3.4
	教育, 学習支援業	496	7,268	6.2	88	1,093	4.5	31	450	5.6
	医療, 福祉	1,029	19,031	16.2	184	3,006	12.5	62	1,332	16.5
	複合サービス事業	28	249	0.2	5	195	0.8	2	15	0.2
	サービス業 (他に分類されないもの)	525	6,370	5.4	137	1,356	5.6	63	391	4.9

注 1：令和 3 年 6 月 1 日現在。

注 2：表中の「-」は皆無または該当なしを示す。

注 3：国及び地方公共団体の事業所、農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業に属する事業所、外国公務に属する事業所を除く。また、事業内容等が不詳の事業所も除く。

出典：「令和 7 年埼玉県統計年鑑」（令和 8 年 2 月更新、埼玉県総務部統計課 HP）

表 3.1-2(2) 構成市町の産業分類別事業所数及び従業者数（令和3年）

産業分類		草加市			八潮市			三郷市		
		事業所数	従業者数	構成比(%)	事業所数	従業者数	構成比(%)	事業所数	従業者数	構成比(%)
全産業		7,169	75,083	100	4,392	46,918	100	5,156	56,021	100
第1次産業	農業, 林業	5	25	0.03	3	42	0.1	2	23	0.04
	漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第2次産業	鉱業, 採石業, 砂利採取業	1	5	0.01	1	6	0.01	-	-	-
	建設業	788	5,056	6.7	569	4,126	8.8	648	4,615	8.2
	製造業	1,000	14,936	19.9	1,251	15,369	32.8	984	9,052	16.2
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	5	127	0.2	7	76	0.2	8	283	0.5
	情報通信業	56	464	0.6	21	104	0.2	30	186	0.3
	運輸業, 郵便業	230	5,811	7.7	265	6,810	14.5	250	6,661	11.9
	卸売業, 小売業	1,524	15,761	21.0	788	7,479	15.9	1,025	12,130	21.7
	金融業, 保険業	90	1,220	1.6	33	420	0.9	55	625	1.1
	不動産業, 物品賃貸業	547	2,152	2.9	299	926	2.0	479	1,484	2.6
	学術研究, 専門・技術サービス業	236	1,427	1.9	85	382	0.8	129	1,724	3.1
	宿泊業, 飲食サービス業	752	6,252	8.3	224	1,693	3.6	398	3,837	6.8
	生活関連サービス業, 娯楽業	629	3,237	4.3	241	1,254	2.7	332	2,037	3.6
	教育, 学習支援業	287	4,322	5.8	91	1,149	2.4	148	2,185	3.9
	医療, 福祉	642	10,048	13.4	237	4,398	9.4	374	7,845	14.0
	複合サービス事業	20	164	0.2	7	48	0.1	11	346	0.6
	サービス業 (他に分類されないもの)	357	4,076	5.4	270	2,636	5.6	283	2,988	5.3

注1：令和3年6月1日現在。

注2：表中の「-」は皆無または該当なしを示す。

注3：国及び地方公共団体の事業所、農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業に属する事業所、外国公務に属する事業所を除く。また、事業内容等が不詳の事業所も除く。

出典：「令和7年埼玉県統計年鑑」（令和8年2月更新、埼玉県総務部統計課 HP）

3.1.2 土地利用の状況

(1) 地目別土地利用

構成市町における地目別土地利用面積は、表 3.1-3 に示すとおりである。

計画地が位置する越谷市では宅地に利用されている面積が 2,484.8ha となっている。

表 3.1-3 地目別土地利用面積（令和 6 年）

単位：ha

市町名	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地
越谷市	872.7	373.5	2,484.8	52.1	11.1	-	12.1	443.7
吉川市	1,126.8	222.7	774.9	7.9	3.6	-	2.2	140.3
松伏町	472.0	150.4	399.3	1.6	4.8	-	2.7	87.5
草加市	50.4	108.3	1,660.6	0.8	-	-	0.9	197.5
八潮市	35.1	105.8	832.7	2.2	0.0	-	-	207.8
三郷市	165.6	179.0	1,115.7	1.8	0.6	-	-	294.2

注 1：令和 6 年 1 月 1 日現在。

注 2：「-」は、皆無または該当数字無し。

注 3：この表は、固定資産課税台帳に登録された地積で、非課税も含まれる。

注 4：「雑種地」には、野球場、テニスコート、ゴルフ場、競馬場、鉄軌道地、遊園地等が含まれる。

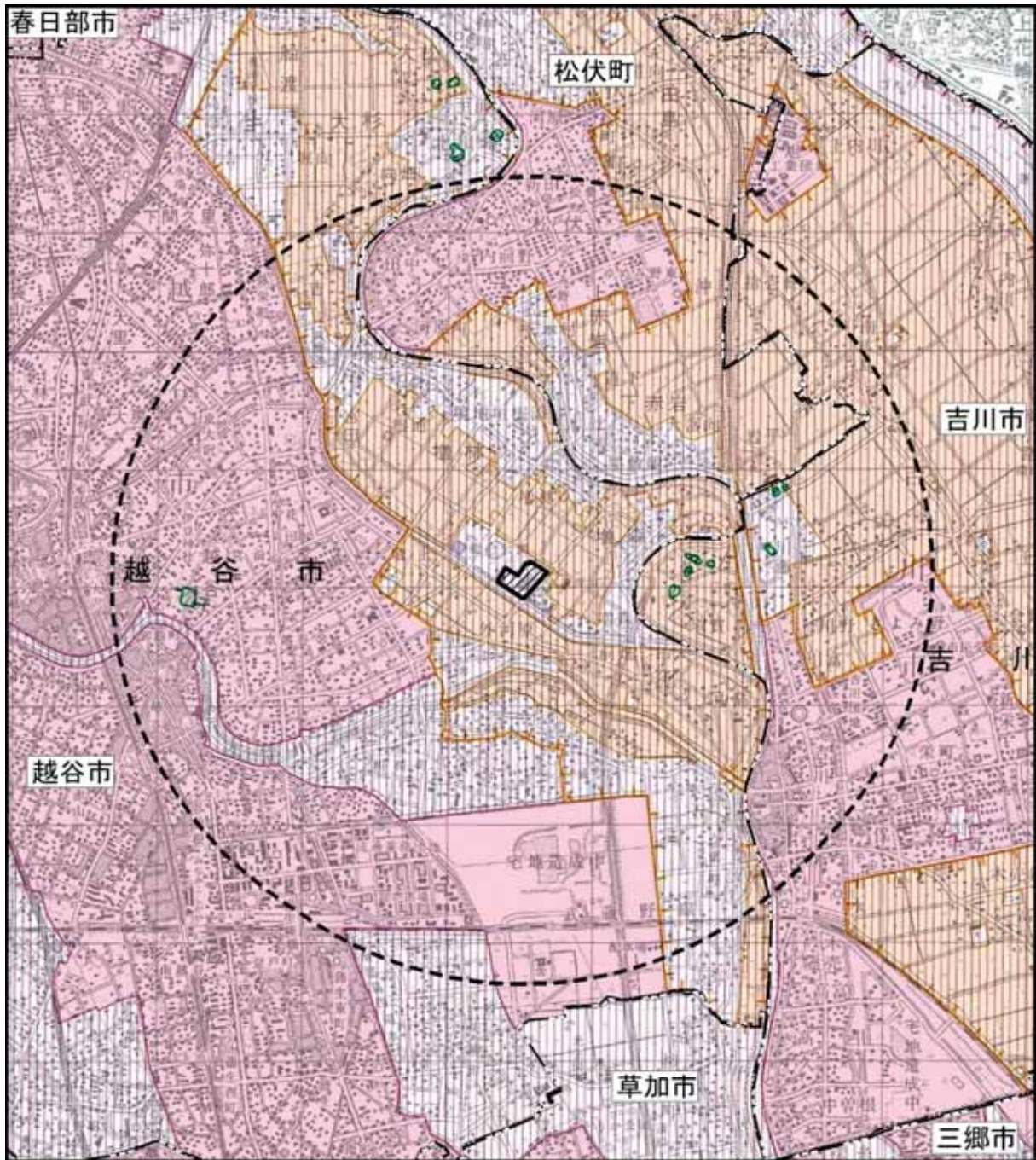
注 5：墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び鉱泉水等は、本表には含まれない。

出典：「令和 7 年埼玉県統計年鑑」（令和 8 年 2 月更新、埼玉県総務部統計課 HP）











(2) 土地利用計画の状況

計画地及びその周辺地域の土地利用基本計画は図 3.1-2 に、用途地域図は図 3.1-3 に示すとおりである。

計画地は、市街化調整区域、農業地域に位置している。また、計画地は用途地域の指定がない地域となっている。



凡例

-  計画地
-  計画地より3km
-  市町界
-  都市地域
-  市街化区域
-  市街化調整区域
-  農業地域
-  農用地区域
-  森林地域
-  地域森林計画対象民有林

出典：「埼玉県土地利用基本計画図」
(平成 25 年 2 月) 埼玉県

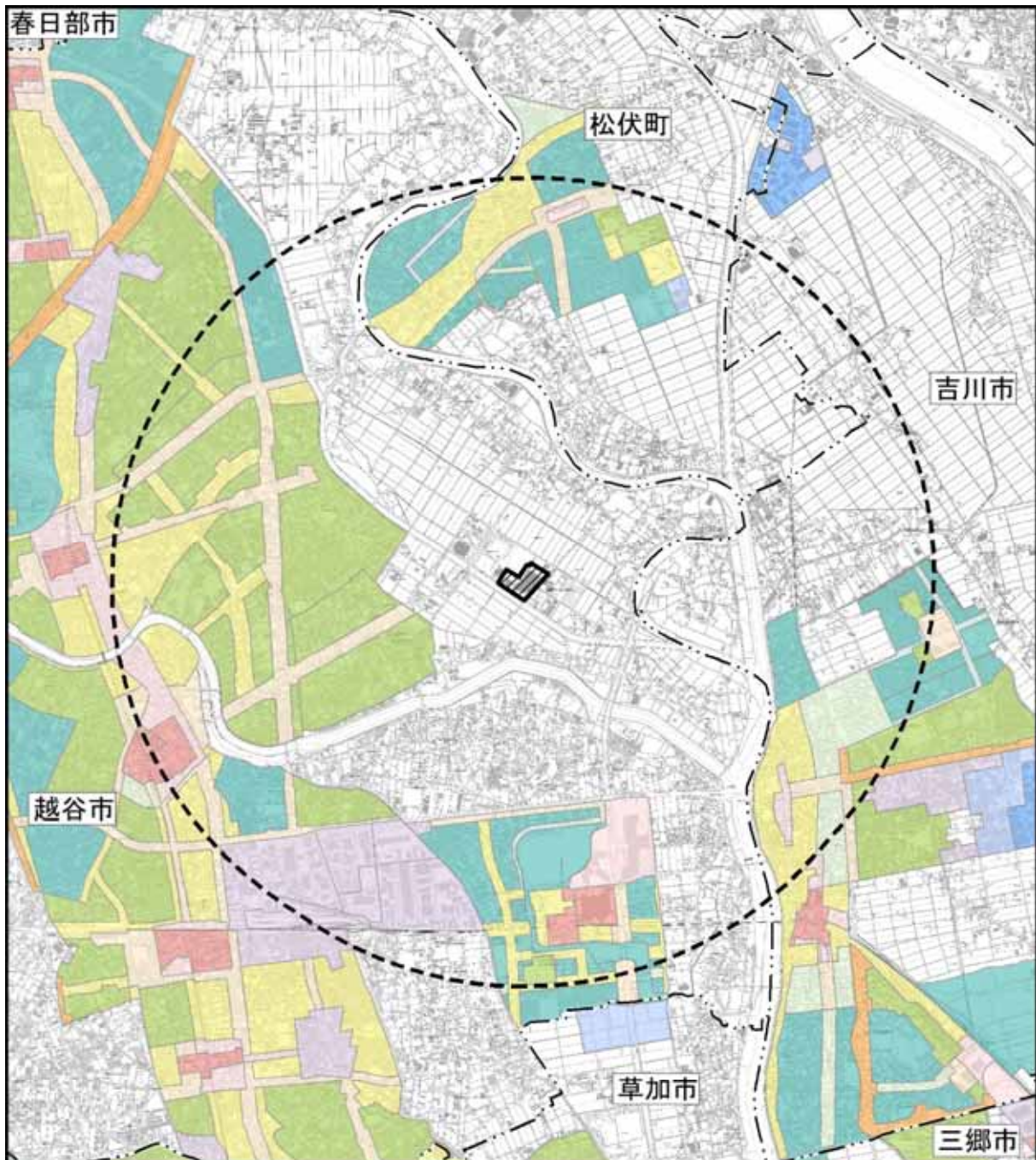


1:50,000



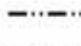






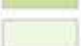


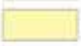

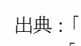
0 0.5 1 1.5 2 km

図 3.1-2

土地利用基本計画図



凡例

- | | | | | | |
|---|--------------|---|----------|---|--------|
|  | 計画地 |  | 計画地より3km |  | 市町界 |
|  | 第一種低層住居専用地域 |  | 準住居地域 |  | 近隣商業地域 |
|  | 第二種低層住居専用地域 |  | 商業地域 |  | 準工業地域 |
|  | 第一種中高層住居専用地域 |  | 工業地域 |  | 工業専用地域 |
|  | 第二種中高層住居専用地域 | | | | |
|  | 第一種住居地域 | | | | |
|  | 第二種住居地域 | | | | |



1:50,000



図 3.1-3

用途地域の指定状況

出典：「こしがや住まいるマップ」（令和7年12月）越谷市HP
「吉川市都市計画図」（令和5年3月）吉川市役所
「松伏町都市計画図」（平成22年3月）松伏町
「草加市都市計画図」（令和6年3月）草加市役所
「三郷市都市計画図」（令和2年7月）三郷市

3.1.3 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用状況

(1) 河川の分布

計画地及びその周辺地域の主な河川の状況は、図 3.1-4 に示すとおりである。

計画地の南側に一級河川の新方川が流れている。

(2) 上水道

構成市町における上水道の状況は、表 3.1-4 に示すとおりである。

計画地に位置する越谷市の上水道普及率は 100%となっている。

表 3.1-4 上水道の状況（令和 6 年度）

市町名	行政区域内総人口(人)	計画給水人口(人)	現在給水人口(人)	普及率(%)
越谷市	339,159	348,500	339,156	100
吉川市	71,345	75,400	71,338	100
松伏町	27,381	28,000	27,345	99.9
草加市	249,658	255,000	249,658	100
八潮市	94,070	95,000	94,067	100
三郷市	141,259	148,000	141,259	100

注：令和 6 年 3 月 31 日現在。

出典：「埼玉県の水道 令和 6 年度版」（令和 7 年 6 月、埼玉県保健医療部生活衛生課）

(3) 内水面漁業

計画地及びその周辺地域における内水面漁業の内容は、表 3.1-5 に示すとおりである。

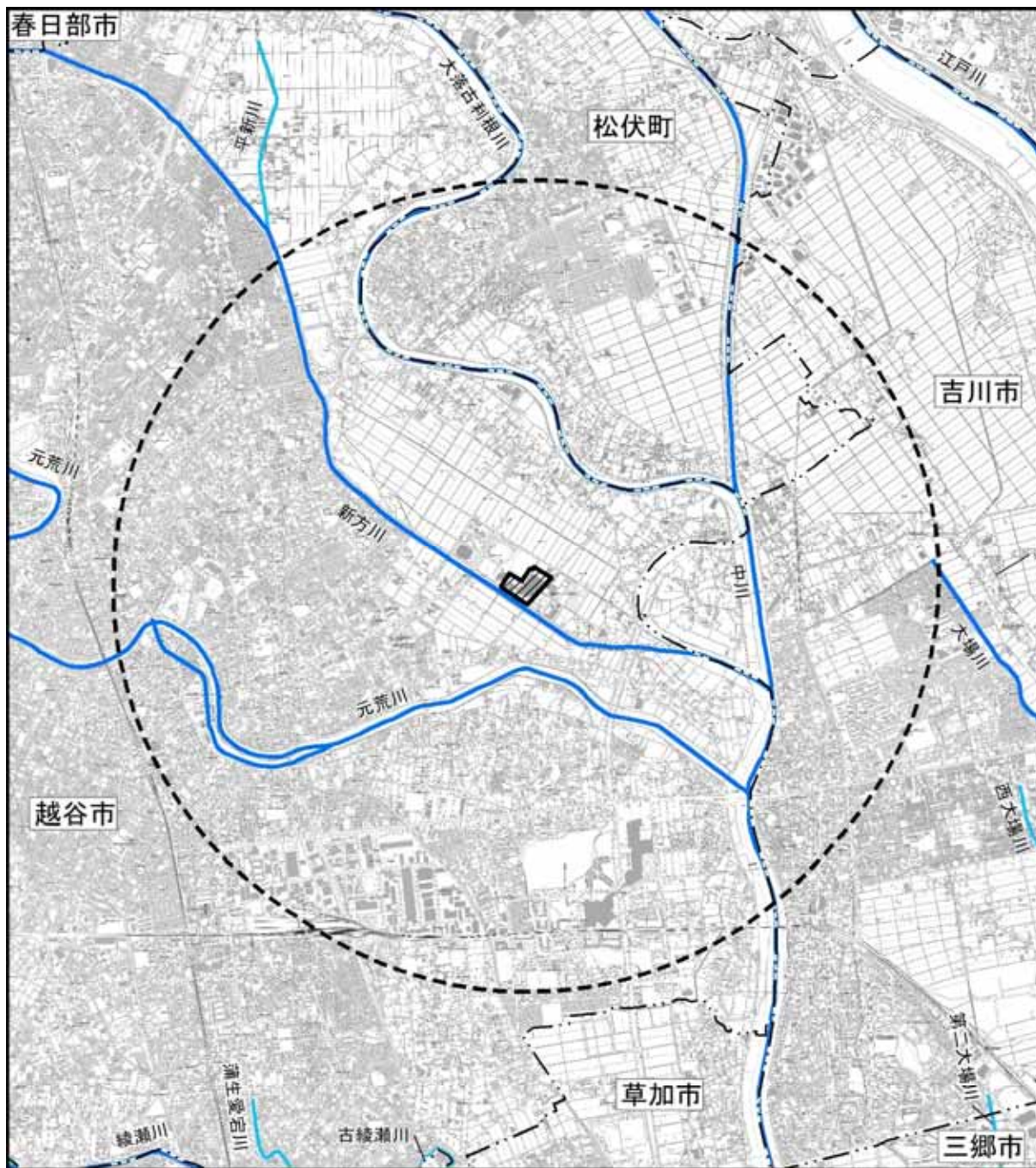
計画地及びその周辺地域に流れている中川、新方川等には漁業権が設定されている。

表 3.1-5 計画地周辺の漁業権の内容

免許番号	主な区域	漁業権者	魚種
共第 5 号	中川・綾瀬川・古綾瀬川・大場川・第二大場川・元荒川・新方川・会之堀川・大落古利根川・末田大用水路・葛西用水路・東京葛西用水・八条用水路・二郷半領用水路・新田用水路・木売落悪水路・下八間堀悪水路	埼玉東部漁業協同組合 埼玉中央漁業協同組合 埼玉南部漁業協同組合 埼玉県北部漁業協同組合	おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、わかさぎ、なまず
東京都内 共第 11 号	江戸川	埼玉東部漁業協同組合	こい、ふな、うなぎ

出典：「埼玉の水産／埼玉県知事の第五種共同漁業権漁場・魚種総括表」

（令和 7 年 12 月更新、埼玉県農林部生産振興課 HP）



凡例

-  計画地
-  計画地より3km
-  市町界
-  1級河川
-  河川



1:50,000



図 3.1-4

河川の状況

出典：「国土数値情報 河川データ」
(国土交通省国土政策局国土情報課 HP)

(4) 地下水の利用状況

計画地及びその周辺地域における地下水採取量の推移は、表 3.1-6 に示すとおりである。

計画地である越谷市が位置する東部地域における地下水の用途は、各年とも水道用が最も多くなっている。

表 3.1-6 地下水採取量の推移

単位：千 m³/日

	用途	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
東部地域 (越谷市、吉川市、松伏町、草加市、八潮市、三郷市)	水道用	49.6	43.1	43.2	45.8
	建築物用	3.3	3.3	3.6	3.4
	工業用	8.9	7.9	7.6	7.5
	農業用	0.2	0.2	0.2	0.1
	水産業	0.1	0.1	0.0	0.0
	非常災害	0.1	0.2	0.1	0.2
	その他	1.8	2.5	2.3	2.2
	計	64.0	57.3	57.0	59.2

出典：「令和4年版埼玉県環境白書」(令和4年12月、埼玉県環境部環境政策課)

「令和5年版埼玉県環境白書」(令和5年12月、埼玉県環境部環境政策課)

「令和6年版埼玉県環境白書」(令和6年12月、埼玉県環境部環境政策課)

「令和7年版埼玉県環境白書」(令和7年12月、埼玉県環境部環境政策課)

3.1.4 交通の状況

計画地及びその周辺地域の交通網の状況は、図 3.1-5 に示すとおりである。

道路は計画地の南東に国道 4 号が通っている。鉄道は計画地の南に JR 武蔵野線、西に東武伊勢崎線が通っており、最寄りの駅は計画地から南に約 2.6km に位置する JR 武蔵野線の越谷レイクタウン駅である。

(1) 道路交通量

計画地及びその周辺地域の自動車交通量調査結果は表 3.1-7 に、調査地点は図 3.1-6 に示すとおりである。

計画地から最寄りの埼玉県道 102 号平方東京線（越谷市増森 2-122）の昼間 12 時間交通量は 7,244 台である。

表 3.1-7 道路交通量の状況（令和 3 年度・平日）

番号	路線名	調査地点名	昼間 12 時間交通（台）			24 時間交通量（台）		
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
①	一般国道 4 号	越谷市七左町 6 丁目 62 番地先	18,473	6,218	24,691	27,522	9,769	37,291
②		越谷市下間久里 110-1 地先	12,083	743	12,826	16,137	1,153	17,290
③		越谷市レイクタウン 6 丁目 18-3 地先	9,595	2,465	12,060	12,632	3,419	16,051
④		吉川市川藤 346 地先	2,742	344	3,086	3,360	423	3,783
⑤	主要地方道 越谷野田線	埼玉県越谷市大吉 888	10,880	1,473	12,353	14,186	2,243	16,429
⑥		北葛飾郡松伏町 ゆめみ野東 1-2-10	2,907	445	3,352	3,517	539	4,056
⑦		北葛飾郡松伏町 金杉 435 番地先(野田橋)	13,293	3,926	17,219	19,297	5,843	25,140
⑧	主要地方道 足立越谷線	越谷市越ヶ谷 3-7-1	9,701	1,821	11,522	12,777	2,547	15,324
⑨		越谷市大里 386	8,111	1,017	9,128	10,495	1,554	12,049
⑩	主要地方道 越谷流山線	越谷市相模町 3-211	16,764	3,125	19,889	22,499	4,550	27,049
⑪		越谷市東町 3 丁目 432 番地先	12,189	2,270	14,459	16,141	3,234	19,375
⑫		越谷市東町 2 丁目 129 番地先	9,876	894	10,770	12,688	1,528	14,216
⑬	葛飾吉川松伏線	吉川市吉川 2-24-2	8,923	2,644	11,567	11,939	3,329	15,268
⑭	平方東京線	越谷市船渡 1760	1,713	127	1,840	2,042	184	2,226
⑮		越谷市増森 2-122	5,616	1,628	7,244	7,400	2017	9,417
⑯		草加市柿木町 1579 番地 3 先	7,539	2,486	10,025	10,587	3,448	14,035
⑰	越谷八潮線	越谷市花田 1-12-3	10,520	1,694	12,214	13,773	2,472	16,245
⑱	越谷川口線	越谷市南越谷 4 丁目 18-12	7,110	1,538	8,648	9,314	2,015	11,329
⑲	川藤野田線	吉川市川藤 3595	5,065	1,916	6,981	6,778	2,297	9,075
⑳	加藤平沼線	吉川市栄町 887	5,035	1,055	6,090	6,537	1,380	7,917
㉑	中井松伏線	吉川市南広島 1045-3	7,376	3,341	10,717	10,093	3,946	14,039
㉒	柿木町蒲生線	越谷市川柳町 5-293-2	5,248	1,645	6,893	6,895	1,997	8,892
㉓	越谷停車場線	—	5,819	268	6,087	7,273	579	7,852

注 1：表中の番号は、図 3.1-6 に対応する。

注 2：斜体で示した交通量は推定値とする。

注 3：昼間 12 時間とは観測時間帯が午前 7 時から午後 7 時を示す。

出典：「令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査集計表」

(令和 7 年 12 月閲覧、国土交通省 HP)

(2) 鉄道

計画地周辺に位置する東武伊勢崎線の越谷駅、北越谷駅、新越谷駅及び JR 武蔵野線の越谷レイクタウン駅、吉川駅、南越谷駅の乗降人員の経年推移は、表 3.1-8 に示すとおりである。

計画地から最寄りの越谷レイクタウン駅の乗降人員は、令和 6 年度で 21,729,910 人/年である。

表 3.1-8 乗降人員の推移

駅		乗降人数					
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
年間 (人/年)	東武伊勢崎線 越谷駅	乗車	7,277,976	7,752,498	8,298,757	8,619,439	8,799,298
		降車	7,231,179	7,704,407	8,250,518	8,594,409	8,771,105
		合計	14,509,155	15,456,905	16,549,275	17,213,848	17,570,403
	東武伊勢崎線 北越谷駅	乗車	6,712,485	7,513,689	8,180,765	8,604,575	8,850,679
		降車	6,712,485	7,518,216	8,186,112	8,614,349	8,866,320
		合計	13,424,970	15,031,905	16,366,877	17,218,924	17,716,999
	東武伊勢崎線 新越谷駅	乗車	20,302,085	22,677,835	24,382,886	25,257,192	25,919,315
		降車	20,584,874	22,973,074	24,738,441	25,644,278	26,306,797
		合計	40,886,959	45,650,909	49,121,327	50,901,470	52,226,112
	JR 武蔵野線 越谷レイクタウン駅		15,600,100	17,753,600	19,107,750	20,367,730	21,729,910
	JR 武蔵野線 吉川駅		10,202,480	10,749,980	11,427,420	11,821,620	12,015,800
	JR 武蔵野線 南越谷駅		41,138,420	46,092,930	49,504,950	51,189,790	52,663,660
1日 (人/日)	東武伊勢崎線 越谷駅		39,751	42,348	45,340	47,161	48,138
	東武伊勢崎線 北越谷駅		36,781	41,183	44,841	47,175	48,539
	東武伊勢崎線 新越谷駅		112,019	125,071	134,579	139,456	143,085
	JR 武蔵野線 越谷レイクタウン駅		42,740	48,640	52,350	55,802	59,534
	JR 武蔵野線 吉川駅		27,952	29,452	31,308	32,388	32,920
	JR 武蔵野線 南越谷駅		112,708	126,282	135,630	140,246	144,284

注 1：1 日当たりの乗降人数は、年間乗降人数/365 で算出した。

注 2：JR の駅については、降車人員数は調査されていないため、乗車人員×2 で 1 日当たりの乗降人数を算出し、算出した乗降人数×365 で年間の乗降人数を算出した。

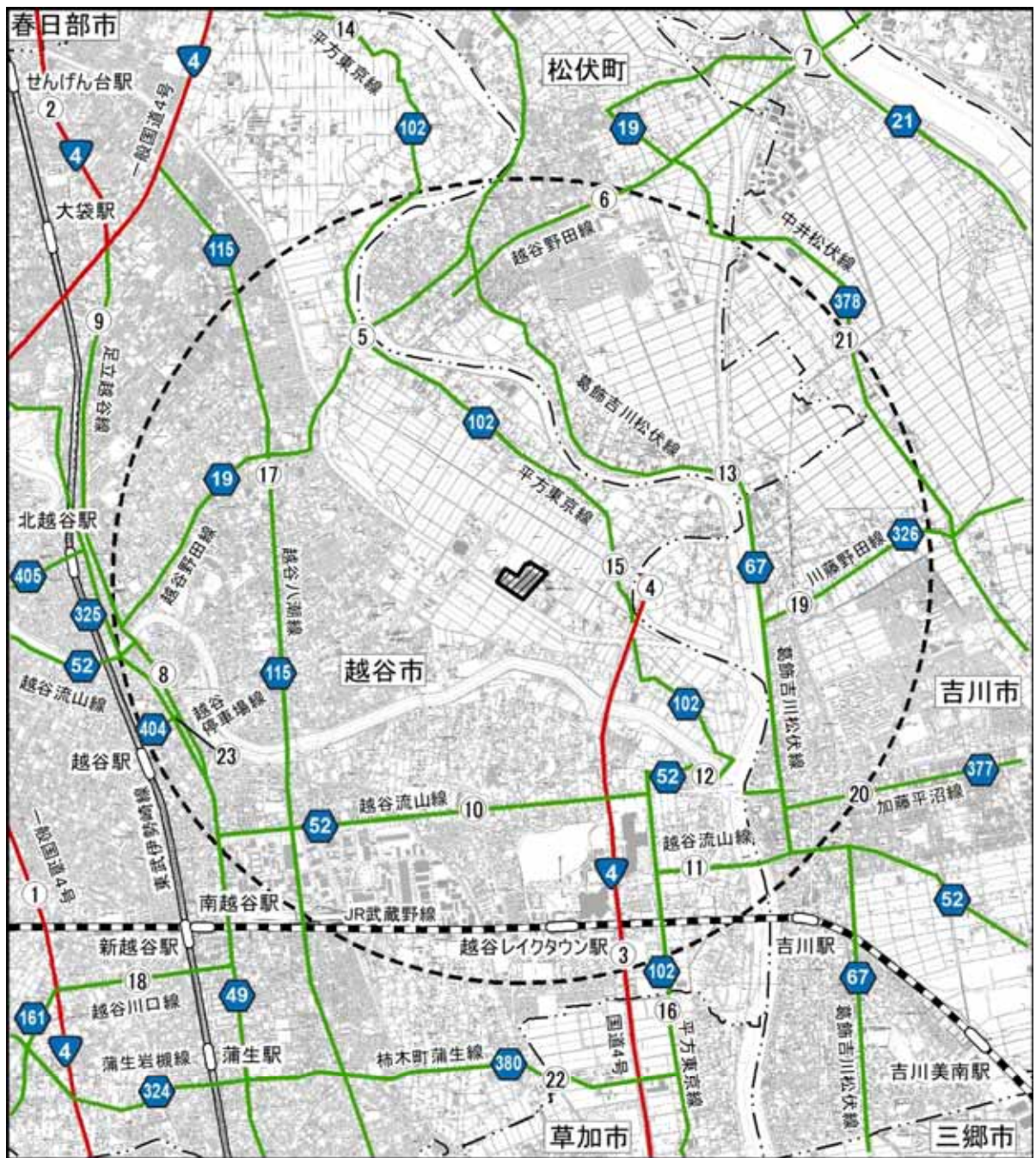
出典：「令和 3 年 埼玉県統計年鑑」（令和 4 年 12 月更新、埼玉県総務部統計課 HP）

「令和 4 年 埼玉県統計年鑑」（令和 5 年 2 月更新、埼玉県総務部統計課 HP）








「令和 5 年 埼玉県統計年鑑」（令和 6 年 2 月更新、埼玉県総務部統計課 HP）

「令和 6 年 埼玉県統計年鑑」（令和 7 年 2 月更新、埼玉県総務部統計課 HP）

「令和 7 年 埼玉県統計年鑑」（令和 8 年 2 月更新、埼玉県総務部統計課 HP）



凡例

-  計画地
-  計画地より3km
-  市町界
-  JR武蔵野線
-  東武伊勢崎線
-  一般国道
-  県道
- ①～⑳ 交通量調査地点

注：図中の番号は表 3.1-7 に対応する。



1:50,000



図 3.1-6

交通量調査地点

3.1.5 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅

(1) 環境保全についての配慮が特に必要な施設

計画地及びその周辺地域の主要公共公益施設等は、表 3.1-9 及び図 3.1-7 に示すとおりである。

計画地に最寄りの保全施設について、教育施設は西側約 0.8km に位置する幼保連携型認定こども園越谷さくらの森が、福祉・医療施設は東側約 0.2km に位置する特別養護老人ホーム憩いの里がある。

表 3.1-9(1) 環境保全についての配慮が特に必要な施設（教育）

番号	分類	名称	住所
1	幼稚園	あやの幼稚園	越谷市大成町 1-40-2
2		さなえ幼稚園	越谷市東町 3-330
3		照蓮院さくら幼稚園	越谷市瓦曾根 1-5-43
4		日本基督教団越谷教会附属越谷幼稚園	越谷市御殿町 4-33
5		レイクアスナロ幼稚園	越谷市レイクタウン 9-2-7
6		南越谷幼稚園	越谷市川柳町 1-111
7		たから幼稚園	松伏町上赤岩 1200
8		幼保連携型認定こども園越谷さくらの森	越谷市大字増林字城ノ上 5987-1
9		幼稚園型認定こども園吉川幼稚園	吉川市保 780-13
10		こどものもり	松伏町田中 1-7-31
11	小学校	越ヶ谷小学校	越谷市中町 1-41
12		大沢小学校	越谷市大沢 2-13-21
13		大相模小学校	越谷市大成町 2-1
14		増林小学校	越谷市増林 2-512
15		川柳小学校	越谷市川柳町 1-471-1
16		東越谷小学校	越谷市東越谷 6-1040
17		西方小学校	越谷市西方 2-12-1
18		鷺後小学校	越谷市東大沢 2-1-1
19		明正小学校	越谷市川柳町 1-401
20		花田小学校	越谷市花田 4-14-1
21		城ノ上小学校	越谷市増林 6066-1
22		吉川小学校	吉川市平沼 73
23		関小学校	吉川市吉川団地 1-10
24		松伏小学校	松伏町ゆめみ野東 1-1-2
25	松伏第二小学校	松伏町田中 1-4-6	
26	中学校	中央中学校	越谷市宮前 1-18-1
27		東中学校	越谷市東越谷 9-3160
28		南中学校	越谷市川柳町 1-198
29		栄進中学校	越谷市大沢 659-1
30		光陽中学校	越谷市川柳町 1-498
31		新栄中学校	越谷市大吉 435
32		大相模中学校	越谷市相模町 3-165
33		松伏第二中学校	松伏町上赤岩 711
34	高等学校	越ヶ谷高等学校	越谷市越ヶ谷 2788-1
35		越谷東高等学校	越谷市増林荒川堤外 5670-1
36		越谷南高等学校	越谷市レイクタウン 7-9
37		松伏高等学校	松伏町ゆめみ野東 2-7-1
38		松栄学園 越谷レイクタウン分校	越谷市レイクタウン 6-18-1
39		叡明高等学校	越谷市レイクタウン 7-2-1
40	図書館	越谷市立図書館	越谷市東越谷 4-9-1

注：表中の番号は、図 3.1-7(1)に対応する。

出典：「埼玉県学校便覧」（令和 7 年 4 月更新、埼玉県教育局総務課 HP）

「埼玉県内公共図書館等一覧」（令和 7 年 8 月更新、埼玉県立図書館 HP）

表 3.1-9(2) 環境保全についての配慮が特に必要な施設（福祉・医療）

番号	分類	名称	住所
1	認可保育所	大相模保育所	越谷市大成町 2-288-1
2		増林保育所	越谷市東越谷 8-41-1
3		緑の森公園保育所	越谷市越ヶ谷 2620-1
4		越ヶ谷保育園	越谷市越ヶ谷本町 3-7
5		の〜びる保育園	越谷市相模町 2-63-3
6		第二越谷保育園	越谷市増森 396-1
7		越谷レイクタウンさくら保育園	越谷市レイクタウン 8-3-5
8		埼玉東萌保育園	越谷市川柳町 1-582-1
9		越谷レイクタウンどろんこ保育園	越谷市レイクタウン 5-15-5
10		東大沢保育園	越谷市東大沢 4-31-1
11		みずべこどもの家保育園	越谷市レイクタウン 6-11-4
12		にじの駅保育園	越谷市レイクタウン 4-4
13		つぐみ保育園	越谷市レイクタウン 5-7-2
14		エンジェルハウス保育園	越谷市大沢 4-10-2
15		「こころの花」ほいくえんレイクタウン駅	越谷市流通団地 4-115-5
16		第一保育所	吉川市きよみ野 2-22-1
17		よしかわ杜の保育園	吉川市中央 1-9-24
18		よしかわフラワー保育園	吉川市吉川団地 5-16
19	特別養護 老人ホーム	憩いの里	越谷市増森 1-85
20		キャンベルホーム	越谷市大吉 552-1
21		クローバーホーム	越谷市増林 5445-1
22		越谷れんげの杜	越谷市相模町 2 丁目 277-1
23		レイクタウンの杜	越谷市東町 3-439-1
24	養護老人保健施設	憩いの里養護老人ホーム すこやか	越谷市増森 1-85
25	介護老人保健施設	あすかHOUSE松伏	松伏町上赤岩 752-1
26	軽費老人ホーム (ケアハウス)	コスモ越谷	越谷市増林 5905-2
27	有料老人ホーム	アペックス越谷A棟	越谷市花田 1-35-14
28		ベストライフ越谷	越谷市大沢 2-13-40
29		越谷なごみ苑	越谷市川柳町 1-166-1
30		アペックス越谷B棟	越谷市花田 1-34-20
31		白小鳩橋めいせい	越谷市相模町 7-3928-1
32		スタイルケア越谷	越谷市瓦曽根 2-5-73
33		ケアタウンつどい大沢	越谷市大沢 3-23-3
34		エクラシア越谷大成	越谷市大成町 1-2247-1
35		エクラシア越谷レイクタウン	越谷市レイクタウン 6-4-3
36		晴れる家	越谷市花田 7-14-16
37		住宅型有料老人ホーム 輪	越谷市弥十郎 582-1
38		医心館 越谷	越谷市越ヶ谷 1-6-3
39	湖街 メディカルホーム	越谷市レイクタウン 8-12-12	

注：表中の番号は、図 3.1-7(2)に対応する。

出典：「認可保育所一覧」（令和 7 年 6 月更新、埼玉県福祉部子ども支援課 HP）

「施設名簿」（令和 7 年 10 月更新、埼玉県福祉部高齢者福祉課 HP）

「越谷市内有料老人ホーム等の一覧表」（令和 7 年 10 月更新、越谷市 HP）

表 3.1-9(3) 環境保全についての配慮が特に必要な施設（福祉・医療）

番号	分類	名称	住所
40	病院	越谷市立病院	越谷市東越谷 10-32
41		南埼玉病院	越谷市増森 252
42		越谷クリニック	越谷市越谷市弥生町 17-1
43		市川胃腸科外科病院	越谷市東越谷 7-2-5
44		埼玉東部循環器病院	越谷市大沢 3187-1
45		レイクタウン整形外科病院	越谷市レイクタウン 5-13-6
46		湖街ホスピタル	越谷市レイクタウン 8-12-12
47		吉川中央総合病院	吉川市吉川市平沼 111
48	診療所	いいやま泌尿器科	越谷市弥生町 17-1 305-3
49		石川医院	越谷市越ヶ谷 2-3-20
50		石川眼科	越谷市越ヶ谷 2-3-21
51		えのもと整形外科クリニック	越谷市弥十郎 451-1
52		おだやかライフ内科クリニック	越谷市レイクタウン 3-1-1 2階
53		おはなちやいんどクリニック	越谷市相模町 2-38-1
54		小尾医院	越谷市東町 2-116
55		かがやき眼科皮膚科クリニック	越谷市相模町 3-244-9
56		かずよし内科クリニック	越谷市越ヶ谷 1-3-8 2階
57		ナイズ キャップスクリニック 越谷レイクタウン	越谷市レイクタウン 3-1-1 1階
58		京メディカルクリニック	越谷市弥生町 14-20 木田ビル 4階
59		工藤脳神経外科クリニック	越谷市花田 2-33-19
60		小泉クリニック	越谷市中町 10-22 レザン中町 101
61		越谷駅前眼科	越谷市越ヶ谷 1-3-8 3階 4階
62		越谷駅前クリニック	越谷市弥生町 17-1-301-1
63		越谷駅前たんぼぼメンタルクリニック	越谷市弥生町 1-14-305
64		越谷くろす内科クリニック	越谷市宮前 1-5-21
65		越谷市夜間急患診療所	越谷市東越谷 10-31
66		越谷にしはら眼科	越谷市レイクタウン 3-1-1 1階
67		越谷泌尿器科・内科	越谷市相模町 3-217-1
68		越谷レイクタウン内科	越谷市レイクタウン 8-10-6 2階
69		越谷レイクタウン皮ふ科	越谷市レイクタウン 6-1-9
70		小島医院	越谷市東越谷 2-6-1
71		埼玉メンタルクリニック	越谷市弥生町 17-1 3階
72		埼玉クリニック	越谷市相模町 3-217-1
73		そうま呼吸器アレルギークリニック	越谷市東越谷 3-8-13
74		田代クリニック愛	越谷市相模町 6-484
75		多田小児科クリニック	越谷市東越谷 6-23-13
76	ツインシティ眼科	越谷市弥生町 17-1 3階	

注：表中の番号は、図 3.1-7(2)に対応する。

出典：「越谷市保健所管内の医療機関名簿」（令和 7 年 12 月 31 日現在、越谷市 HP）

「病院・診療所」（令和 7 年 5 月更新、吉川市健康増進課 HP）

表 3.1-9(4) 環境保全についての配慮が特に必要な施設（福祉・医療）

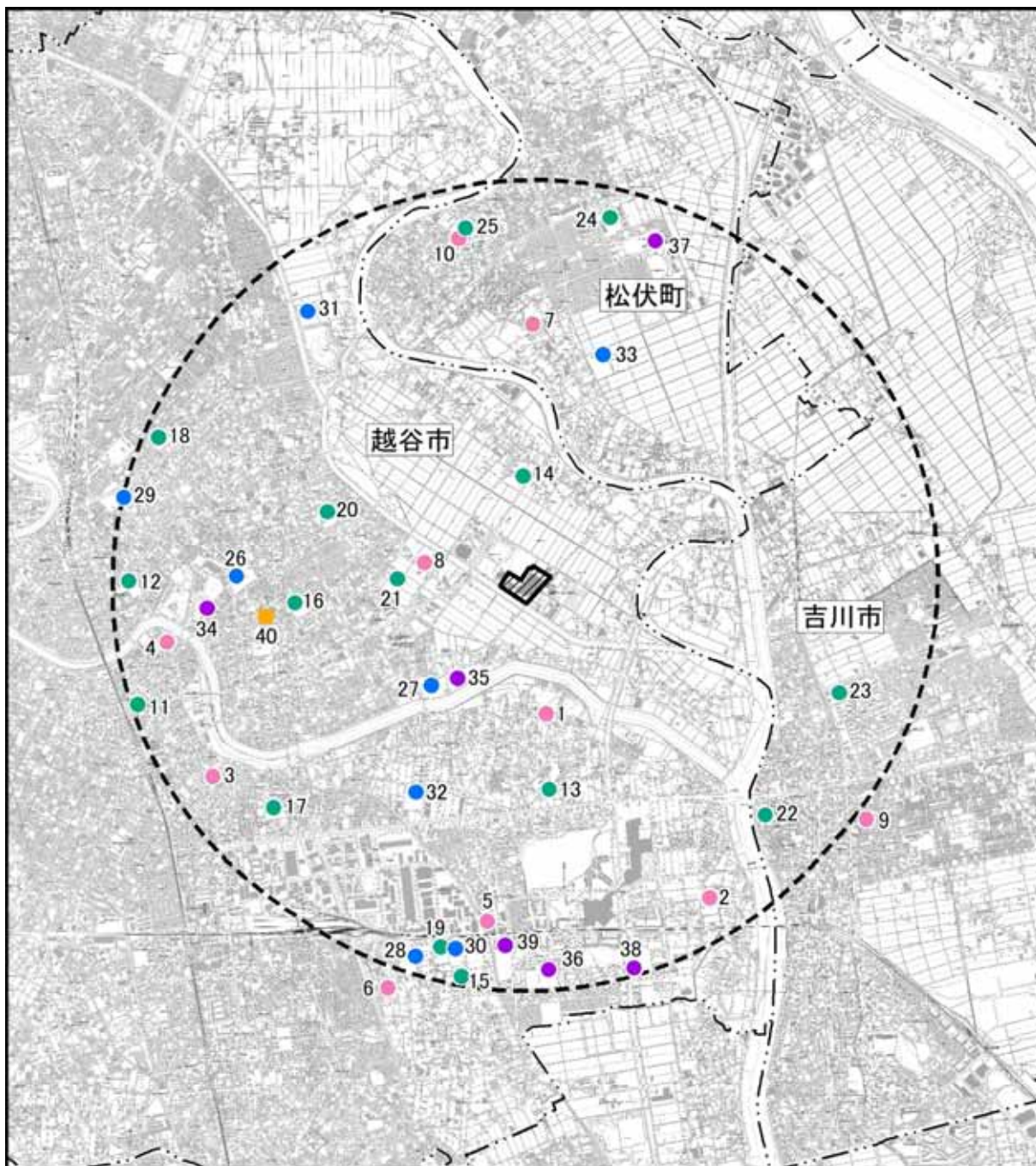
番号	分類	名称	住所
77	診療所	つむぎこどもクリニック	越谷市レイクタウン 2-2-6
78		登坂耳鼻咽喉科医院	越谷市弥生町 1-8
79		中川耳鼻咽喉科	越谷市越ヶ谷 5-2-5
80		中村医院	越谷市大成町 2-113
81		花田内科クリニック	越谷市花田 1-21-7
82		はにゅう整形外科	越谷市相模町 3-139-1
83		東大沢整形外科内科 リハビリテーションクリニック	越谷市大沢 3219-19
84		東越谷 4 丁目クリニック	越谷市東越谷 4-2-8
85		藤田医院	越谷市瓦曾根 1-7-2
86		堀中医院	越谷市越ヶ谷 3-1-26
87		松田整形外科	越谷市瓦曾根 2-1-14
88		松本クリニック	越谷市花田 1-35-18
89		桃木診療所	越谷市越ヶ谷本町 6-6
90		弥栄医院	越谷市弥栄町 1-105-184
91		やざわ整形外科クリニック	越谷市花田 2-26-5
92		山口醫院	越谷市中町 5-1
93		やまぐち内科クリニック	越谷市東越谷 9-32-7
94		吉村胃腸科クリニック	越谷市越ヶ谷 1-10-19
95		レイクタウン眼科	越谷市レイクタウン 8-10-6
96		レイクタウンクリニック	越谷市レイクタウン 3-1-1 2階
97		レイクタウンこどもクリニック	越谷市レイクタウン 6-25-3
98		レイクタウンたけのこ耳鼻咽喉科	越谷市レイクタウン 6-1-10
99		レイクタウンメンタルクリニック	越谷市レイクタウン 6-6-3
100		磯久クリニック	吉川市関 226-1
101		そめや整形外科	吉川市平沼 224
102		吉川脳神経外科	吉川市川藤 850-4
103		津田医院	松伏町松伏 3432
104		ふれあい橋クリニック	松伏町上赤岩 841-1
105		松伏眼科クリニック	松伏町上赤岩 841-1-2
106		宮里医院	松伏町松伏 3817
107		宮里クリニック	松伏町松伏 3818-1
108		宮里こどもクリニック	松伏町田中 3-21-11

注：表中の番号は、図 3.1-7(2)に対応する。

出典：「越谷市保健所管内の医療機関名簿」（令和 7 年 12 月 31 日現在、越谷市 HP）

「病院・診療所」（令和 7 年 5 月、吉川市健康増進課 HP）

「町内医療機関、歯科医院一覧」（令和 7 年 4 月 11 日現在、松伏町すこやか子育て課 HP）



凡例

-  計画地
-  計画地より3km
-  市町界
-  幼稚園
-  小学校
-  中学校
-  高等学校
-  図書館

注：図中の番号は表 3.1-9(1)に対応する。

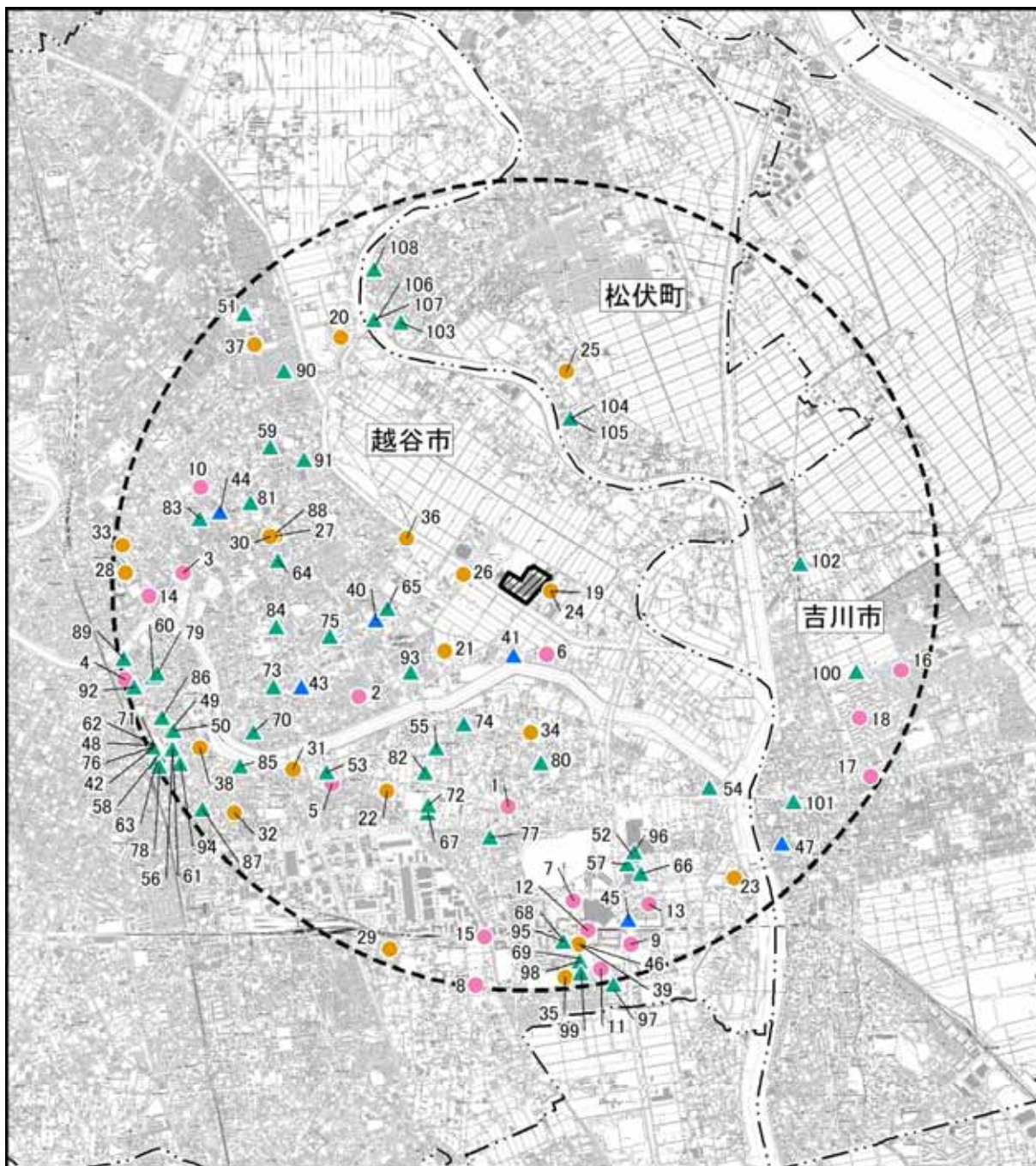









1:50,000



図 3.1-7(1)

環境保全についての配慮が特に必要な施設位置図
(教育)



- 凡例
-  計画地
 -  計画地より3km
 -  市町界
 -  認可保育所
 -  老人ホーム等
 -  病院
 -  診療所



1:50,000



図 3.1-7(2)

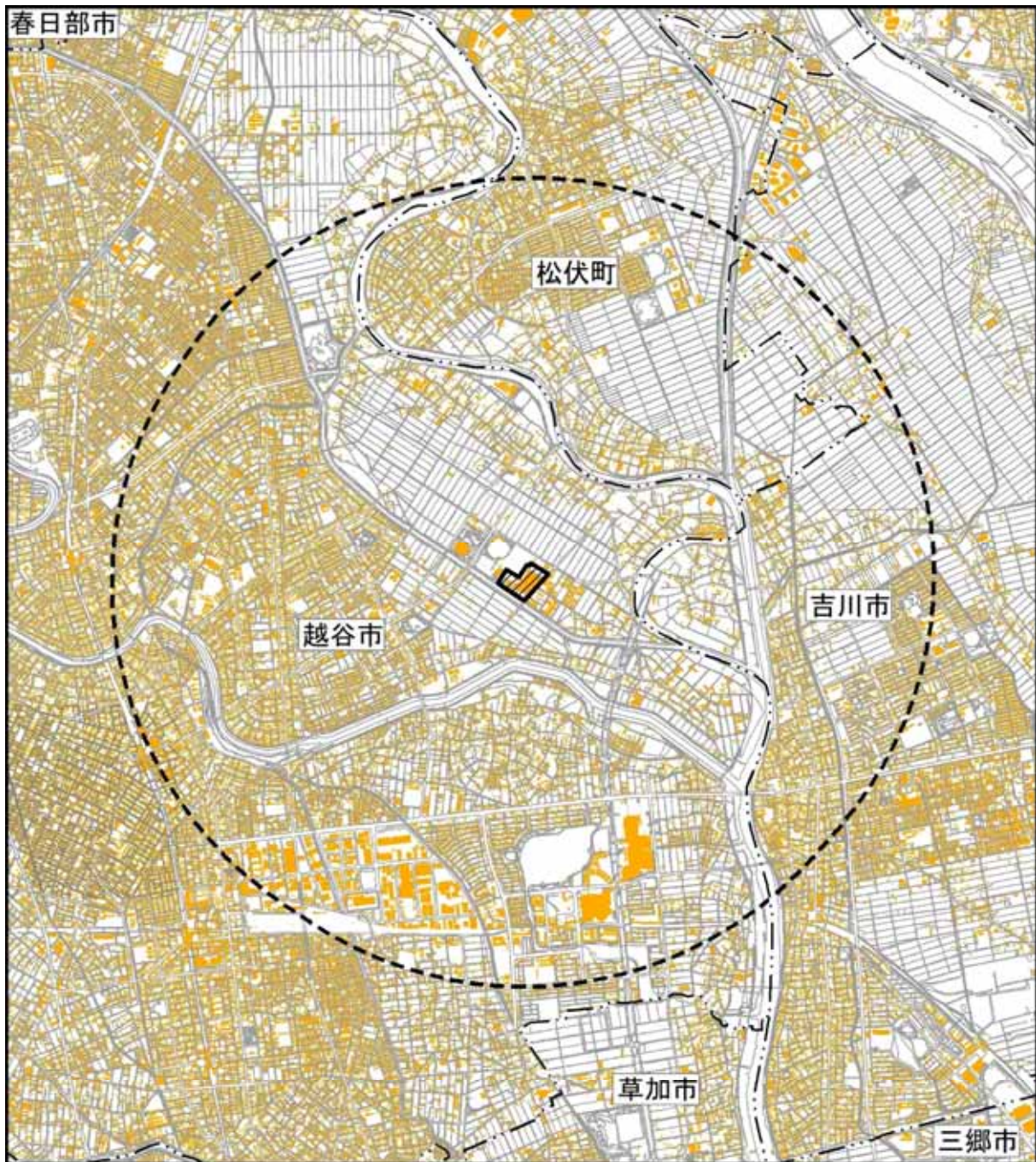
環境保全についての配慮が特に必要な施設位置図
(福祉・医療)

注：図中の番号は表 3.1-9(2)～(4)に対応する。

(2) 住宅の分布状況

計画地及びその周辺地域の建築物等の状況は、図 3.1-8 及び図 3.1-9 に示すとおりである。

計画地から最寄りの住宅は、西側・南南西側約 0.3km に位置している。



凡 例

-  計画地
-  計画地より3km
-  市町界
-  建築物



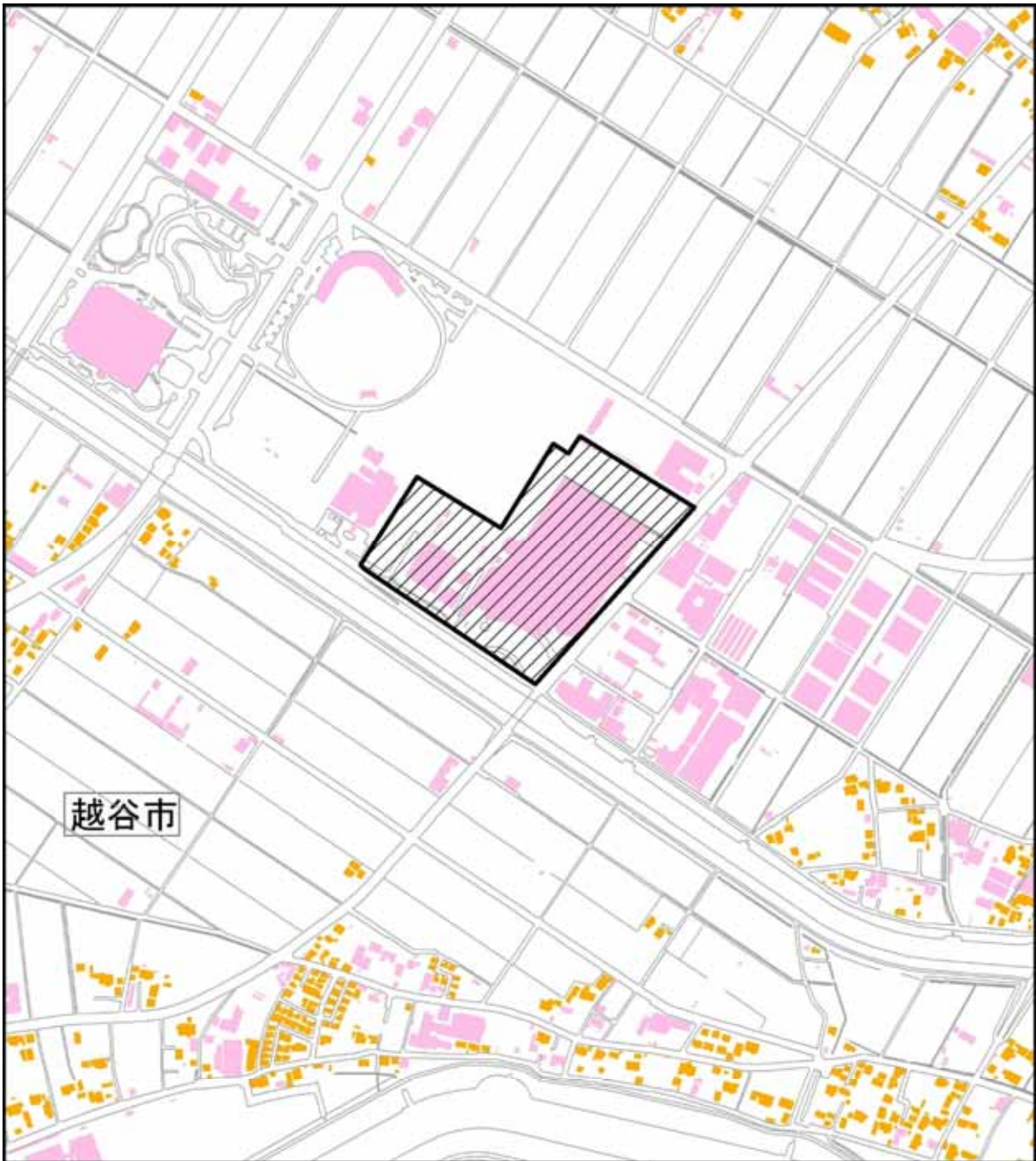
1:50,000

0 0.5 1 1.5 2 km




図 3.1-8

建築物の状況

出典：「基盤地図情報ダウンロード」（令和6年7月）国土地理院 HP



凡 例

-  計画地
-  建築物
-  住宅等



1:7,500



図 3.1-9

計画地およびその周辺地域の
建築物、住宅等の状況

出典：「基盤地図情報ダウンロード」（令和6年7月）国土地理院 HP

3.1.6 下水道、し尿処理及びごみ処理施設の整備状況

(1) 下水道

構成市町における公共下水道整備状況は、表 3.1-10 に示すとおりである。

計画地が位置する越谷市の公共下水道の普及率は 89.3%である。

表 3.1-10 公共下水道整備状況（令和 6 年度末）

流域名	市町名	行政人口(人)	処理人口(人)	普及率(%)
中川流域	越谷市	341,992	288,691	89.3
	吉川市	72,351	60,620	83.8
	松伏町	27,723	19,359	69.8
	草加市	252,163	247,503	98.2
	八潮市	93,663	77,359	82.6
	三郷市	142,041	126,890	89.3

注：行政人口は、令和 6 年度末現在の住民基本台帳人口である。

出典：「公共下水道整備状況一覧表」（令和 7 年 9 月更新、埼玉県下水道局下水道事業課 HP）

(2) し尿処理

1) 水洗化状況

構成市町の水洗化状況は、表 3.1-11 に示すとおりである。

構成市町の水洗化率は 97.9%～99.7%となっており、計画地が位置する越谷市の水洗化率は 99.5%である。

表 3.1-11 水洗化状況（令和 5 年度）

市町名	総人口 (人)	水洗化人口(人)			水洗化 率	非水洗化人口(人)			非水 洗化 率
		公共下水 道人口	浄化槽 人口	計		計画収 集人口	自家処 理人口	計	
越谷市	343,548	280,251	61,616	341,867	99.5%	1,681	0	1,681	0.5%
吉川市	72,731	58,970	13,443	72,413	99.6%	318	0	318	0.4%
松伏町	28,222	16,647	10,988	27,635	97.9%	587	0	587	2.1%
草加市	251,215	233,957	16,549	250,506	99.7%	709	0	709	0.3%
八潮市	92,846	68,973	23,272	92,245	99.4%	601	0	601	0.6%
三郷市	141,990	113,328	26,758	140,086	98.7%	1,904	0	1,904	1.3%

出典：「一般廃棄物処理事業の概況～令和 5 年度実績～」(令和 7 年 8 月、埼玉県環境部資源循環推進課)

2) し尿・浄化槽汚泥処理量

構成市町のし尿・浄化槽汚泥処理量は、表 3.1-12 に示すとおりである。

計画地が位置する越谷市の総処理量は 27,608.53kL となっている。

表 3.1-12 し尿・浄化槽汚泥処理量（令和 6 年度）

市町名	処理量(kL)		
	総処理量	生し尿	浄化槽汚泥
越谷市	27,608.53	3,701.13	23,907.40
吉川市	6,368.89	620.69	5,623.33
松伏町	5,247.81	763.98	4,483.83
草加市	6,631.84	864.14	5,767.70
八潮市	13,072.62	1,318.98	11,753.64
三郷市	13,284.16	1,729.49	11,554.67

出典：「令和 6 年度事業概要」（令和 7 年 8 月、東埼玉資源環境組合）

(3) ごみ処理

構成市町におけるごみ排出量は表 3.1-13 に、ごみ排出量の推移は表 3.1-14 に示すとおりである。

計画地が位置する越谷市の令和 5 年度の年間排出量は 97,905t である。

表 3.1-13 構成市町のごみ排出量（令和 5 年度）

市町名	計画収集人口(人)	ごみ排出量(t)					合計(t)
		事業系	生活系	資源ごみ		集団回収	
				資源ごみ	家庭系		
越谷市	343,548	24,785	68,690	7,856	60,834	4,430	97,905
吉川市	72,731	6,358	15,159	2,121	13,038	919	22,436
松伏町	28,222	1,633	6,462	708	5,754	70	8,165
草加市	251,215	14,949	50,968	5,728	45,240	2,969	68,886
八潮市	92,846	8,789	20,820	2,586	18,234	490	30,099
三郷市	141,990	11,126	31,076	3,731	27,345	1,785	43,987

出典：「一般廃棄物処理事業の概況～令和 5 年度実績～」(令和 7 年 8 月、埼玉県環境部資源循環推進課)

表 3.1-14 構成市町のごみ排出量の推移（経年変化）

単位:t

市町名	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
越谷市	106,237	105,157	103,747	101,359	97,905
吉川市	22,635	23,018	23,630	23,310	22,436
松伏町	9,113	9,173	8,901	8,714	8,165
草加市	74,683	75,153	72,893	71,737	68,886
八潮市	31,931	32,331	31,668	31,288	30,099
三郷市	48,672	48,443	47,419	46,102	43,987

注：各年度 3 月 31 日時点。

出典：「一般廃棄物処理事業の概況～令和 5 年度実績～」(令和 7 年 8 月、埼玉県環境部資源循環推進課)

3.1.7 法令による指定及び規制等の状況

(1) 大気汚染

1) 環境基本法等に基づく大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」に基づき表 3.1-15 のとおりに定められている。また、大気環境中に係るダイオキシン類の環境基準は「ダイオキシン類対策特別措置法」により、表 3.1-16 のとおりに定められている。

表 3.1-15 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法	
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	長期的評価	1 日平均値の 2%除外値が 0.04ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
		短期的評価	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	1 日平均値の年間 98%値が 0.06ppm を超えないこと。	
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	長期的評価	1 日平均値の 2%除外値が 10ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
		短期的評価	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	長期的評価	1 日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
		短期的評価	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m ³ 以下であること。	長期基準	年平均値が 15μg/m ³ 以下であること。
		短期基準	1 日平均値の年間 98 パーセント値が 35μg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	昼間の 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。		
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること		
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。		
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。		
備考：1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。 3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。			

注：大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

表 3.1-16 大気環境中の係るダイオキシン類環境基準

物質	環境上の条件
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。

注：環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

2) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

「大気汚染防止法」等に基づく排出基準及び指定地域

ア) 硫黄酸化物

「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づくばい煙発生施設に係る硫黄酸化物の規制基準は図 3.1-10 に示すとおり、計画地がある越谷市は 26 号地域に該当する。

なお、「大気汚染防止法」に基づく総量規制及び燃料使用規制については、埼玉県では 27 号地域のみが指定地域となっているため、計画地に適応されない。



K 値

根拠法令 項目 地域	大気汚染防止法			埼玉県生活環境保全条例
	法第3条第2項 (地域区分)	法第3条第2項 (一般排出基準)	法第3条第3項 (特別排出基準) S49.4.1以降設置	条例第50条 新設・既設の区別なし
	27号地域	3.5	2.34	9.0
	26号地域	9.0	—	14.5
	28号地域	14.5	—	17.5
	100号地域	17.5	—	

出典：「埼玉県の大气規制（固定発生源）ばい煙関係」（令和7年6月、埼玉県環境部大気環境課）

図 3.1-10 硫黄酸化物の K 値規制

イ) ばいじん

ばい煙発生施設について、「大気汚染防止法」に基づくばいじんの排出基準は、表 3.1-17 に示すとおりである。

表 3.1-17 「大気汚染防止法」に基づくばいじんの排出基準（抜粋）

ばい煙発生施設の種類		標準酸素濃度 (O ₂ %)	規模 (焼却能力)	排出基準 (g/m ³ _N)	
廃棄物焼却炉	ばい煙発生施設 新設 平成10年7月2日以降に設置	12	4,000kg/時以上	0.04	
			2,000～4,000kg/時	0.08	
			2,000kg/時未満	0.15	
	ばい煙発生施設 既設 平成10年7月1日以前に設置		4,000kg/時以上	0.08	
			2,000～4,000kg/時	0.15	
			2,000kg/時未満	0.25	
指定ばい煙発生施設	新設 平成11年4月1日以降に設置	12	焼却能力 200kg/時未満かつ 火格子面積 2m ² 未満	0.15	
				0.25	
指定ばい煙発生施設	既設 平成11年4月1日以前に設置		12	焼却能力 200kg/時未満かつ 火格子面積 2m ² 未満	0.15
					0.25

出典：「埼玉県の大气規制（固定発生源）ばい煙関係」（令和7年6月、埼玉県環境部大気環境課）

ウ) 窒素酸化物

ばい煙発生施設に係る基準は、「大気汚染防止法」に基づく排出基準と「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」に基づく指導基準がある。

ばい煙発生施設のうち、「大気汚染防止法」に基づく窒素酸化物の排出基準は、表 3.1-18 に示すとおりである。

表 3.1-18 窒素酸化物の排出基準及び指導基準

ばい煙発生施設の種類		規模 最大排出ガス量 (万m ³ _N /時)	標準酸素濃度 (O ₂ %)	排出基準 (ppm)	指導基準 (ppm)
廃棄物焼却炉	連続炉	4以上	12	250	180
		4未満		250	180
	前項以外	4以上		250	180
		4未満		—	180

出典：「埼玉県の大气規制（固定発生源）ばい煙関係」（令和7年6月、埼玉県環境部大気環境課）

工) 塩化水素

「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく塩化水素の排出基準は、表 3.1-19 及び表 3.1-20 に示すとおりである。

表 3.1-19 「大気汚染防止法」に基づく塩化水素の排出基準

ばい煙発生施設の種類		排出基準 (mg/m ³ _N)	上乘せ基準 (mg/m ³ _N)
廃棄物焼却炉	焼却能力 200kg/時以上500kg/時未満	700	500
	焼却能力 500kg/時以上	700	200

注：排出基準は、標準酸素濃度（0n%=12%）による補正を行う。

出典：「埼玉県の大气規制（固定発生源）ばい煙関係」（令和7年6月、埼玉県環境部大気環境課）

表 3.1-20 「埼玉県生活環境保全条例」に基づく塩化水素の排出基準

ばい煙発生施設の種類			排出基準 (mg/m ³ _N)
廃棄物焼却炉 (焼却能力30kg/時 以上に限る。)	金属の回収を目的として金属に付着している油、樹脂等を焼却する施設を含む。	新設 平成11年4月1日以降に設置	500
		既設 平成11年4月1日以前に設置	

注：排出基準は、標準酸素濃度（0n%=12%）による補正を行う。

出典：「埼玉県の大气規制（固定発生源）ばい煙関係」（令和7年6月、埼玉県環境部大気環境課）

オ) ダイオキシン類の排出基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく、ダイオキシン排出基準は、表 3.1-21 に示すとおりである。

表 3.1-21 ダイオキシン類の排出基準

種類	該当規模要件		標準酸素濃度 (0n%)	排出基準 (ng-TEQ/m ³ _N)	
				新設	既設
廃棄物焼却炉	焼却能力が 50kg/時以上または 火床面積0.5m ² 以上	焼却能力4t/時以上	12	0.1	1
		焼却能力 2t/時以上～4t/時未満		1	5
		焼却能力2t/時未満		5	10

出典：「ダイオキシン類に関する規制について」（令和7年6月、埼玉県環境部大気環境課）

カ) 水銀

水銀の排出基準は、表 3.1-22 に示すとおりである。

表 3.1-22 水銀の排出基準

対象施設	該当規模要件	標準酸素濃度 (O _n %)	排出基準 ($\mu\text{g}/\text{m}^3_{\text{N}}$)	
			新設	既設
①廃棄物焼却炉（専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であって、廃棄物処理法施行令第7条第5号に規定する廃油の焼却炉の許可のみを有し、原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外のものを取り扱うもの及びこの表の②に掲げるものを除く。）	火格子面積2m ² 以上または焼却能力が200kg/時以上のもの	12	30	50
②廃棄物焼却炉のうち、水銀回収義務付け産業廃棄物又は水銀含有再生資源を取り扱うもの	裾切りなし		50	100

出典：「大気汚染防止法の一部を改正する法律等の施行について 環水大大発1609264号」
(平成28年9月、環境省HP)

自動車 NOx・PM 法に基づく対策地域

関係市町は、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（以下「自動車 NOx・PM 法」という。）の対策地域に含まれる。対策地域については、図 3.1-11 に示すとおりである。また、埼玉県生活環境保全条例では県内全域で県の粒子状物質排出基準に適合しないディーゼル車の運行禁止の規制内容を示している。

自動車 NOx・PM 法の窒素酸化物 (NOx) 及び粒子状物質 (PM) の排出基準に適合していない車は、対策地域内での登録はできない。

また、対策地域内で既に使用している車については、装置を装着して条例の規制に対応しても、自動車 NOx・PM 法の窒素酸化物 (NOx) 及び粒子状物質 (PM) の排出基準に適合していない場合は、その車種及び初度登録年月日に応じて定められる猶予期間が過ぎると車検に通らなくなる。



■ 窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域

出典：「埼玉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」（令和6年3月、埼玉県）

図 3.1-11 対策地域（窒素酸化物対策地域・粒子状物質対策地域）

(2) 水質

1) 環境基本法等に基づく水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は表 3.1-23 に、「生活環境の保全に関する環境基準」は表 3.1-24 に、「地下水の水質汚濁に係る環境基準」は表 3.1-25 に示すとおりである。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく水質に係るダイオキシン類の環境基準は表 3.1-26 に示すとおりである。

表 3.1-23 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		

備考：1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2. 「検出されないこと。」とは、告示の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

表 3.1-24(1) 生活環境の保全に関する環境基準：河川

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2 級、水産 1 級、水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水道 3 級、水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下
C	水産 3 級、工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	-
D	工業用水 2 級、農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	-
E	工業用水 3 級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	-

備考1: 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
備考2: 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
備考3: 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
備考4: 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。
備考5: 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
備考6: 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

- 注 1: 自然環境保全；自然探勝等の環境保全
 注 2: 水道 1 級；ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2 級；沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3 級；前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 注 3: 水産 1 級；ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 水産 2 級；サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 水産 3 級；コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 注 4: 工業用水 1 級；沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級；薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水 3 級；特殊の浄水操作を行うもの
 注 5: 環境保全；国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 3.1-24(2) 生活環境の保全に関する環境基準：河川

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼン スルホン酸 及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考 1：基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

表 3.1-25 地下水に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
備考1:基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。			
備考2:「検出されないこと。」とは、告示の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			
備考3:硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102 43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。			
備考4:1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。			

表 3.1-26 水質に係るダイオキシン類環境基準

物質	基準値 (年間平均値)
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下

注：水底の底質を除く。

2) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

「水質汚濁防止法」等に基づく排水基準及び指定水域又は指定地域

水質汚濁に関しては、「水質汚濁防止法」に加え、埼玉県における「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水を定める条例（上乘せ条例）」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく排水規制等が行われている。

「埼玉県生活環境保全条例」に基づく工場又は事業場からの公共用水域への排水の排水基準は、表 3.1-27 に示すとおりである。

表 3.1-27 「埼玉県生活環境保全条例」に基づく排水基準

項目	排出基準	項目	排出基準
カドミウム及びその化合物 ^{注2}	カドミウム 0.03	1,1-ジクロロエチレン	1
シアン化合物	シアン 1	シス 1,2-ジクロロエチレン	0.4
有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メルジメ ン及びEPNに限る)	1	1,1,1-トリクロロエタン	3
鉛及びその化合物	鉛 0.1	1,1,2-トリクロロエタン	0.06
6価クロム化合物	6価クロム 0.2	1,3-ジクロロプロペン	0.02
砒素及びその化合物	砒素 0.1	チウラム	0.06
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	水銀 0.005	シマジン	0.03
アルキル水銀化合物	検出されないこと。 (定量限界 0.0005)	チオベンカルブ	0.2
ポリ塩化ビフェニル	0.003	ベンゼン	0.1
トリクロロエチレン	0.1	セレン及びその化合物	セレン 0.1
テトラクロロエチレン	0.1	ほう素及びその化合物 ^{注2}	ほう素 10
ジクロロメタン	0.2	ふっ素及びその化合物 ^{注2} ^{注3}	ふっ素 8
四塩化炭素	0.02	アンモニア、アンモニア化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸 ^{注2}	100 ^{注1}
1,2-ジクロロエタン	0.04	1,4-ジオキサン ^{注2}	0.5

注1：1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたものと亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量が100mg。

注2：一部の業種について、水質汚濁防止法による暫定基準が適用される。

注3：一部の業種について、上乘せ条例による暫定基準が適用される。

(3) 騒音

1) 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準の地域の区分及び基準は、表 3.1-28 に示すとおりである。

表 3.1-28 騒音に係る環境基準

地域の類型		昼間 (午前 6 時～午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～午前 6 時)			
一般地域	A 地域	第 1 種低層住居専用地域	55dB 以下	45dB 以下		
		第 2 種低層住居専用地域				
		田園住宅地域				
		第 1 種中高層住居専用地域				
		第 2 種中高層住居専用地域				
	B 地域	第 1 種住居地域				
		第 2 種住居地域				
		準住居地域				
		用途地域の定めのない地域				
	C 地域	近隣商業地域			60dB 以下	50dB 以下
		商業地域				
		準工業地域				
工業地域						
道路に面する地域	A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下			
	B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下			
	C 地域のうち車線を有する道路に面する地域					
幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準 (特例)	屋外	70dB 以下	65dB 以下			
	窓を閉めた屋内※	45dB 以下	40dB 以下			

※: 窓を閉めた屋内の基準を適用することができるのは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められる時である。

注1: 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

注2: 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）等をいい、「幹線道路を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有する道路は道路端から15mまでの範囲、また2車線を超える車線を有する道路は道路端から20mまでの範囲をいう。

2) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

「騒音規制法」に基づく特定建設作業の規制基準

「騒音規制法」に基づく特定建設作業の規制基準は表 3.1-29 に、「騒音規制法」に基づく特定建設作業の一覧は表 3.1-30 に示すとおりである。

表 3.1-29 「騒音規制法」に基づく特定建設作業に係る規制基準

基準種別 区域の区分	敷地境界における基準	作業時刻に関する基準	作業時間に関する基準	作業期間に関する基準	作業日に関する基準
第1号区域	85dB	午前7時～午後7時の時間内であること	1日10時間を越えないこと	連続6日を越えないこと	日曜・休日でないこと
第2号区域		午前6時～午後10時の時間内であること	1日14時間を越えないこと		

注1：基準値は作業を行う場所の敷地境界において適用される。

注2：1号区域

第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の指定のない区域、都市計画地外（一部地域）、上記区域以外の区域で、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館及び特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の周囲概ね80m以内の区域

注3：2号区域

工業地域、工業専用地域

出典：「騒音・振動の規制について」（令和7年5月更新、埼玉県環境部水環境課 HP）

表 3.1-30 「騒音規制法」に基づく特定建設作業の一覧

特定建設作業の内容	
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるもの、定格出力15kW以上）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練容量0.45m ³ 以上）又はアスファルトプラント（混練重量200kg以上）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（定格出力80kW以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。）を使用する作業
7	トラクターショベル（定格出力70kW以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。）を使用する作業
8	ブルドーザー（定格出力40kW以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。）を使用する作業

出典：「騒音・振動の規制について」（令和7年5月更新、埼玉県環境部水環境課 HP）

「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度は、表 3.1-31 に示すとおりである。

表 3.1-31 「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度

区域の区分	昼 間	夜 間
	午前 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB

注：区域の区分は以下のとおりである。

- a区域 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
- b区域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び用途地域の指定のない区域
- c区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

「騒音規制法」に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準

「騒音規制法」に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準は、表 3.1-32 に示すとおりである。

表 3.1-32 「騒音規制法」に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準

区域の区分		時間の区分			
		朝 午前 6 時～ 午前 8 時	昼 午前 8 時～ 午後 7 時	夕 午後 7 時～ 午後 10 時	夜 午後 10 時～ 午前 6 時
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 田園住居地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	45dB	50dB	45dB	45dB
第 2 種区域	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域 都市計画地外（一部地域）	50dB	55dB	50dB	45dB
第 3 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	60dB	65dB	60dB	50dB
第 4 種区域	工業地域 工業専用地域（一部地域）	65dB	70dB	65dB	60dB

注：学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね 50m の区域内は、当該値から 5 デシベルを減じた値とする。（第 1 種区域は除く。）

出典：「騒音・振動の規制について」（令和 7 年 5 月更新、埼玉県環境部水環境課 HP）

(4) 振動

1) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

「振動規制法」に基づく特定建設作業の規制基準

「振動規制法」に基づく特定建設作業の規制基準は表 3.1-33 に、「振動規制法」に基づく特定建設作業の一覧は表 3.1-34 に示すとおりである。

表 3.1-33 「振動規制法」に基づく特定建設作業に係る規制基準

基準種別 区域の区分	敷地境界 における 基準	作業時刻に 関する基準	作業時間に 関する基準	作業期間に 関する基準	作業日に 関する基準
第 1 号区域	75dB	午前 7 時～午後 7 時の 時間内であること	1 日 10 時間を 越えないこと	連続 6 日を 超えないこと	日曜・休日 でないこと
第 2 号区域		午前 6 時～午後 10 時 の時間内であること	1 日 14 時間を 越えないこと		

注 1：基準値は作業を行う場所の敷地境界において適用される。

注 2：1 号区域

第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、田園住居地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の指定のない区域、都市計画地外（一部地域）、上記区域以外の区域で、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館及び特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の周囲概ね 80m 以内の区域

注 3：2 号区域

工業地域、工業専用地域

出典：「騒音・振動の規制について」（令和 7 年 5 月更新、埼玉県環境部水環境課 HP）

表 3.1-34 「振動規制法」に基づく特定建設作業の一覧

特定建設作業の内容	
1	くい打機（もんけん・圧入式を除く。）、くい抜機（油圧式を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式を除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）

出典：「騒音・振動の規制について」（令和 7 年 5 月更新、埼玉県環境部水環境課 HP）

「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度

「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度は、表 3.1-35 に示すとおりである。

表 3.1-35 「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度

区域の区分	昼 間	夜 間
	午前 8 時から午後 7 時まで	午後 7 時から午前 8 時まで
第 1 種区域	65dB	60dB
第 2 種区域	70dB	65dB

注：区域の区分は以下のとおりである。

第 1 種区域

第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、田園住居地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない区域

第 2 種区域

近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

「振動規制法」に基づく特定工場等に係る振動の規制基準

「振動規制法」に基づく特定工場等に係る振動の規制基準は、表 3.1-36 に示すとおりである。

表 3.1-36 「振動規制法」に基づく特定工場等に係る振動の規制基準

区域の区分		時間の区分	
		昼	夜
		午前 8 時～午後 7 時	午後 7 時～午前 8 時
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 田園住居地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域 都市計画地外（一部地域）	60dB	55dB
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65dB	60dB

注：学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね 50m の区域内は、当該値から 5 デシベルを減じた値とする。

出典：「騒音・振動の規制について」（令和 7 年 5 月更新、埼玉県環境部水環境課 HP）

(5) 土壌汚染

1) 環境基本法等に基づく土壌汚染に係る環境基準

「環境基本法」に基づく土壌汚染に係る環境基準は表 3.1-37 に、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく土壌汚染に係るダイオキシン類の環境基準は表 3.1-38 に示すとおりである。

表 3.1-37 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

注：土壌の汚染に係る環境基準は、汚染が専ら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の表中の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

表 3.1-38 土壌に係るダイオキシン類環境基準

項目	環境上の条件
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下

(7) 悪臭

1) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

「悪臭防止法」では地域ごとに「特定悪臭物質濃度規制」又は「臭気指数規制」、「埼玉県生活環境保全条例」では「臭気濃度規制」を行っている。「悪臭防止法」に基づく規制地域は図 3.1-13 に示すとおりである。

計画地のある越谷市は、物質濃度規制の規制地域になっている。

越谷市における「悪臭防止法」に基づく規制基準は表 3.1-39～表 3.1-41 に示すとおりである。



出典：「悪臭の規制について」（令和7年6月更新、埼玉県環境部水環境課HP）

図 3.1-13 悪臭防止法規制地域

表 3.1-39 敷地境界線における規制基準（22 物質）

特定悪臭物質	A 区域	B 区域	C 区域
アンモニア	1	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.02	0.07
ノルマルバレリルアルデヒド	0.009	0.009	0.02
イソバレリルアルデヒド	0.003	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	0.9	4
酢酸エチル	3	3	7
メチルイソブチルケトン	1	1	3
トルエン	10	10	30
スチレン	0.4	0.4	0.8
キシレン	1	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.004

出典：「悪臭の規制について」（令和 7 年 6 月更新、埼玉県環境部水環境課 HP）

表 3.1-40 煙突等の排出口における規制基準（13 物質）

基準は、敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第 3 条に定める換算式により算出。
アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレリルアルデヒド、イソバレリルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン

出典：「悪臭の規制について」（令和 7 年 6 月更新、埼玉県環境部水環境課 HP）

表 3.1-41 排出水中の規制基準（4 物質）

特定悪臭物質	排出水の流量 (m ³ /s)	排出水中の濃度 (mg/L)		
		A 区域	B 区域	C 区域
メチルメルカプタン	0.001 以下	0.03	0.03	0.06
	0.001 を超え 0.1 以下	0.007	0.007	0.01
	0.1 を超過	0.002	0.002	0.003
硫化水素	0.001 以下	0.1	0.1	0.3
	0.001 を超え 0.1 以下	0.02	0.02	0.07
	0.1 を超過	0.005	0.005	0.02
硫化メチル	0.001 以下	0.3	0.3	2
	0.001 を超え 0.1 以下	0.07	0.07	0.3
	0.1 を超過	0.01	0.01	0.07
二硫化メチル	0.001 以下	0.6	0.6	2
	0.001 を超え 0.1 以下	0.1	0.1	0.4
	0.1 を超過	0.03	0.03	0.09

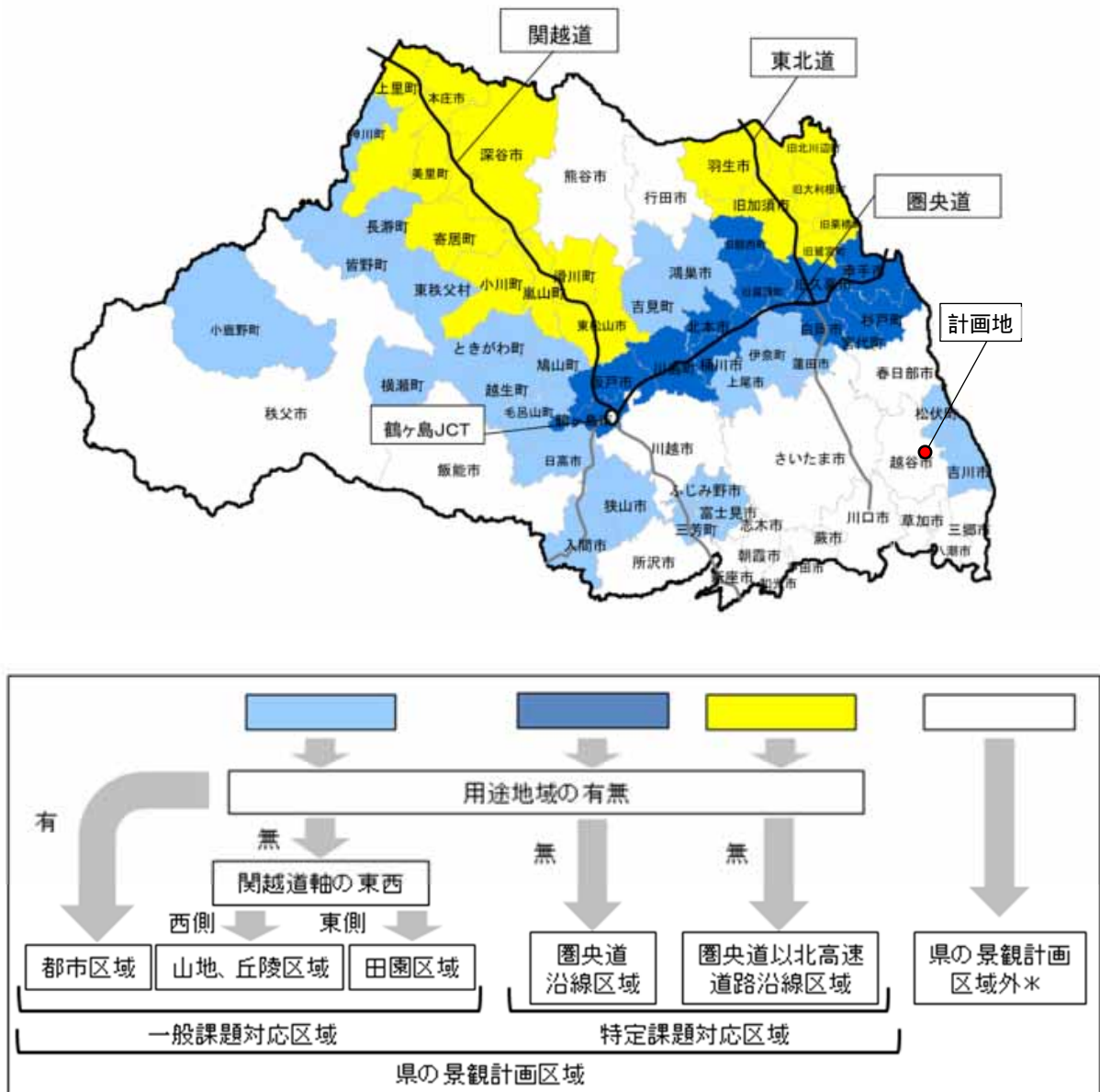
出典：「悪臭の規制について」（令和 7 年 6 月更新、埼玉県環境部水環境課 HP）

(8) 景観

1) 埼玉県景観条例及び埼玉県景観計画

埼玉県では、地域の特性を活かした景観の形成を進めるため、景観法に基づき「埼玉県景観条例」及び「埼玉県景観計画」を定めている。

埼玉県の景観計画地は図 3.1-14 に示すとおりであり、計画地のある越谷市の用途地域が指定されている箇所は県景観計画地外に指定されており、各市町村の景観条例・景観計画が適用となる。



出典：「景観法に基づく届出について」（令和7年5月更新、埼玉県都市整備部都市計画課HP）

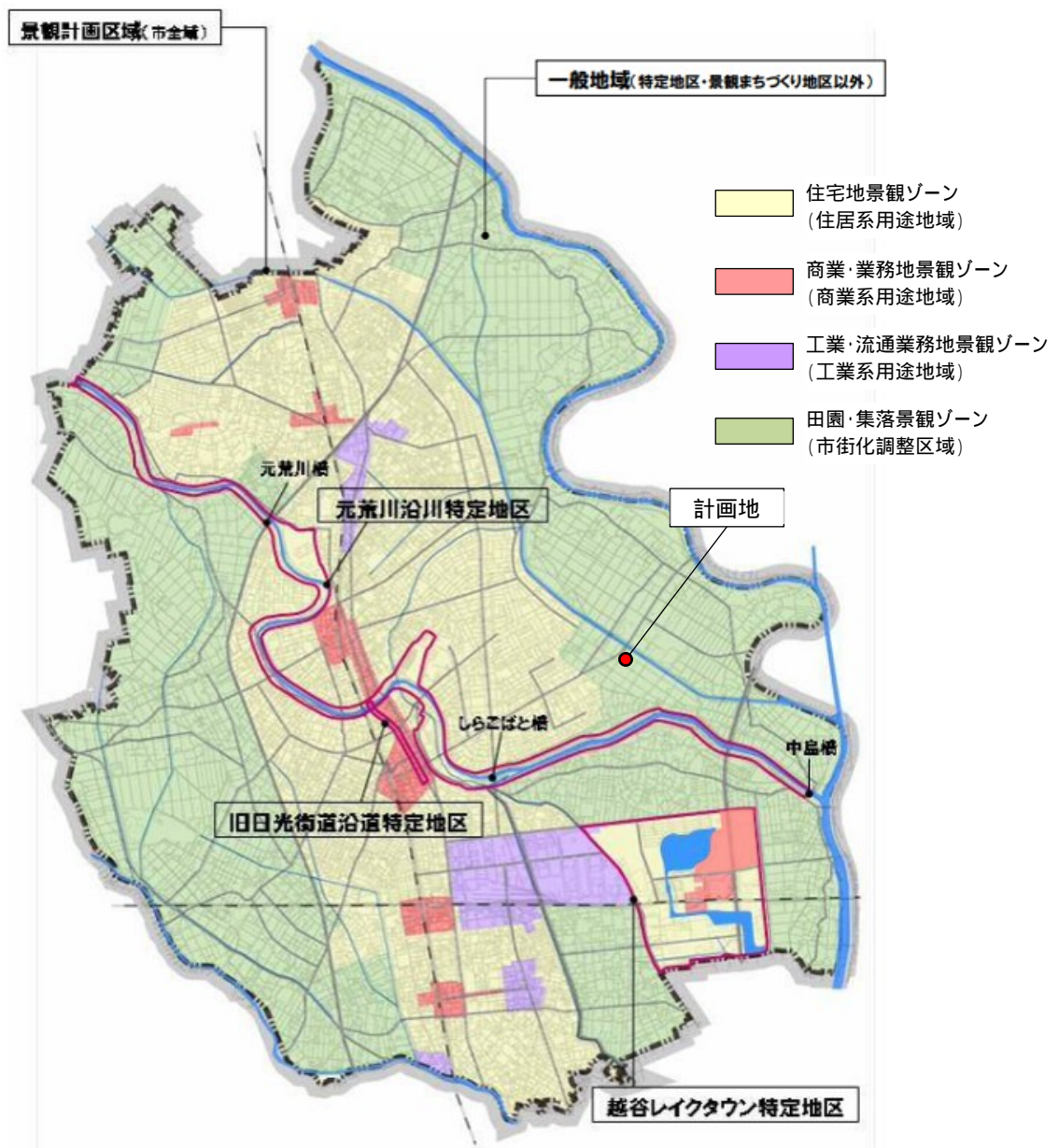
図 3.1-14 景観計画地

2) 越谷市景観条例・越谷市景観計画

越谷市では、平成 21 年 4 月に景観法に基づく景観行政団体になり、景観まちづくりを総合的に推進するために、平成 25 年 3 月 25 日に「越谷市景観条例」の制定、「越谷市景観計画」を策定し、平成 25 年 10 月 1 日から施行している。

越谷市の景観計画地の区分は図 3.1-15 に示すとおりであり、計画地は一般地域内に位置し、景観形成基準は田園・集落景観ゾーン（市街化調整区域）に指定されている。

一般地域において、届出が必要な対象行為や規模は表 3.1-42 に、田園・集落景観ゾーンの色彩基準は表 3.1-43 に示すとおりである。



出典：「越谷市景観計画 景観づくりの手引き～良好な景観形成のための基準～」(平成25年4月、越谷市)

図 3.1-15 景観計画地の区分

表 3.1-42 届出対象行為や規模（一般地域）

対象行為	対象規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は外観のうちの各立面積の2分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更	高さ12mを超えるもの 建築面積500㎡を超えるもの
工作物の新設、増設、改築若しくは移転又は外観のうちの各立面積の2分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更	高さ12mを超えるもの 築造面積500㎡を超えるもの
開発行為	区域面積3,000㎡以上のもの
土地の形質の変更	区域面積500㎡以上のもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	区域面積500㎡以上のもの

注1：工作物は、高さ15m以下の電線・ケーブル類を支持する電柱（電力柱、電信柱）を除く。

注2：開発行為とは、都市計画法第4条第12項に規定するものをいう。

注3：土地の形質の変更とは、農地を駐車場・駐輪場、運動場及びレジャー施設へ変更するものをいう。

出典：「越谷市景観計画 景観づくりの手引き～良好な景観形成のための基準～」(平成25年4月、越谷市)

表 3.1-43 色彩基準

(住宅地景観ゾーン、工業・流通業務地景観ゾーン、田園・集落景観ゾーン)

色相	部位	基調色		強調色
		明度	彩度	
暖色系 (R/YR/Y)	外壁	1以上	4以下	すべて
	屋根	1以上	4以下	
寒色系等 (GY/G/BG/B/PB/P/RP)	外壁	1以上	4以下	
	屋根	1以上	4以下	
無彩色 (N)	外壁	1以上	4以下	
	屋根	1以上	4以下	

注1：自然素材色を基調とした建築物等や地域に親しまれている建築物等は適用除外とする。

注2：基調色は、壁または屋根の各見付け面積（透明なガラス面を除く）の8.5/10以上とする。

注3：強調色は、壁または屋根の各見付け面積（透明なガラス面を除く）の1.5/10未満とする。

出典：「越谷市景観計画 景観づくりの手引き～良好な景観形成のための基準～」(平成25年4月、越谷市)

(9) 廃棄物

廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「埼玉県生活環境保全条例」において、発生抑制、適正処分等に関する事業者の責務が定められている。

埼玉県は、「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画（令和3年3月）」を策定し、「3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進」、「廃棄物の適正処理の推進」、「災害発生時等のレジリエンス強化」及び「持続可能な廃棄物処理の推進」を目標達成のための4つの柱として施策を展開している。

越谷市は、「越谷市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）（令和3年4月）」を策定し、「市民・事業者との協働による資源循環の推進」、「排出事業者等による主体的なごみの減量・資源化の促進」、「新たなごみ収集・処理システムの構築」を基本方針として施策を展開している。

(10) 地球温暖化

地球温暖化については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、特定排出者（温室効果ガスを相当程度多く排出する者）に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられている。

埼玉県では、令和5年3月に「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版」を策定し、令和12年度（2030年度）における埼玉県の温室効果ガス排出量を平成25年度（2013年度）比46%削減することを目標としている。

(11) 自然関係法令等

計画地及びその周辺地域における自然環境系法令等に基づく指定等の状況は、表3.1-44及び図3.1-16に示すとおりである。

計画地は、「特定猟具使用禁止区域(銃)」、「地下水採取規制地域」等に指定されている。







表 3.1-44 計画地及び周辺地域の自然関係法令等に基づく指定等の状況

指定地域		指定等の有無		関係法令等	
		計画地	周辺地域		
自然保護	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	
		県立自然公園	×	×	
	自然環境保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全部
		自然環境保全地域	×	×	
		県自然環境保全地域	×	×	
	自然遺産	×	×	世界遺産条約	
	緑地	近郊緑地保全区域	×	×	首都圏近郊緑地保全部
		特別緑地保全地区	×	×	都市緑地法
		ふるさと緑の景観地	×	×	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
	動植物保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		特別保護地区	×	×	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
		鳥獣保護区	×	○	
特定猟具使用禁止区域(銃)		○	○		
指定猟法禁止区域		×	×		
登録簿に掲げられる湿地の区域		×	×	ラムサール条約	
国土防災	急傾斜地崩壊危険区域	×	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
	地すべり防止区域	×	×	地すべり等防止法	
	砂防指定地	×	×	砂防法	
	保安林	×	×	森林法	
	河川区域	×	○	河川法	
	河川保全区域	○	○		
	土砂災害警戒区域	×	×	土砂災害防止法	
	地下水採取規制地域	×	×	工業用水法	
×		×	建築物用地下水の採取の規制に関する法律		
○		○	埼玉県生活環境保全条例		
土地利用	都市地域	○	○	都市計画法	
	市街化区域	×	○		
	市街化調整区域	○	○		
	その他の用途地域	×	○		
	農業振興地域	○	○	農業振興地域の整備に関する法律	
	農用地区域	×	○		
	森林地域	×	×	森林法	
	国有林	×	×		
地域森林計画対象民有林	×	○			
文化財保護	史跡・名勝・天然記念物(国・県・市指定)	×	○	文化財保護法	
		×	○	埼玉県文化財保護条例	
		×	○	越谷市文化財保護条例	
		×	○	吉川市文化財保護条例	
		×	○	松伏町文化財保護条例	
景観保全	風致地区	×	×	都市計画法	
	景観計画地(一般課題対応区域)	×	○	埼玉県景観条例	
	景観計画地(特定課題対応区域)	×	×		
	景観計画地(景観形成推進区域)	×	×		

注：指定等の有無の「○」は指定あり、「×」は指定なしであることを示す。



凡例

-  計画地
-  計画地より3km
-  市町界
-  県指定鳥獣保護区
-  特定猟具使用禁止区域 (銃)
-  国有林 (埼玉森林管理事務所所管)



1:50,000



図 3.1-16

鳥獣保護区等位置図

3.2 自然的状況

3.2.1 大気質、騒音、振動、悪臭、気象等の状況

(1) 気象

1) 降水量・気温・日照時間

計画地から最寄りの気象観測所は、図 3.2-1 に示すとおり、越谷地域気象観測所（埼玉県越谷市）である。

令和 7 年及び過去 10 年間の気象の概要は、表 3.2-1 及び表 3.2-2 に示すとおりである。

令和 7 年の降水量は 1,117.5mm、平均気温は 16.5℃、最高気温は 38.4℃、最低気温は -4.1℃、日照時間は 2,194.0 時間であった。

表 3.2-1 越谷地域気象観測所における気象の状況（令和 7 年）

月	降水量(mm)				気温(℃)					日照時間(h)
	合計	日最大	最大		平均			最高	最低	
			1 時間	10 分間	日平均	日最高	日最低			
1	29.5	22.5	7.0	2.0	4.8	11.2	-0.9	14.1	-4.0	217.1
2	5.5	5.5	1.5	0.5	5.3	11.6	-0.6	18.0	-3.6	242.4
3	139.5	32.5	7.0	2.0	9.9	15.8	4.5	26.7	-1.1	168.3
4	104.5	38.5	4.5	1.5	15.1	20.7	9.8	28.6	2.6	179.5
5	188.0	61.5	22.0	6.5	18.7	23.5	14.5	31.7	9.1	140.1
6	164.5	56.0	29.0	15.5	24.8	29.8	20.7	36.2	13.6	173.6
7	58.0	23.5	14.0	7.0	28.7	34.0	24.7	27.6	20.4	242.7
8	139.5	89.0	47.5	16.0	29.4	35.0	25.2	38.4	23.5	227.7
9	148.5	72.0	19.0	6.5	26.1	31.2	22.1	37.3	15.3	166.2
10	100.5	39.0	17.0	4.0	17.9	22.0	14.5	28.6	7.7	75.8
11	11.5	9.5	5.0	2.0	11.2	17.3	5.8	22.6	1.3	173.5
12	28.0	12.5	4.0	1.5	6.4	12.5	0.9	20.5	-4.1	187.1

注：「」は、統計を行う対象資料が許容範囲で欠けており、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値と同等に扱うものとする。

出典：「過去の気象データ検索」（令和 8 年 1 月閲覧、気象庁 HP）

表 3.2-2 越谷地域気象観測所における気象の状況（平成 28 年～令和 7 年）

年	降水量(mm)		気温(℃)			日照時間(h)
	合計	日最大	平均	最高	最低	
平成 28 年	1,326.5	97.5	15.7	36.8	-5.0	1,905.5
平成 29 年	1,222.5	109.0	15.1	38.1	-6.6	2,095.1
平成 30 年	1,169.0	73.5	16.2	39.2	-7.5	2,151.5
令和元年	1,536.5	222.0	15.8	37.1	-4.5	1,948.9
令和 2 年	1,334.5	82.0	15.9	38.2	-5.9	1,961.7
令和 3 年	1,557.5	83.5	15.8	37.3	-7.4	1,699.7]
令和 4 年	1,363.0	109.5	15.7	39.5	-7.2	2,076.5
令和 5 年	1,127.5	203.0	17.0	39.1	-5.9	2,353.1
令和 6 年	1,484.0	79.0	17.0	39.4	-4.2	2,169.1
令和 7 年	1,117.5	89.0	16.5	38.4	-4.1	2,194.0

注 1：「]」は、統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けているものの、極値、合計、度数等の統計ではその値以上(以下)であることが確実である、といった性質を利用して統計に利用する場合がある。

注 2：斜体で示された数値は、観測条件の変更により通常の手書体で示した数値と統計的に均質ではないため、単純比較や極値の直接比較はできない。

出典：「過去の気象データ検索」（令和 8 年 1 月閲覧、気象庁 HP）

2) 風向・風速

越谷地域気象観測所の令和7年における月別風向・風速は表3.2-3に、平成28年～令和7年における風向・風速の年間推移は表3.2-4に、月別風向頻度は図3.2-2に示すとおりである。

令和7年における最多風向は北北西、平均風速は1.4m/sであった。また、過去10年間における年間最多風向は北北西であった。

表 3.2-3 越谷地域気象観測所における月別風向・風速（令和7年）

月	最多風向	平均風速(m/s)	最大風速及びその時の風向	
			風速(m/s)	風向
1	北北西	1.4	6.8	北西
2	北北西	1.9	9.0	北北西
3	北北西	1.8	6.6	西北西
4	南	1.7	6.8	南南西
5	南	1.4	8.5	北北東
6	南	1.2	4.6	南
7	南	1.5	5.4	南南西
8	南	1.3	6.0	北北東
9	南	1.2	6.0	北東
10	北	1.1	6.6	北東
11	北北西	0.9	4.8	西北西
12	北北西	1.3	7.2	北西
年間	北北西	1.4	9.0	北北西

出典：「過去の気象データ検索」（令和8年1月閲覧、気象庁HP）

表 3.2-4 越谷地域気象観測所における風向・風速の年間推移（平成28年～令和7年）




年	最多風向	平均風速(m/s)	最大風速及びその時の風向	
			風速(m/s)	風向
平成28年	北北西)	1.7	10.0	南南西
平成29年	北北西)	1.7	8.8	南南西
平成30年	北北西)	1.7	11.9	南南西
令和元年	北北西	1.6	14.6	北北東
令和2年	北北西	1.6	9.4	北北東
令和3年	北北西)	1.5	8.1	北東
令和4年	北北西)	1.4	10.5	北北東
令和5年	北北西	1.4	8.5	北東
令和6年	北北西	1.5	8.7	北西
令和7年	北北西	1.4	9.0	北北西

注：「）」については、統計を行う対象資料が許容範囲で欠けており、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値と同等に扱うものとする。

出典：「過去の気象データ検索」（令和8年1月閲覧、気象庁HP）



凡例

-  計画地
-  計画地より3km
-  市町界

- 越谷地域気象観測所
- A 越谷市東越谷局
- B 越谷市千間台西局
- C 草加市原町自排局

注：図中の番号は表 3.2-5 に対応する。



1:75,000



図 3.2-1

気象観測所及び
大気汚染常時監視測定局

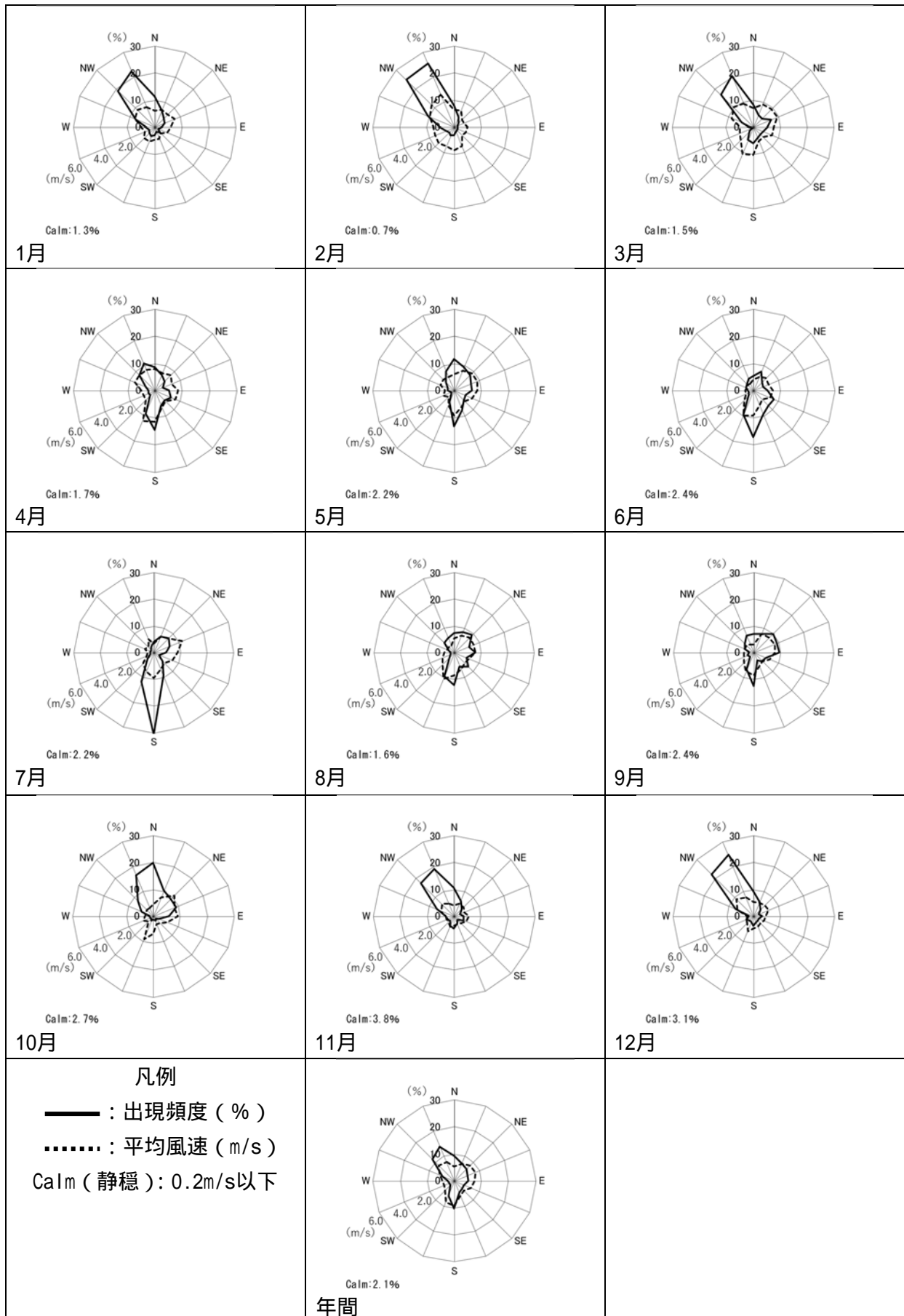


図 3.2-2 越谷地域気象観測所における月別風向頻度 (令和 7 年)

(2) 大気質

1) 大気質の状況

計画地周辺の大気汚染常時監視測定局は、表 3.2-5 及び図 3.2-1 に示したとおり、一般局 2 局、自排局 1 局が設置されている。

令和 5 年度における各項目の測定結果は、表 3.2-6 に示すとおりであり、二酸化硫黄の全測定局、二酸化窒素の全測定局、浮遊粒子状物質の全測定局、微粒子状物質の全測定局で環境基準等が達成であったが、光化学オキシダントの全測定局、炭化水素の全測定局で環境基準等が非達成であった。

表 3.2-5 大気汚染常時監視測定局と測定項目

番号	測定局名	測定場所	所在地	局種別	二酸化硫黄	二酸化窒素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	炭化水素
A	越谷市東越谷	東越谷第二公園	越谷市東越谷 3-14	一般局	○	○	○	○	○	
B	越谷市千間台西	千間台第四公園	越谷市千間台西 4-2	一般局		○	○	○	○	○
C	草加市原町	県立草加西高等学校	草加市原町 2-7-1	自排局		○		○		

注：表中の番号は、図 3.2-1 に対応する。

出典：「大気汚染常時監視測定結果報告書（令和 5 年度）」（令和 7 年 3 月、埼玉県環境部大気環境課）

表 3.2-6(1) 二酸化硫黄の測定結果 (令和 5 年度)

番号	測定局名	年平均値	1 時間値が 0.10ppm を越えた時間	1 日平均 値が 0.04ppm を越えた 日数	日平均 値の 2% 除外値	日平均値 が 0.04ppm を越えた 日が 2 日 以上連続 したこと の有無	環境基準の 長期的評価 による 日平均値が 0.04ppm を 超えた日数	環境基準	
								長期的 評価	短期的 評価
		(ppm)	(時間)	(日)	(ppm)	(有・無)	(日)	(達成○・非達成×)	
A	越谷市 東越谷	0.001	0	0	0.002	無	0	○	○

注：表中の番号は、図 3.2-1 に対応する。

出典：「大気汚染常時監視測定結果報告書 (令和 5 年度)」(令和 7 年 3 月、埼玉県環境部大気環境課)

表 3.2-6(2) 二酸化窒素の測定結果 (令和 5 年度)

番号	測定局名	年平均値	日平均値が 0.06ppm を 超えた日数	日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数	日平均値 の年間 98%値	98%値評価 による 日平均値 が 0.06ppm を超えた 日数	環境基準
A	越谷市 東越谷	0.011	0	0	0.028	0	○
B	越谷市 千間台西	0.010	0	0	0.027	0	○
C	草加市 原町	0.015	0	1	0.034	0	○

注：表中の番号は、図 3.2-1 に対応する。

出典：「大気汚染常時監視測定結果報告書 (令和 5 年度)」(令和 7 年 3 月、埼玉県環境部大気環境課)

表 3.2-6(3) 光化学オキシダントの測定結果 (令和 5 年度)

番号	測定局名	昼間の 1 時間値の 年平均値	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日 数と時間数		昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数 と時間数		環境基準
			(日)	(時間)	(日)	(時間)	
		(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(達成○・非達成×)
A	越谷市 東越谷	0.035	82	395	4	5	×
B	越谷市 千間台西	0.033	78	354	1	2	×

注：表中の番号は、図 3.2-1 に対応する。

出典：「大気汚染常時監視測定結果報告書 (令和 5 年度)」(令和 7 年 3 月、埼玉県環境部大気環境課)

表 3.2-6(4) 浮遊粒子状物質の測定結果（令和 5 年度）

番号	測定局名	年平均値 (mg/m ³)	1 時間値が 0.20mg/m ³ を超えた 時間数 (時間)	日 平均値が 0.10mg/m ³ を超えた 日数 (日)	日 平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	日 平均値が 0.10mg/m ³ を超えた 日が 2 日 以上連続 したこと の有無 (有・無)	環境基準		
							環境基準の 長期的評価 による日平 均値が 0.10 mg/m ³ を 超えた日数 (日)	長期的 評価	短期的 評価
								(達成○・非達成×)	
A	越谷市 東越谷	0.014	0	0	0.035	無	0	○	○
B	越谷市 千間台西	0.014	0	0	0.037	無	0	○	○
C	草加市 原町	0.014	0	0	0.029	無	0	○	○

注：表中の番号は、図 3.2-1 に対応する。

出典：「大気汚染常時監視測定結果報告書（令和 5 年度）」（令和 7 年 3 月、埼玉県環境部大気環境課）

表 3.2-6(5) 微小粒子状物質の測定結果（令和 5 年度）

番号	測定局名	日 平均値の 年平均値 (μg/m ³)	日 平均値の 年間 98%値 (μg/m ³)	日 平均値が 35 μg/m ³ を超えた日数		環境基準	
				(日)	(%)	長期的評価	短期的評価
						(達成○・非達成×)	
A	越谷市 東越谷	9.2	21.9	0	0.0	○	○
B	越谷市 千間台西	8.5	19.7	0	0.0	○	○

注：表中の番号は、図 3.2-1 に対応する。

出典：「大気汚染常時監視測定結果報告書（令和 5 年度）」（令和 7 年 3 月、埼玉県環境部大気環境課）

表 3.2-6(6) 炭化水素の測定結果（令和 5 年度）

番号	測定局名	年平均値 (ppmC)	6~9 時 の測定 日数 (日)	6~9 時 におけ る年平 均値 (ppmC)	6~9 時 の 3 時間 平均値が 0.20ppmC を超えた 日数 (日)	6~9 時 の 3 時間 平均値が 0.31ppmC を超えた 日数 (日)	指針との比較 (達成○・非達成×)

注：表中の番号は、図 3.2-1 に対応する。

出典：「大気汚染常時監視測定結果報告書（令和 5 年度）」（令和 7 年 3 月、埼玉県環境部大気環境課）

2) 苦情の状況

関係市町の公害苦情件数は、表 3.2-7 に示すとおりである。

表 3.2-7 公害苦情件数

市町名	典型七公害							不法 投棄	その他	合計
	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭			
越谷市	41	5	1	97	9	0	13	-	19	186
吉川市	10	4	-	26	8	-	8	-	52	108
松伏町	3	1	-	7	-	-	3	-	19	33

注 1：「-」は、公表された市の統計数にその種別が存在しない。

注 2：各市町は下記の出典資料に基づく年度の結果とする。

出典：「越谷市統計年報（令和 6 年度）」（令和 7 年 4 月、越谷市総合政策部政策課 HP）

「統計書よしかわ（令和 4 年度版）」（令和 5 年 2 月、吉川市総務部庶務課）

「統計まつぶし（令和 7 年版）」（令和 7 年 8 月、松伏町総務課）

(3) 騒音

1) 騒音の状況

計画地周辺における令和5年度の道路交通騒音の面的評価結果は表3.2-8に、道路交通騒音の調査地点は図3.2-3に示すとおりである。

県道葛飾吉川松伏線において昼間、夜間ともに基準値を超過する戸数が多くなっている。

表3.2-8(1) 道路交通騒音の面的評価結果(令和5年度)

番号	評価対象道路	評価区間の始点の住所	評価区間の終点の住所	評価の 区間 延長 (km)	測定地点に おける 等価騒音レベル (dB)		評価対 象住居 等戸数 a=b+c+d +e (戸)	昼間・ 夜間と も基準 値以下 b (戸)	昼間 のみ基準 値以下 c (戸)	夜間 のみ基準 値以下 d (戸)	昼間・ 夜間と も基準 値超過 e (戸)
					昼間	夜間					
①	一般国道4号	越谷市大間野町	越谷市神明町	4.3	71	70	585	539	39	0	7
②	一般国道4号	越谷市大字下間久町	越谷市大字平方	2.4	-	-	509	509	53	0	2
③	一般国道4号(東埼玉道路)	越谷市レイクタウン6-20-6	越谷市増森2-200-3	3.0	66	63	185	185	0	0	0
④	一般国道4号(東埼玉道路)	越谷市増森2-200-3	越谷市増森2032-1	0.1	-	-	0	0	0	0	0
⑤	県道越谷野田線	越谷市北越谷5-6	越谷市大沢4-6	1.2	-	-	506	465	41	0	0
⑥	県道越谷野田線	越谷市大沢4-6	越谷市大字増林	3.2	-	-	1,043	1,035	2	0	6
⑦	県道足立越谷線	越谷市蒲生愛宕町13	越谷市瓦曽根2丁目7	2.7	67	66	1,593	1,505	87	0	1
⑧	県道足立越谷線	越谷市瓦曽根2丁目7	越谷市瓦曽根1丁目2	0.7	-	-	366	337	29	0	0
⑨	県道足立越谷線	越谷市瓦曽根1丁目2	越谷市大沢4丁目2	1.2	-	-	302	258	42	0	2
⑩	県道足立越谷線	越谷市大字大房	越谷市大字下間久町	2.0	-	-	930	926	3	0	1
⑪	県道越谷流山線	越谷市大字南荻島	越谷市瓦曽根1丁目2	3.1	-	-	1,115	1,093	20	0	2
⑫	県道越谷流山線	越谷市瓦曽根2丁目7	越谷市大成町	3.4	66	62	645	642	3	0	0
⑬	県道越谷流山線	越谷市レイクタウン	越谷市東町	1.4	-	-	39	39	0	0	0
⑭	県道越谷流山線	越谷市越ヶ谷本町6	越谷市越ヶ谷本町11	0.2	-	-	56	54	2	0	0
⑮	県道越谷流山線	越谷市大成町	越谷市東町	0.8	-	-	67	67	0	0	0
⑯	県道平方東京線	越谷市大字平方	越谷市大字大吉	4.3	-	-	327	327	0	0	0
⑰	県道平方東京線	越谷市大字増林	越谷市東町	5.0	68	61	358	357	0	0	1
⑱	県道平方東京線	越谷市東町	越谷市東町	1.0	-	-	643	641	0	1	1
⑲	県道越谷八潮線	越谷市大字下間久里	越谷市東越谷4丁目28	3.5	66	65	1,311	1,310	1	0	0

注：表中の番号は、図3.2-3に対応する。

出典：「令和5年度自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果」(令和7年4月、埼玉県環境部水環境課)

表 3.2-8(2) 道路交通騒音の面的評価結果（令和 5 年度）

番号	評価対象道路	評価区間の 始点の住所	評価区間の 終点の住所	評価の 区間 延長 (km)	測定地点に おける 等価騒音レベル (dB)		評価対 象住居 等戸数 a=b+c+d +e (戸)	昼間・ 夜間と も基準 値以下 b (戸)	昼間 のみ基準 値以下 c (戸)	夜間 のみ基準 値以下 d (戸)	昼間・ 夜間と も基準 値超過 e (戸)
					昼間	夜間					
⑳	県道越谷八潮線	越谷市東越谷 4 丁目 28	越谷市東越谷 3 丁目 2	0.7	-	-	240	240	0	0	0
㉑	県道越谷八潮線	越谷市東越谷 3 丁目 2	越谷市西方 2 丁目 22	1.2	-	-	577	577	0	0	0
㉒	県道越谷八潮線	越谷市大字西方	越谷市蒲生 3 丁目 8	1.7	-	-	600	600	0	0	0
㉓	県道越谷八潮線	越谷市蒲生 3 丁目 8	越谷市蒲生南町 16	1.1	-	-	551	551	0	0	0
㉔	県道越谷川口線	越谷市弥生町 18	越谷市赤山本町 17	0.5	-	-	171	171	0	0	0
㉕	県道越谷川口線	越谷市赤山本町 17	越谷市谷中町 1-8	1.1	-	-	777	777	0	0	0
㉖	県道越谷川口線	越谷市谷中町 1-8-4	越谷市新越谷 2-9-1	0.6	65	58	121	121	0	0	0
㉗	県道越谷川口線	越谷市七左町 5-14	越谷市大間野町 5-258	1.4	-	-	102	100	0	0	2
㉘	県道蒲生岩槻線	越谷市蒲生寿町 14	越谷市新川町	3.9	68	66	924	827	72	0	25
㉙	県道大野島越谷線	越谷市大字南荻島	越谷市越ヶ谷本町 5	2.8	-	-	1,602	1,418	133	0	51
㉚	県道柿木町蒲生線	越谷市川柳町	越谷市蒲生西町 1-1	2.4	67	64	689	686	3	0	0
㉛	県道越谷停車場線	越谷市弥生町 9	越谷市越ヶ谷 2 丁目 6	0.3	60	51	143	143	0	0	0
㉜	県道北越谷停車場線	越谷市北越谷 2-42	越谷市神明町 2-296-1	1.1	65	60	622	622	0	0	0
㉝	一般国道 4 号 (東埼玉道路)	吉川市大字須賀	吉川市大字川藤	0.4	58	50	1	1	0	0	0
㉞	県道越谷野田線	吉川市大字上内川	吉川市大字上内川	0.8	69	68	48	47	1	0	0
㉟	県道三郷松伏線	吉川市八子新田 379	吉川市上内川 1154	2.2	68	66	10	10	0	0	0
㊱	県道三郷松伏線	吉川市上内川 1154	吉川市上内川	0.8	-	-	9	9	0	0	0
㊲	県道越谷流山線	吉川市大字共保	吉川市大字保	0.2	54	50	138	138	0	0	0
㊳	県道越谷流山線	吉川市大字保	吉川市大字三輪野江	3.6	66	60	722	721	0	0	1
㊴	県道越谷流山線	吉川市大字平沼	吉川市大字保	0.8	69	69	188	160	27	0	1
㊵	県道葛飾吉川松伏線	吉川市吉川 1516-5	吉川市川藤 669	2.3	71	70	325	240	18	0	67
㊶	県道葛飾吉川松伏線	吉川市道庭	吉川市大字保	2.2	71	67	597	551	16	0	30
㊷	県道川藤野田線	吉川市大字川藤	吉川市大字鍋小路	2.8	72	69	98	85	6	0	7
㊸	県道加藤平沼線	吉川市大字加藤	吉川市大字平沼	4.3	66	61	564	561	2	0	1
㊹	県道中井松伏線	吉川市中井	吉川市大字拾老軒	5.2	68	63	95	93	1	0	1

注：表中の番号は、図 3.2-3 に対応する。

出典：「令和 5 年度自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果」（令和 7 年 4 月、埼玉県環境部水環境課）

表 3.2-8(3) 道路交通騒音の面的評価結果（令和 5 年度）

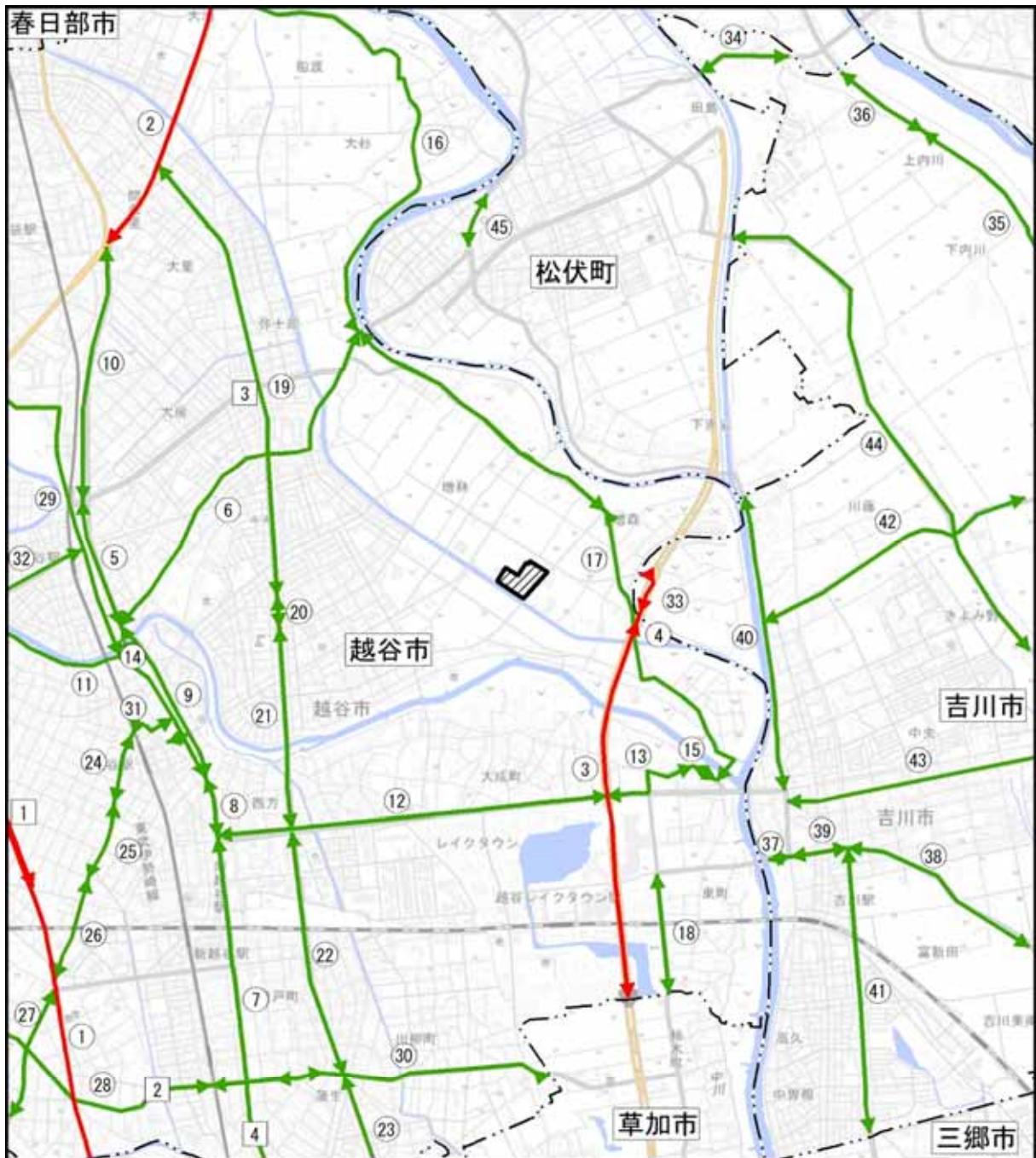
番号	評価対象道路	評価区間の 始点の住所	評価区間の 終点の住所	評価の 区間 延長 (km)	測定地点に おける 等価騒音レベル (dB)		評価対 象住居 等戸数 a=b+c+d +e (戸)	昼間・ 夜間と も基準 値以下 b (戸)	昼間の み基準 値以下 c (戸)	夜間の み基準 値以下 d (戸)	昼間・ 夜間と も基準 値超過 e (戸)
					昼間	夜間					
④⑤	県道春日部松伏 線	松伏町大字 松伏 2364	松伏町大字 松伏 2440	0.4	64	60	43	43	0	0	0

注：表中の番号は、図 3.2-3 に対応する。






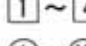
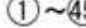
出典：「令和 5 年度自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果」（令和 7 年 4 月、埼玉県環境部水環境課）

2) 苦情の状況

騒音に関する公害苦情件数は、関係市町で 130 件であった（表 3.2-7 参照）。



凡例

-  計画地
-  計画地より3km
-  市町界
-  一般国道
-  県道
-  ①~④ 振動調査地点
-  ①~④⑤ 騒音(面的評価)調査地点

注：図中の番号は、表 3.2-8、表 3.2-9 に対応する。



1:50,000



図 3.2-3

道路交通騒音・振動調査地点

(4) 振動

1) 振動の状況

計画地周辺における令和5年度の道路交通振動の測定地点は、図3.2-3に示すとおりである。

各測定地点の道路交通振動の測定結果は、表3.2-9に示すとおりであり、全地点において要請限度を下回っている。

表3.2-9 道路交通振動の測定結果（令和5年度）

番号	路線名	測定地点の住所	区域区分	車線数	時間区分	振動レベル	要請限度
①	一般国道4号	越谷市谷中町4	1	4	昼	53	65
					夜	50	60
②	県道蒲生岩槻線	越谷市大間野町	1	2	昼	44	65
					夜	38	60
③	県道越谷野田線	越谷市東大沢 4-28	1	2	昼	37	65
					夜	33	60
④	県道足立越谷線	越谷市蒲生 1-1	1	2	昼	40	65
					夜	35	60

注：表中の番号は、図3.2-3に対応する。

出典：「令和5年度自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果」（令和7年4月、埼玉県環境部水環境課）

2) 苦情の状況

振動に関する公害苦情件数は、関係市町で17件であった（表3.2-7参照）。

(5) 悪臭

1) 悪臭の状況

計画地及びその周辺地域では、悪臭の調査について公表された測定結果はない。

2) 苦情の状況

悪臭に関する公害苦情件数は、関係市町で24件であった（表3.2-7参照）。

3.2.2 水質、底質、水象その他の水に係る環境の状況

(1) 水質

1) 河川

計画地周辺における公共用水域の水質調査地点は、越谷市、吉川市、松伏町で4河川6測定地点行われており、その位置は図3.2-4に示すとおりである。測定結果は、表3.2-10に示すとおりである。

全ての地点で基準値を満たしている。

表3.2-10(1) 河川の水質測定結果（生活環境項目・令和5、6年度）

河川名		元荒川				
地点名		①新平和橋 (C)		②中島橋 (C)		
		測定値	基準値	測定値		基準値
		令和5年度		令和5年度	令和6年度	
pH	(-)	7.6	6.5以上 8.5以下	7.7	7.7	6.5以上 8.5以下
DO	(mg/L)	8.2	5以上	8.7	9.0	5以上
BOD	(mg/L)	2.0	5以下	1.9	2.4	5以下
SS	(mg/L)	14.0	50以下	13.0	9.0	50以下

注：地点名の（）内は類型を示す。

出典：「越谷市統計年報（令和6年版）」（令和7年4月更新、越谷市総合政策部政策課 HP）

「令和5年度公共用水域の水質測定データ」（令和6年7月、埼玉県環境部水環境課）

「令和6年度公共用水域（河川及び湖沼）の水質測定結果について」（令和7年7月、埼玉県環境部水環境課）

表3.2-10(2) 河川の水質測定結果（生活環境項目・令和5、6年度）

河川名		新方川			中川	
地点名		③昭和橋 (C)		基準値	④吉越橋 (C)	
		測定値			測定値	基準値
		令和5年度	令和6年度	令和5年度		
pH	(-)	7.7	7.7	6.5以上 8.5以下	7.7	6.5以上 8.5以下
DO	(mg/L)	8.0	8.4	5以上	8.1	5以上
BOD	(mg/L)	2.6	3.2	5以下	1.9	5以下
SS	(mg/L)	18.0	14	50以下	13.0	50以下

注：地点名の（）内は類型を示す。

出典：「越谷市統計年報（令和6年版）」（令和7年4月更新、越谷市総合政策部政策課 HP）

「令和5年度公共用水域の水質測定データ」（令和6年7月、埼玉県環境部水環境課）

「令和6年度公共用水域（河川及び湖沼）の水質測定結果について」（令和7年7月、埼玉県環境部水環境課）

表 3.2-10(3) 河川の水質測定結果（生活環境項目・令和 5、6 年度）

河川名		中川			大落古利根川		
地点名		⑤弥生橋 (C)			⑥ふれあい橋 (C)		
		測定値		基準値	測定値		基準値
		令和 5 年度	令和 6 年度		令和 5 年度	令和 6 年度	
pH	(-)	7.6	7.5	6.5 以上 8.5 以下	7.7	7.7	6.5 以上 8.5 以下
DO	(mg/L)	8.0	8.0	5 以上	9.4	9.8	5 以上
BOD	(mg/L)	3.2	2.8	5 以下	2.1	2.6	5 以下
SS	(mg/L)	34.0	26.0	50 以下	11.2	10.0	50 以下

注：地点名の () 内は類型を示す。

出典：「令和 5 年度公共用水域の水質測定データ」（令和 6 年 7 月、埼玉県環境部水環境課）

「令和 6 年度公共用水域（河川及び湖沼）の水質測定結果について」（令和 7 年 7 月、埼玉県環境部水環境課）

表 3.2-10(4) 河川の水質測定結果（健康項目・令和5年度）

水域名		元荒川		新方川	
地点名		②中島橋		③昭和橋	
測定項目		測定値	基準値	測定値	基準値
カドミウム	(mg/L)	0.0003 以下	0.003 mg/L 以下	0.0003 以下	0.003 mg/L 以下
全シアン	(mg/L)	不検出	検出されないこと	不検出	検出されないこと
鉛	(mg/L)	0.001 以下	0.01 mg/L 以下	0.001 以下	0.01 mg/L 以下
六価クロム	(mg/L)	0.01 以下	0.05 mg/L 以下	0.01 以下	0.05 mg/L 以下
砒素	(mg/L)	0.001 以下	0.01 mg/L 以下	0.001 以下	0.01 mg/L 以下
総水銀	(mg/L)	0.0005 以下	0.0005 mg/L 以下	0.0005 以下	0.0005 mg/L 以下
PCB	(mg/L)	不検出	検出されないこと	不検出	検出されないこと
ジクロロメタン	(mg/L)	0.002 以下	0.02 mg/L 以下	0.002 以下	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	(mg/L)	0.0002 以下	0.002 mg/L 以下	0.002 以下	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	0.0004 以下	0.004 mg/L 以下	0.0004 以下	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.002 以下	0.1 mg/L 以下	0.002 以下	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.004 以下	0.04 mg/L 以下	0.004 以下	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	0.0005 以下	1 mg/L 以下	0.0005 以下	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	0.0006 以下	0.006 mg/L 以下	0.006 以下	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	0.001 以下	0.01 mg/L 以下	0.001 以下	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.0005 以下	0.01 mg/L 以下	0.0005 以下	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	0.0002 以下	0.002 mg/L 以下	0.0002 以下	0.002 mg/L 以下
チウラム	(mg/L)	0.0006 以下	0.006 mg/L 以下	0.0006 以下	0.006 mg/L 以下
シマジン	(mg/L)	0.0003 以下	0.003 mg/L 以下	0.0003 以下	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	(mg/L)	0.002 以下	0.02 mg/L 以下	0.002 以下	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	(mg/L)	0.001 以下	0.01 mg/L 以下	0.001 以下	0.01 mg/L 以下
セレン	(mg/L)	0.001 以下	0.01 mg/L 以下	0.001 以下	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	2.3	10 mg/L 以下	2.0	10 mg/L 以下
ふっ素	(mg/L)	0.1	0.8 mg/L 以下	0.1	0.8 mg/L 以下
ほう素	(mg/L)	0.08	1 mg/L 以下	0.09	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)	0.005 以下	0.05 mg/L 以下	0.005 以下	0.05 mg/L 以下

出典：「令和5年度公共用水域の水質測定データ」（令和6年7月、埼玉県環境部水環境課）

表 3.2-10(5) 河川の水質測定結果（健康項目・令和5年度）

水域名		中川		大落古利根川	
地点名		⑤弥生橋		⑥ふれあい橋	
測定項目		測定値	基準値	測定値	基準値
カドミウム	(mg/L)	0.003 以下	0.003 mg/L 以下	0.0003 以下	0.003 mg/L 以下
全シアン	(mg/L)	不検出	検出されないこと	不検出	検出されないこと
鉛	(mg/L)	0.01 以下	0.01 mg/L 以下	0.001 以下	0.01 mg/L 以下
六価クロム	(mg/L)	0.05 以下	0.05 mg/L 以下	0.01 以下	0.05 mg/L 以下
砒素	(mg/L)	0.01 以下	0.01 mg/L 以下	0.001 以下	0.01 mg/L 以下
総水銀	(mg/L)	0.0005 以下	0.0005 mg/L 以下	0.0005 以下	0.0005 mg/L 以下
PCB	(mg/L)	不検出	検出されないこと	不検出	検出されないこと
ジクロロメタン	(mg/L)	0.02 以下	0.02 mg/L 以下	0.002 以下	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	(mg/L)	0.002 以下	0.002 mg/L 以下	0.0002 以下	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	0.004 以下	0.004 mg/L 以下	0.0004 以下	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.1 以下	0.1 mg/L 以下	0.002 以下	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.04 以下	0.04 mg/L 以下	0.004 以下	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	1 以下	1 mg/L 以下	0.0005 以下	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	0.006 以下	0.006 mg/L 以下	0.0006 以下	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	0.01 以下	0.01 mg/L 以下	0.001 以下	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.01 以下	0.01 mg/L 以下	0.0005 以下	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	0.002 以下	0.002 mg/L 以下	0.0002 以下	0.002 mg/L 以下
チウラム	(mg/L)	0.006 以下	0.006 mg/L 以下	0.0006 以下	0.006 mg/L 以下
シマジン	(mg/L)	0.003 以下	0.003 mg/L 以下	0.0003 以下	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	(mg/L)	0.02 以下	0.02 mg/L 以下	0.002 以下	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	(mg/L)	0.01 以下	0.01 mg/L 以下	0.001 以下	0.01 mg/L 以下
セレン	(mg/L)	0.01 以下	0.01 mg/L 以下	0.001 以下	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	10 以下	10 mg/L 以下	2.1	10 mg/L 以下
ふっ素	(mg/L)	0.8 以下	0.8 mg/L 以下	0.1	0.8 mg/L 以下
ほう素	(mg/L)	1 以下	1 mg/L 以下	0.08	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)	0.05 以下	0.05 mg/L 以下	0.05 以下	0.05 mg/L 以下

出典：「令和5年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（令和7年3月、埼玉県環境部水環境課）

「令和5年度公共用水域の水質測定データ」（令和6年7月、埼玉県環境部水環境課）

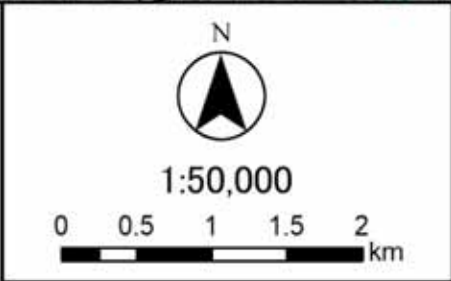
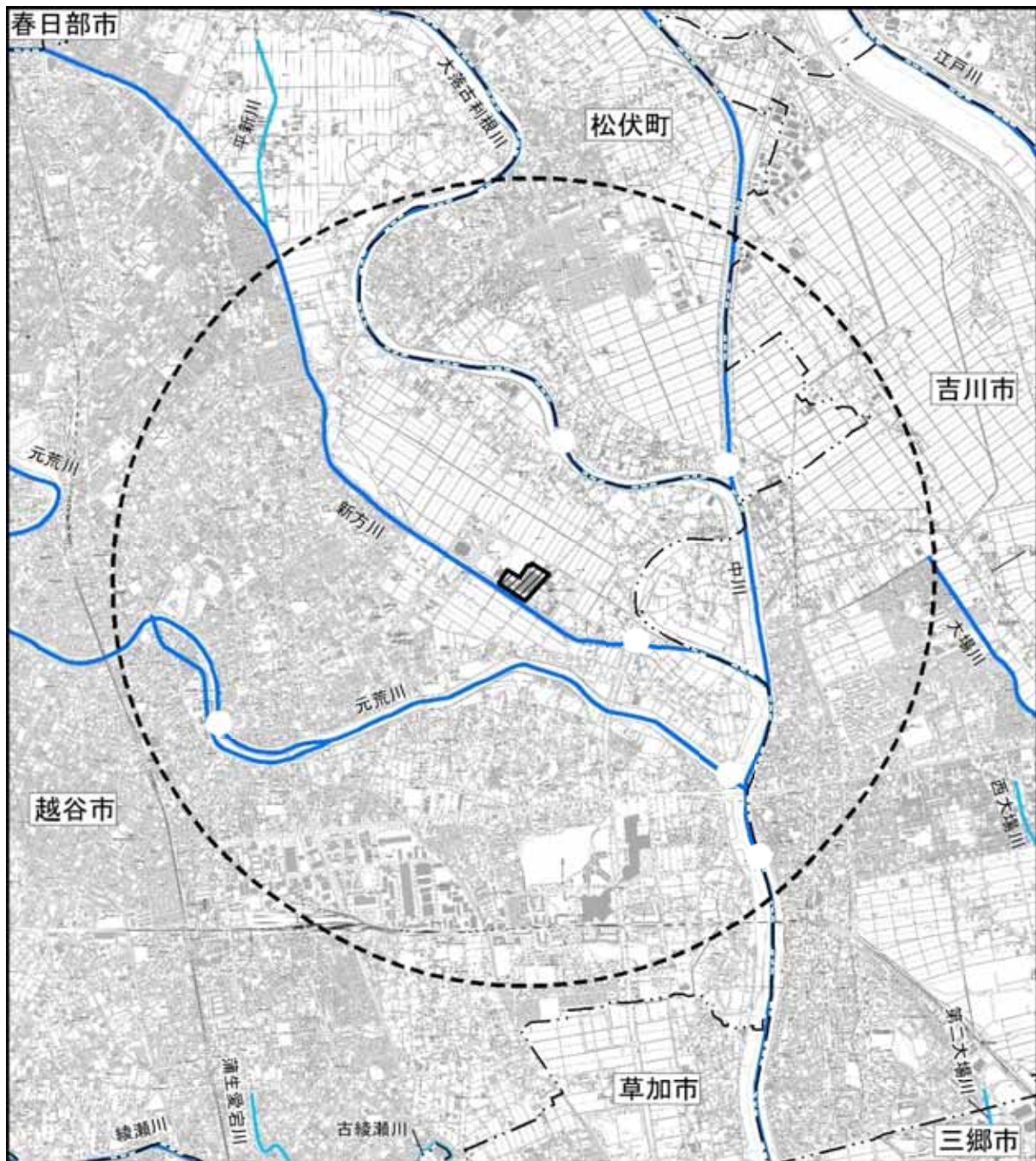


図 3.2-4

水質測定地点位置図

注：図中の番号は表 3.2-10 に対応する。

2) 地下水

関係市町における令和5年度の地下水の調査結果は、表3.2-11に示すとおりである。

関係市町では3地点で概況調査が行われている。

表3.2-11 地下水の調査結果（概況調査・令和5年度）

区分	調査地点数	鉛		砒素		テトラクロエチレン		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		ふっ素		ほう素	
		検出地点	基準超過地点	検出地点	基準超過地点	検出地点	基準超過地点	検出地点	基準超過地点	検出地点	基準超過地点	検出地点	基準超過地点
越谷市	2	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	2	0
吉川市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
地下水環境基準値	(mg/L)	0.01以下		0.01以下		0.01以下		10以下		0.8以下		1以下	

出典：「令和5年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（令和7年3月、埼玉県環境部水環境課）

3) 苦情の状況

水質汚濁に関する公害苦情件数は、関係市町で10件であった（表3.2-7参照）。

(2) 底質

過年度において計画地及びその周辺地域では、水底の底質の調査について公表された測定結果はない。

3.2.3 土壌及び地盤の状況

(1) 土壌

1) 農用地における土壌汚染

埼玉県では、農用地の土壌汚染状況を把握するため、銅、砒素、カドミウムについての調査を昭和54年から令和6年に行っており、調査結果は表3.2-12に示すとおりであり、いずれの項目も環境基準を達成している。

表 3.2-12 農用地の土壌汚染状況調査の分析測定結果

単位：mg/kg

調査年度		調査地点の分析測定結果											
		土壌中（乾物）								玄米中（現物）			
		銅（基準値 125mg/kg）				砒素（基準値 15mg/kg）				カドミウム（基準値 0.4mg/kg）			
		最高	最低	平均	調査地点	最高	最低	平均	調査地点	最高	最低	平均	調査地点
一巡目	(S54～57) 全県	32.3	0.1	11.3	90	11.8	tr	1.9	90	0.37	0.02	0.11	46
二巡目	(S59～62) 全県	23.6	0.1	9.0	90	5.3	tr	1.4	90	0.30	nd	0.09	48
三巡目	(H元～4) 全県	21.6	0.3	9.3	90	8.0	tr	1.8	90	0.38	tr	0.09	46
四巡目	(H6～9) 全県	28.7	0.2	9.4	87	13.1	tr	2.2	87	0.30	tr	0.06	31
五巡目	(H11～14) 全県	30.8	0.1	11.2	180	11.3	0.1	2.0	180	0.28	tr	0.09	50
六巡目	(H16～19) 全県	21.5	tr	8.9	180	6.4	0.1	1.7	180	0.31	tr	0.06	47
七巡目	(H21～24) 全県	21.7	tr	9.5	165	7.9	tr	1.7	165	0.22	tr	0.03	43
八巡目	(H26～29) 全県	25.5	0.1	9.1	118	10.5	0.2	2.5	118	0.29	tr	0.05	31
九巡目	(R元～4) 全県	24.4	0.1	9.1	109	10.1	0.1	1.9	109	0.23	0.02	0.09	37
十巡目	(R6) 全県	22.1	1.1	12.3	21	5.7	0.4	2.4	21	0.02	tr	0.01	8

注1：ndは検出限界以下を、trは極微量検出を示す。

注2：県農業技術研究センターの分析測定結果で、昭和58年、63年、平成5年、10年、15年、20年、25年、30年、令和5年は各調査巡の取りまとめ年である。

出典：「令和7年版埼玉県環境白書」（令和7年12月、埼玉県環境部環境政策課）

2) ダイオキシン類

埼玉県では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく土壌の常時監視測定を行っている。

令和4年から令和6年で実施した関係市町における土壌中のダイオキシン類の常時監視結果は表3.2-13に示すとおりであり、いずれも環境基準を達成している。

表3.2-13 土壌中のダイオキシン類の常時監視結果（令和4年～令和6年）

単位：pg-TEQ/g

調査区分	調査年度	調査地点		調査結果
一般環境把握調査	令和4年	越谷市	増林	0.066
	令和5年		レイクタウン	0.0015
	令和6年		向畑	0.66

注：環境基準は1,000pg-TEQ/g以下である。

出典：「土壌常時監視結果 ダイオキシン類」（令和7年7月更新、埼玉県環境部水環境課HP）

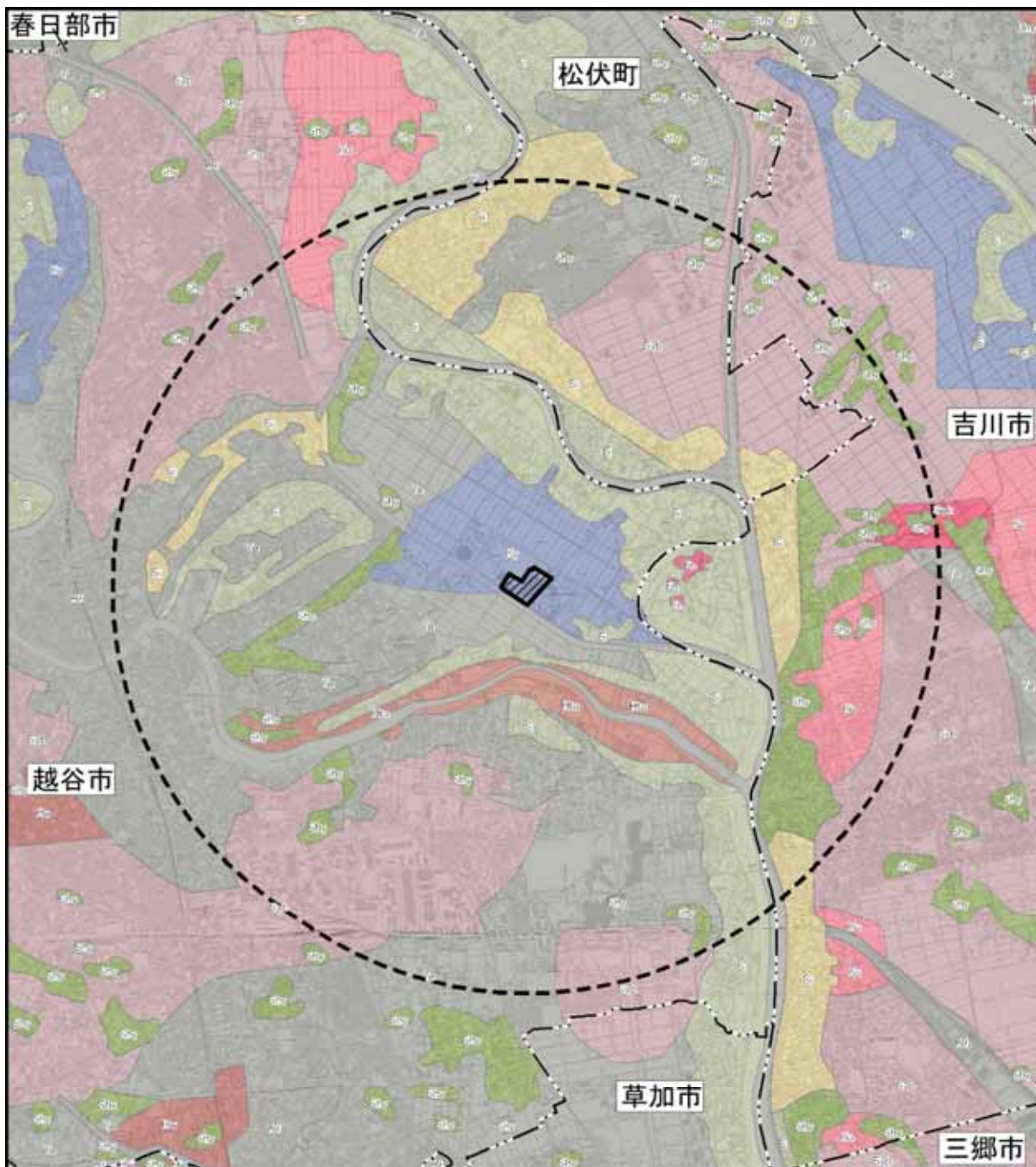
3) 土壌の分布状況

計画地及びその周辺地域における土壌の分布状況は、図3.2-5に示すとおりである。


計画地一帯は、グライ土壌（片柳統）が分布している。

4) 苦情の状況

土壌汚染に関する公害苦情は、関係市町で1件であった（表3.2-7参照）。



凡 例

- | | | |
|---|--|---|
|  計画地 |  計画地より3km |  市町界 |
| 褐色低地土壤 | 灰色低地土壤 | 細粒グライ土壤 |
| Si 新戒統 | S 清水統 | Ya 山田統 |
| En 櫻戸統 | Swk 沢木統 | 黒泥土壤 |
| 細粒灰色低地土壤 | グライ土壤 | Hw 花和田統 |
| Shy 下樋遺川統 | Ky 片柳統 | |
| Htu 平塚統 | Umd 馬立統 | |
| 低位泥灰土壤 | Krb 黒部統 | |
| Syb 下八ッ林統 | | |
| Ku 鯨井統 | | |

出典：「国土数値情報
5万分の1土地分類基本調査GISデータ」
(国土交通省国土政策局国土情報課HP)



1:50,000

0 0.5 1 1.5 2 km

図 3.2-5

土壤図

(2) 地盤

1) 地盤沈下の状況

関係市町においては、地盤の精密水準測量調査が行われており、調査結果は表3.2-14に、調査地点は図3.2-6に示すとおりである。

計画地がある越谷市における過去5年間の地盤標高の変動量は-5.4～+8.1mmの範囲で沈下、隆起している。

表3.2-14(1) 地盤標高の変動量の推移

市町名	基標番号	所在地		調査開始年月日	各年別変動量(mm)					過去5年間の変動量(mm)	調査開始年からの変動量(mm)	真高(T.P.) (m)
		町(字)名	目標		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年			
越谷市	2,009	越ヶ谷4丁目1-1	越谷市中央市民会館	64.1.1	-2.1	+2.8	+4.4	-5.9	+5.6	+4.8	-53.2	6.4559
	11,096	越ヶ谷1700	久伊豆神社参道	36.2.1	-1.6	+3.0	+3.3	-9.7	+5.4	+0.4	-1382.5	3.6597
	11,097	弥栄町1丁目172-40地先	越谷地盤沈下観測所	36.2.1	+0.7	+3.8	+1.4	-5.0	+4.2	+5.1	-1840.7	2.2804
	42-24	大成町1丁目2181-4地先	久伊豆神社参道	43.2.1	+0.4	+4.9	+1.7	-6.8	+7.9	+8.1	-902.1	2.1762
	42-25	東町1-15地先	松島ビル	5.1.1	+0.8	+3.6	+0.6	-5.8	+7.1	+6.3	-114.9	3.0787
	42-30	東町3丁目354	金剛寺境内	43.2.1	+0.3	+2.8	+1.3	-4.7	+6.1	+5.8	-906.6	2.4307
	004-023	瓦曾根2丁目2-4地先	県道足立越谷線路上	43.2.1	-0.8	+3.9	+4.5	-6.0	+5.7	+7.3	-97.3	4.7366
	44-12	大吉1064-1	徳蔵寺	45.2.1	+2.3	+2.4	+0.8	-4.2	+5.1	+6.4	-1265.3	2.7600
	55-35	増林2丁目33	越谷市総合体育館駐車場	3.1.1	-0.5	+1.4	+0.3	-5.6	+3.3	-1.1	-297.1	2.8221
	55-36	東越谷10丁目32	越谷市立病院	10.1.1	-2.4	+3.0	+2.4	-9.4	+5.2	-1.2	-162.2	3.1705
	葛9	大吉887-2	古利根堰公園	57.1.1	-0.5	+4.1	+0.3	-6.1	+6.1	+3.9	-387.0	5.0161
	葛17	向畑684	墓守堂	57.1.1	+1.1	+2.0	-0.1	-4.1	+6.8	+5.7	-149.2	5.2123
	葛37	相模町2丁目10	八条用水路土地改良事務所	2.1.1	-2.6	+3.3	+2.5	-5.8	+4.9	+2.3	-85.5	3.8169
	62-05	増林3丁目1	越谷総合公園内(越谷東地盤沈下観測所脇)	63.1.1	-4.6	+6.1	-2.1	-9.3	+4.5	-5.4	-222.3	2.9161

注1：基標番号は出典に対応する。

注2：各年別変動量は、1月1日の値を前年値と比較した。

注3：変動量は、-記号が沈下を、+記号が上昇を表す。

注4：過去5年間の変動量、及び、調査開始年からの変動量は、各年別変動量の累計を表す。

注5：真高は東京湾平均海面基準を0とした場合の高さを示しており、令和7年1月1日時点の値を表す。

出典：「令和6年度水準測量成果表」（令和7年9月更新、埼玉県環境部水環境課HP）

表 3.2-14 (2) 地盤標高の変動量の推移

市町名	基標番号	所在地		調査開始年月日	各年別変動量(mm)					過去5年間の変動量(mm)	調査開始年からの変動量(mm)	真高(T.P.)(m)
		町(字)名	目標		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年			
吉川市	42-22	吉川 2 丁目 34-16	御嶽神社境内	43.2.1	+3.0	+0.7	-0.9	-4.3	+4.8	+3.3	-736.0	3.2499
	42-26	平沼 1 丁目 18-5	吉川市消防団第6分団機械器具置場	62.1.1	-0.7	+2.2	+0.5	-5.4	+7.5	+4.1	-100.2	1.9049
松伏町	11,098	松伏 3208 地先	赤岩入口バス停	36.2.1	-2.5	+5.5	-1.3	-4.9	+6.5	+3.3	-1075.9	4.8356
	42-19	上赤岩 1200	たから幼稚園	43.2.1	+0.1	+6.4	-1.3	-4.1	+7.6	+8.7	-508.3	4.4948
	42-20	上赤岩 958	赤岩農村センター	55.1.1	+3.3	+4.0	-0.5	-3.6	+5.9	+9.1	-90.3	5.5868
	42-21	下赤岩 286-1	蓮福寺	43.2.1	+0.2	+4.5	-1.2	-3.6	+6.8	+6.7	-405.5	4.3792

注1：基標番号は出典に対応する。

注2：各年別変動量は、1月1日の値を前年値と比較した。

注3：変動量は、-記号が沈下を、+記号が上昇を表す。

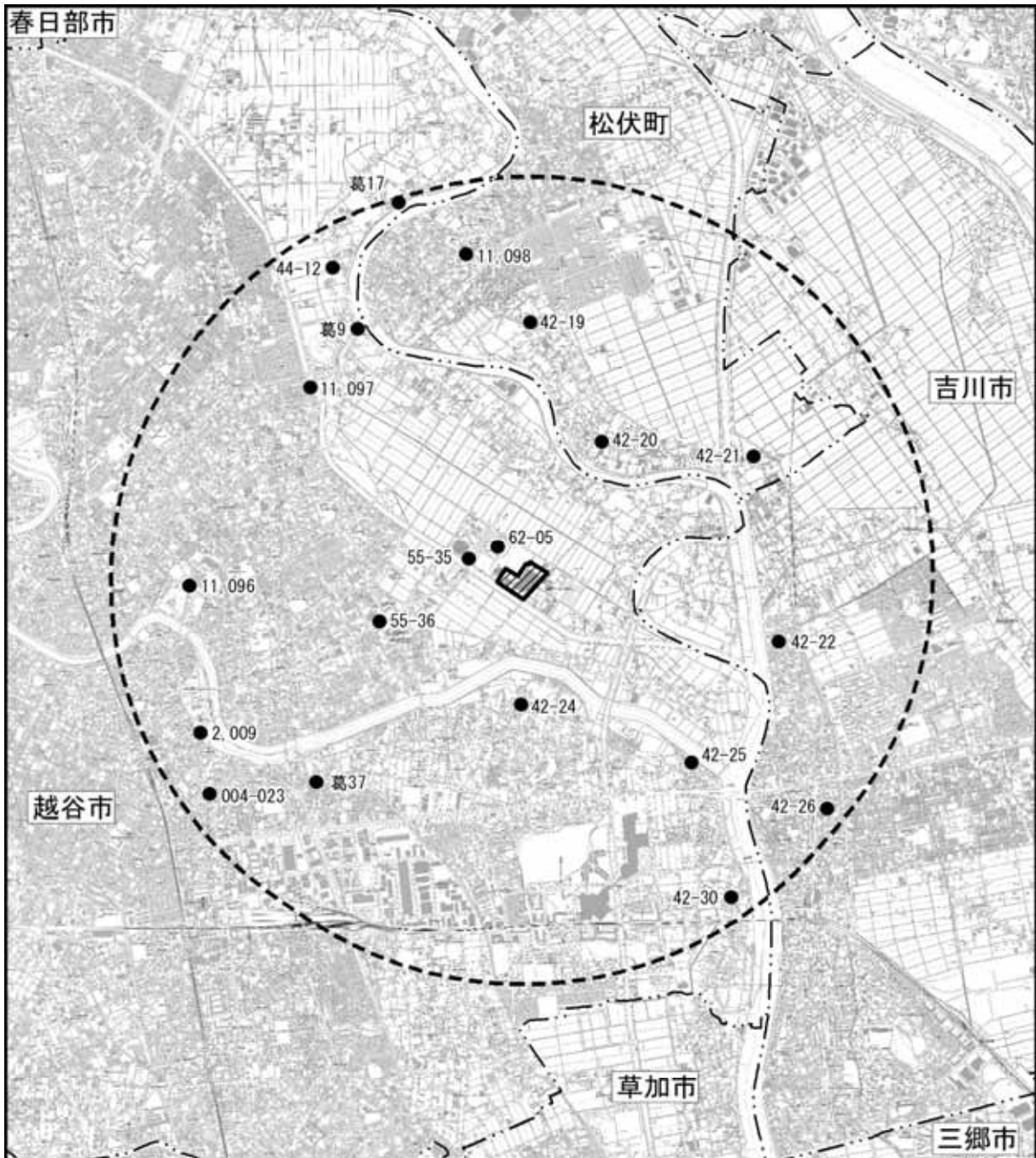
注4：過去5年間の変動量、及び、調査開始年からの変動量は、各年別変動量の累計を表す。

注5：真高は東京湾平均海面基準を0とした場合の高さを示しており、令和7年1月1日時点の値を表す。


出典：「令和6年度水準測量成果表」（令和7年9月更新、埼玉県環境部水環境課HP）

2) 苦情の状況

地盤沈下に関する公害苦情は、関係市町ではなかった（表 3.2-7 参照）。



凡 例

-  計画地
-  計画地より3km
-  市町界
-  水準点



1:50,000



図 3.2-6

地盤標高の変動量
調査地点位置図

注：図中の番号は表 3.2-14 に対応する。

3.2.4 地形及び地質の状況

(1) 地形の状況

計画地及びその周辺地域における地形分類は、図 3.2-7 に示すとおりである。

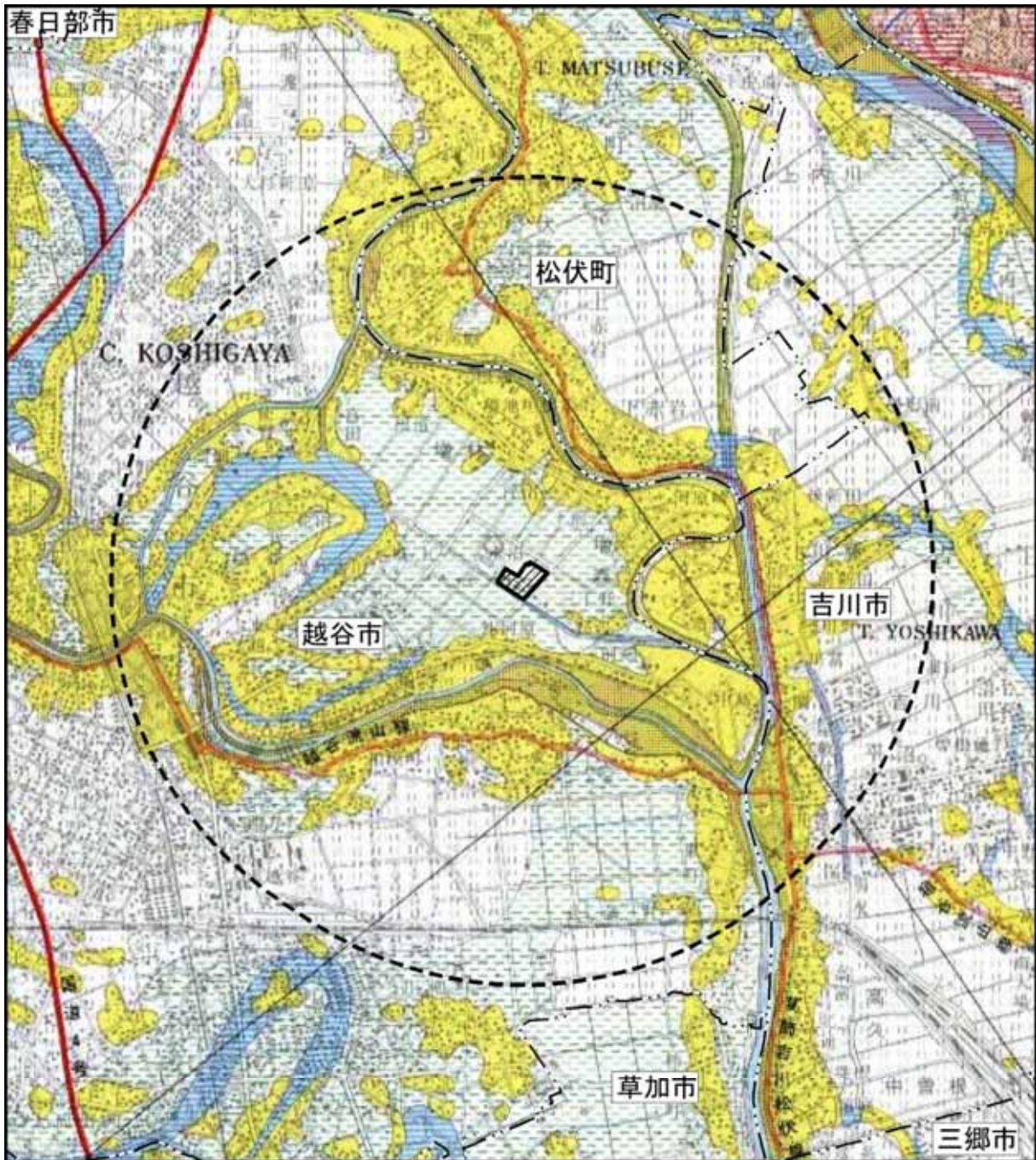
計画地及びその周辺地域の地形は、後背湿地であり、計画地の北側と南側にある川に沿って自然堤防、河原がある。

(2) 地質の状況


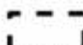





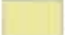


計画地及びその周辺地域における表層地質は、図 3.2-8 に示すとおりである。

計画地及びその周辺地域の地質は、計画地の北側にある川に沿って砂質堆積物（埼玉）となっており、南側にある川に沿って砂泥堆積物（埼玉）・泥質堆積物（茨城）、砂質堆積物となっている。

計画地は砂泥堆積物（埼玉）・泥質堆積物（茨城）に位置している。



凡例

- | | | |
|---|--|---|
|  計画地 |  計画地より3km |  市町界 |
| 台地 | 人工地形 | |
|  火山灰台地 |  盛土地 | |
| 低地 | その他 | |
|  後背湿地 |  旧流路跡(旧河道又は旧水路) | |
|  自然堤防 |  国道・県道(主要地方道) | |
|  河原 | | |



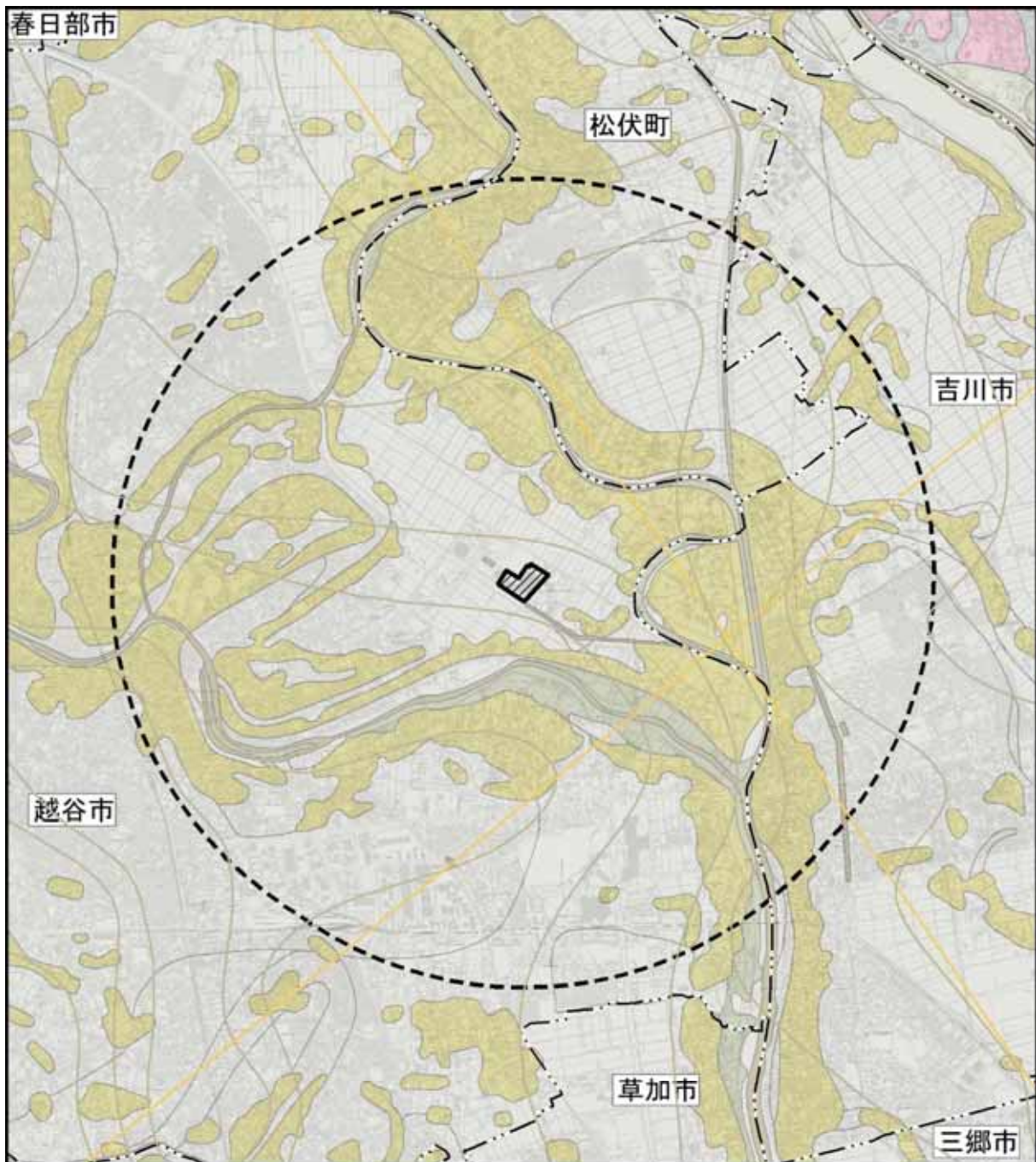
1:50,000



図 3.2-7

地形分類図

出典：「土地分類調査報告書（野田）」
 （昭和 55 年 3 月）茨城県・埼玉県・千葉県




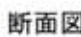
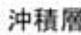
凡例

 計画地
  計画地より3km
  市町界

未固結堆積物

-  埋立地堆積物
-  泥質堆積物(茨城・埼玉)
-  砂質堆積物(埼玉)
-  泥質堆積物(埼玉)
-  泥がち堆積物
-  砂泥堆積物
-  砂泥堆積物(埼玉)
-  ・泥質堆積物(茨城)

半固結堆積物

-  火山性岩石(堆積物)
-  断面図位置
-  沖積層の等深線



1:50,000

0 0.5 1 1.5 2 km

図 3.2-8

表層地質図

出典：
 「国土数値情報 5万分の1
 土地分類基本調査データ」
 (国土交通省国土政策局国土情報課 HP)

3.2.5 動物の生息・種類、植物の生育、植生、緑の量及び生態系の状況

(1) 動物

計画地及びその周辺地域に生息する動物相について、整理に用いた文献資料は、表 3.2-15 に示すとおりである。また、文献資料で確認された種を対象とした。保全すべき動物種の整理に用いた選定基準は、表 3.2-16 に示すとおりである。

表 3.2-15 文献資料一覧（動物）

番号	文献名
①	「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」（平成 30 年 埼玉県）
②	「（仮称）越谷都市計画事業吉川美南駅周辺地域土地区画整理事業環境影響評価書」（平成 29 年 吉川市）
③	「越谷市いきもの調査 2017-2020 報告書」（令和 4 年 越谷市）

表 3.2-16 保全すべき動物種の選定基準

番号	出典	基準
①	「文化財保護法」（昭和 25 年 法律第 214 号）	特天：特別天然記念物 天：天然記念物
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 法律第 75 号）	国内：国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種
③	「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例」（平成 12 年 埼玉県条例第 11 号）	県内：県内希少野生動植物種
④	「環境省レッドリスト 2020」（令和 2 年 環境省）	EX：絶滅
		EW：野生絶滅
		CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類
		CR：絶滅危惧ⅠA類
		EN：絶滅危惧ⅠB類
		VU：絶滅危惧Ⅱ類
		NT：準絶滅危惧
		DD：情報不足
⑤	「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」（平成 30 年 埼玉県）	LP：絶滅のおそれのある地域個体群
		EX：絶滅
		EW：野生絶滅
		CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類
		CR：絶滅危惧ⅠA類
		EN：絶滅危惧ⅠB類
		VU：絶滅危惧Ⅱ類
		NT：準絶滅危惧
		NT1：準絶滅危惧Ⅰ型
		NT2：準絶滅危惧Ⅱ型
		DD：情報不足
		LP：絶滅の恐れがある地域個体群
RT：地帯別危惧		

1) 動物相及び保全すべき動物種の状況

「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」によると、計画地及びその周辺地域は標高 50m 以下の中川・加須低地に属している。

分類毎の確認状況は、表 3.2-17 に示すとおりである。

文献資料において、計画地及びその周辺地域で確認された動物種は 819 種であった。主な確認種はタヌキ、ニホンイタチ等の哺乳類、コサギ、シジュウカラ、ツバメ等の鳥類、クサガメ、アオダイショウ等の爬虫類、ニホンアマガエル等の両生類、ギンブナ等の魚類、シオカラトンボ、トノサマバッタ、アオスジアゲハ等の昆虫類、スジエビ等の甲殻類、ヒメタニシ等の軟体動物であった。

表 3.2-17 分類毎の確認状況（動物）

分類	目数	科数	種数
哺乳類	4	7	8
鳥類	17	38	118
爬虫類	2	10	16
両生類	1	4	7
魚類	8	10	18
昆虫類	13	142	617
甲殻類	2	6	8
クモ目	1	1	4
軟体動物	5	9	17
環形動物	3	3	6
合計	56 目	230 科	819 種

注：分類については「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」（平成 30 年 埼玉県）を参考とした。

確認された保全すべき動物種は、表 3.2-18 に示すとおりである。

計画地及びその周辺地域で確認された保全すべき動物種は、206 種（鳥類 81 種、爬虫類 12 種、両生類 5 種、魚類 6 種、昆虫類 84 種、甲殻類 2 種、クモ目 4 種、軟体動物 12 種）であった。

表 3.2-18(1) 計画地及びその周辺で確認された保全すべき動物種（鳥類）

No.	科名	種名	選定基準					
			①	②	③	④	⑤	
							全県	中川・加須低地
1	カモ	マガン	天			NT	CR(越)	CR(越)
2		コハクチョウ					NT1(越)	NT1(越)
3		オオハクチョウ					CR(越)	CR(越)
4		オシドリ				DD	EN(繁) VU(越)	EN(越)
5		トモエガモ				VU	VU(越)	VU(越)
6	キジ	ウズラ				VU	CR(繁・越)	CR(繁・越)
7	ヨタカ	ヨタカ				NT	VU(繁)	EX(繁)
8	アマツバメ	ハリオアマツバメ					DD(繁)	
9	カッコウ	ホトトギス					RT(繁)	
10		カッコウ					NT2(繁)	NT2(繁)
11	ハト	シラコバト	天 ^{注4}			EN	EN(繁・越)	EN(繁・越)
12		アオバト					RT(繁)	
13	クイナ	クイナ					VU(越)	VU(越)
14		バン					NT2(繁)	NT2(繁)
15		オオバン					NT1(繁)	NT1(繁)
16		ヒクイナ				NT	CR(繁)	CR(繁)
17	カイツブリ	カンムリカイツブリ					VU(越)	VU(越)
18		ミミカイツブリ					DD(越)	DD(越)
19		ハジロカイツブリ					NT1(越)	NT1(越)
20	チドリ	タゲリ					NT2(越)	NT2(越)
21		ケリ				DD	NT1(繁) EN(越)	NT1(繁) EN(越)
22		シロチドリ				VU	LP(繁)	LP(繁)
23	タマシギ	タマシギ				VU	CR(繁・越)	CR(繁・越)
24	シギ	ヤマシギ					VU(越)	VU(越)
25		オオジシギ				NT	CR(繁)	
26		タシギ					RT(越)	NT2(越)
27		イソシギ					VU(繁)	VU(繁)
28	カモメ	コアジサシ				VU	CR(繁)	CR(繁)
29		アジサシ					DD(繁)	DD(繁)
30	サギ	ヨシゴイ				NT	VU(繁)	VU(繁)
31		ササゴイ					EN(繁)	EX(繁)
32		アマサギ					LP(繁)	LP(繁)
33		チュウサギ				NT	VU(繁)	NT2(繁)
34		コサギ					NT2(繁)	NT2(繁)
35	タカ	ツミ					NT2(繁)	NT2(繁)
36		オオタカ				NT	VU(繁・越)	VU(繁・越)
37		チュウヒ		国内		EN	EN(越)	EN(越)
38		ハイイロチュウヒ					EN(越)	EN(越)

注1：選定基準の番号は、表 3.2-16 に対応する。

注2：種名及び配列は原則として「日本鳥類目録 改定第8版」（令和6年 日本鳥類学会）に準拠した。

注3：「繁」は繁殖鳥、「越」は越冬鳥としての評価であることを示す。

注4：「越ヶ谷のシラコバト」として天然記念物に指定されている。

表 3.2-18(2) 計画地及びその周辺で確認された保全すべき動物種（鳥類）

No.	科名	種名	選定基準					
			①	②	③	④	⑤	
							全県	中川・加須低地
39	タカ	トビ					DD(繁)	
40		サシバ				VU	CR(繁)	EX(繁)
41		ノスリ					NT2(繁・越)	DD(繁) NT2(越)
42	フクロウ	アオバズク					NT2(繁)	EN(繁)
43		オオコノハズク					DD(繁・越)	EX(繁) DD(越)
44		トラフズク					EN(越)	EN(越)
45		コミミズク					VU(越)	VU(越)
46		フクロウ					RT(繁) NT2(越)	EN(繁) VU(越)
47	カワセミ	カワセミ					RT(繁)	LP(繁)
48	キツツキ	アリスイ					NT2(越)	NT2(越)
49		オオアカゲラ					NT1(繁)	
50		アオゲラ					RT(繁)	DD(繁)
51	ハヤブサ	チョウゲンボウ					NT2(繁)	NT2(繁)
52		ハヤブサ		国内		VU	VU(越)	VU(越)
53	サンショウクイ	サンショウクイ				VU	EN(繁)	EX(繁)
54	カササギヒタキ	サンコウチョウ					EN(繁)	EX(繁)
55	モズ	チゴモズ				CR	CR(繁)	
56		アカモズ		国内		EN	CR(繁)	EX(繁)
57	シジュウカラ	ヒガラ					RT(繁)	
58		ヤマガラ					RT(繁)	
59		コガラ					NT2(繁)	
60	ウグイス	ウグイス					RT(繁)	
61	ヨシキリ	オオヨシキリ					NT2(繁)	NT2(繁)
62		コヨシキリ					EN(繁)	EN(繁)
63	センニュウ	オオセッカ		国内		EN	DD(越)	DD(越)
64	ムクドリ	コムクドリ					DD(繁)	
65	ツグミ	トラツグミ					NT2(繁)	
66		クロツグミ					NT2(繁)	
67		アカハラ					NT2(繁)	
68	ヒタキ	サメビタキ					NT2(繁)	
69		コサメビタキ					EN(繁)	EX(繁)
70		オオルリ					RT(繁)	
71		コルリ					NT1(繁)	
72		キビタキ					RT(繁)	
73		ルリビタキ					RT(越)	NT2(越)

注1：選定基準の番号は、表3.2-16に対応する。

注2：種名及び配列は原則として「日本鳥類目録 改定第8版」（令和6年 日本鳥類学会）に準拠した。

注3：「繁」は繁殖鳥、「越」は越冬鳥としての評価であることを示す。

表 3.2-18(3) 計画地及びその周辺で確認された保全すべき動物種（鳥類）

No.	科名	種名	選定基準					
			①	②	③	④	⑤	
							全県	中川・加須低地
74	スズメ	ニュウナイスズメ					NT1(越)	NT1(越)
75	アトリ	コイカル					DD(繁)	
76		ベニマシコ					RT(越)	NT1(越)
77	ホオジロ	ホオジロ					RT(繁)	NT2(繁)
78		ホオアカ					CR(繁)	EX(繁)
79		ミヤマホオジロ					NT1(越)	NT1(越)
80		アオジ					DD(繁)	
81		コジュリン				VU	VU(越)	VU(越)
合計	30 科	81 種	2 種	4 種	0 種	23 種	81 種	60 種

注1：選定基準の番号は、表 3.2-16 に対応する。

注2：種名及び配列は原則として「日本鳥類目録 改定第8版」（令和6年 日本鳥類学会）に準拠した。

注3：「繁」は繁殖鳥、「越」は越冬鳥としての評価であることを示す。

表 3.2-18(4) 計画地及びその周辺で確認された保全すべき動物種（爬虫類）

No.	科名	種名	選定基準					
			①	②	③	④	⑤	
							全県	中川・加須低地
1	イシガメ	ニホンイシガメ				NT	DD	DD
2	スッポン	ニホンスッポン				DD	DD	DD
3	トカゲ	ヒガシニホントカゲ					NT2	NT1
4	カナヘビ	ニホンカナヘビ					RT	NT2
5	タカチホヘビ	タカチホヘビ					VU	
6	ナミヘビ	シロマダラ					VU	EN
7		ジムグリ					NT1	EN
8		アオダイショウ					NT2	NT2
9		シマヘビ					VU	VU
10		ヒバカリ					NT1	NT1
11		ヤマカガシ					NT1	NT1
12	クサリヘビ	ニホンマムシ					NT2	EN
合計	7 科	12 種	0 種	0 種	0 種	2 種	12 種	11 種

注1：選定基準の番号は、表 3.2-16 に対応する。

注2：種名及び配列は原則として「日本産爬虫両生類標準和名リスト」（令和7年 日本爬虫両棲類学会）に準拠した。

表 3.2-18(5) 計画地及びその周辺で確認された保全すべき動物種（両生類）

No.	科名	種名	選定基準					
			①	②	③	④	⑤	
							全県	中川・加須低地
1	ヒキガエル	アズマヒキガエル					NT1	NT1
2	アカガエル	ニホンアカガエル					VU	EN
3		ムカシツチガエル					EN	CR
4		トウキョウダルマガエル				NT	NT1	NT1
5	アオガエル	シュレーゲルアオガエル					NT2	VU
合計	3科	5種	0種	0種	0種	1種	5種	5種

注1：選定基準の番号は、表 3.2-16 に対応する。

注2：種名及び配列は原則として「日本産爬虫両生類標準和名リスト」（令和7年 日本爬虫両棲類学会）に準拠した。

表 3.2-18(6) 計画地及びその周辺で確認された保全すべき動物種（魚類）

No.	科名	種名	選定基準				
			①	②	③	④	⑤ ^{注3}
1	ウナギ	ニホンウナギ				EN	NT2
2	コイ	キンブナ				VU	VU
3		ヤリタナゴ				NT	CR
4	ドジョウ	ドジョウ				NT	
5	キュウリウオ	ワカサギ					NT1
6	メダカ	ミナミメダカ				VU	NT2
合計	5科	6種	0種	0種	0種	5種	5種

注1：選定基準の番号は、表 3.2-16 に対応する。

注2：種名及び配列は原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和7年 国土交通省）に準拠した。

注3：魚類では、地帯別評価は採用されていない。

注4：表中の6種の他、ツチフキが保全すべき動物種に該当したが、本種は埼玉県においては国内外来種であるため、除外した。

表 3.2-18(7) 計画地及びその周辺で確認された保全すべき動物種（昆虫類）

No.	科名	種名	選定基準						
			①	②	③	④	⑤		
							全県	中川・加須低地	
1	ヒトリガカゲロウ	ヒトリガカゲロウ				NT	DD	EN	
2	モノサシトンボ	オオモノサシトンボ				EN	EN	EN	
3	イトトンボ	キイトトンボ					NT2	VU	
4		ベニイトトンボ				NT	EN	EN	
5		ムスジイトトンボ					DD	DD	
6	ヤンマ	ネアカヨシヤンマ				NT	NT2	DD	
7		アオヤンマ				NT	VU	NT1	
8		サラサヤンマ					NT2	VU	
9	サナエトンボ	ナゴヤサナエ				VU	VU	EN	
10	トンボ	ハラビロトンボ					NT2	VU	
11		ヒメアカネ						VU	EN
12	アミメカワゲラ	ヒメカワゲラ					VU	VU	
13	コオロギ	クマコオロギ					NT1	NT2	
14		スズムシ						RT	NT1
15		エゾスズ						RT	NT1
16	キリギリス	ヒガシキリギリス					NT1	VU	
17		カヤキリ						EN	EN
18		オナガササキリ						RT	NT2
19		カスミササキリ						EN	EN
20	ツユムシ	エゾツユムシ					NT2	NT1	
21	バッタ	ハネナガイナゴ					NT1	VU	
22		セグロイナゴ						VU	NT1
23		ショウリョウバッタモドキ						NT2	NT2
24		クルマバッタ						NT2	NT2
25		ヒナバッタ						NT1	VU
26	クギヌキハサミムシ	クギヌキハサミムシ					NT2	NT2	
27	ウンカ	クロスジオウンカ					NT1	NT1	
28	コオイムシ	コオイムシ				NT	CR	EX	
29	ミズムシ	ミゾナシミズムシ				NT	VU	CR	
30		ミヤケミズムシ				NT	CR	CR	
31	アメンボ	ババアメンボ				NT	NT1	NT1	
32		エサキアメンボ				NT	NT2	NT2	
33	ヘリカメムシ	ヒメトゲヘリカメムシ					NT1	NT1	
34	カメムシ	イネカメムシ					CR	CR	
35	オサムシ	アカガネオサムシ本州亜種				VU	CR	CR	
36		オサムシモドキ					EN	EN	
37		アオバネホソクビゴミムシ					NT1	NT1	
38		オオサカアオゴミムシ				DD	EN	EN	
39		アオヘリアオゴミムシ				CR	EN	EN	
40		クビナガキベリアオゴミムシ				DD	EN	EN	
41		チビアオゴミムシ				EN	CR	CR	
42		クロモンヒラナガゴミムシ					VU	VU	

注1：選定基準の番号は、表 3.2-16 に対応する。

注2：種名及び配列は原則として「日本産昆虫目録」（令和2年 日本昆虫学会）に準拠した。

表 3.2-18(8) 計画地及びその周辺で確認された保全すべき動物種（昆虫類）

No.	科名	種名	選定基準						
			①	②	③	④	⑤		
							全県	中川・加須低地	
43	ゲンゴロウ	トダセスジゲンゴロウ				VU	EN	EN	
44		シマゲンゴロウ				NT	NT1	VU	
45	ミズスマシ	オオミズスマシ				NT	CR	CR	
46	エンマムシ	ルリエンマムシ					NT2	NT2	
47	ハネカクシ	ヌレチハネカクシ				DD	NT1	NT1	
48		ヤマトモンシデムシ				NT	NT1	VU	
49	コガネムシ	アカマダラハナムグリ				DD	NT1		
50	タマムシ	ウバタマムシ					NT2	VU	
51		アオマダラタマムシ					NT2		
52	ホタル	ヘイケボタル					NT1	VU	
53	テントウムシ	ムモンチャイロテントウ					NT2	NT2	
54	カミキリムシ	アカアシオオアカミキリ					NT2	VU	
55		アオカミキリ					NT1	VU	
56		ヨツボシカミキリ				EN	EN	EN	
57		トラフカミキリ					NT2		
58		クスベニカミキリ					NT2		
59		シロスジカミキリ					NT2	NT2	
60		ハムシ	イネネクイハムシ					NT2	NT2
61	イボゾウムシ	クロイネゾウモドキ					NT2	NT2	
62	クモバチ	フタモンクモバチ				NT			
63	スズメバチ	モンズズメバチ				DD			
64	ハナアブ	ハチモドキハナアブ					NT2		
65	クロバエ	カエルキンバエ				DD	NT2	NT2	
66	ニクバエ	フルトネニクバエ					VU	VU	
67	スカシバガ	アシナガモモトスカシバ				VU	NT1	NT1	
68	セセリチョウ	ギンイチモンジセセリ				NT	NT2		
69		コチャバネセセリ					NT2	NT2	
70		オオチャバネセセリ					NT2	NT2	
71	シジミチョウ	ゴイシシジミ					NT2	NT2	
72		ミドリシジミ					NT1	NT1	
73		オオミドリシジミ					NT1		
74	タテハチョウ	ウラギンスジヒョウモン				VU	VU		
75		オオウラギンスジヒョウモン					NT2	NT2	
76		メスグロヒョウモン					NT2	CR	
77		クモガタヒョウモン					NT2		
78		アサマイチモンジ					NT2		
79		ホシミスジ					NT1		
80		ヒオドシチョウ					VU	VU	
81		オオムラサキ					NT	VU	EX
82		イボタガ	イボタガ					RT	CR
83	ヤママユガ	オナガミズアオ				NT	RT	LP	
84		ヤママユ					RT	EN	
合計	41 科	84 種	0 種	0 種	0 種	31 種	82 種	71 種	

注 1：選定基準の番号は、表 3.2-16 に対応する。

注 2：種名及び配列は原則として「日本産昆虫目録」（令和 2 年 日本昆虫学会）に準拠した。

表 3.2-18(9) 計画地及びその周辺で確認された保全すべき動物種（甲殻類）

No.	科名	種名	選定基準					
			①	②	③	④	⑤ ^{注3}	
1	ヌマエビ	ヌカエビ						NT2
2	サワガニ	サワガニ						NT2
合計	2科	2種	0種	0種	0種	0種	0種	2種

注1：選定基準の番号は、表 3.2-16 に対応する。

注2：種名及び配列は原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和7年 国土交通省）に準拠した。

注3：甲殻類では、地帯別評価は採用されていない。

表 3.2-18(10) 計画地及びその周辺で確認された保全すべき動物種（クモ目）

No.	科名	種名	選定基準						
			①	②	③	④	⑤		
							全県	中川・加須低地	
1	コガネグモ	コガネグモ						NT1	
2		トリノフンダマシ						NT1	
3		オオトリノフンダマシ						NT1	
4		シロオビトリノフンダマシ						NT1	
合計	1科	4種	0種	0種	0種	0種	0種	4種	0種

注1：選定基準の番号は、表 3.2-16 に対応する。

注2：種名及び配列は原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和7年 国土交通省）に準拠した。

表 3.2-18(11) 計画地及びその周辺で確認された保全すべき動物種（軟体動物）

No.	科名	種名	選定基準					
			①	②	③	④	⑤	
							全県	中川・加須低地
1	イシガイ	カラスガイ				EN	VU	VU
2		イシガイ					NT2	
3		ドブガイ属 ^{注3}					NT2	NT2
4	タニシ	マルタニシ				VU	VU	NT2
5	モノアラガイ	モノアラガイ				NT	NT2	DD
6	ヒラマキガイ	カワコザラガイ				CR	VU	DD
7		ミズコハクガイ				VU	LP	LP
8		ヒラマキミズマイマイ				DD	NT2	DD
9		トウキョウヒラマキガイ				DD	LP	LP
10		ヒラマキガイモドキ				NT	LP	LP
合計	4科	10種	0種	0種	0種	8種	10種	9種

注1：選定基準の番号は、表 3.2-16 に対応する。

注2：種名及び配列は原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和7年 国土交通省）に準拠した。

注3：文献資料では種まで同定されていないが、選定基準⑤で記載されているドブガイに該当する可能性があるため、本種の評価を記載した。

(2) 植物

計画地及びその周辺地域に生育する植物相について、整理に用いた文献資料は、表 3.2-19 に示すとおりである。また、文献資料で確認された種を対象とした、保全すべき植物種の整理に用いた選定基準は、表 3.2-20 に示すとおりである。

表 3.2-19 文献資料一覧（植物）

番号	文献名
①	「1998 年版埼玉県植物誌」（平成 10 年 埼玉県教育委員会）
②	「埼玉県レッドデータブック 2011 植物編」（平成 24 年 埼玉県）
③	「（仮称）越谷都市計画事業吉川美南駅周辺地域土地地区画整理事業環境影響評価書」（平成 29 年 吉川市）
④	「越谷市いきもの調査 2017-2020 報告書」（令和 4 年 越谷市）
⑤	「保存樹および保存樹林」（国土交通省都市緑化データベース）
⑥	「第 5 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査」（環境省自然環境局生物多様性センターHP）
⑦	「第 6 回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査」（環境省自然環境局生物多様性センターHP）
⑧	「第 6・7 回自然環境保全基礎調査 植生調査」（環境省自然環境局生物多様性センターHP）

表 3.2-20 保全すべき植物種の選定基準

番号	出典	基準
①	「文化財保護法」（昭和 25 年 法律第 214 号）	特天：特別天然記念物
		天：天然記念物
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 法律第 75 号）	国内：国内希少野生動植物種
		国際：国際希少野生動植物種
③	「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例」（平成 12 年 埼玉県条例第 11 号）	県内：県内希少野生動植物種
④	「環境省レッドリスト 2020」（令和 2 年 環境省）	EX：絶滅
		EW：野生絶滅
		CR+EN：絶滅危惧 I 類
		CR：絶滅危惧 IA 類
		EN：絶滅危惧 IB 類
		VU：絶滅危惧 II 類
		NT：準絶滅危惧
		DD：情報不足
⑤	「埼玉県レッドデータブック 2011 植物編」（平成 24 年 埼玉県）	LP：絶滅のおそれのある地域個体群
		EX：絶滅
		EW：野生絶滅
		CE：絶滅危惧 I 類
		CR：絶滅危惧 IA 類
		EN：絶滅危惧 IB 類
		VU：絶滅危惧 II 類
		NT：準絶滅危惧
		DD：情報不足
LP：絶滅の恐れがある地域個体群		

1) 植生の状況

計画地及びその周辺地域の植生図は、図 3.2-9 に示すとおりである。

計画地及びその周辺地域は、大部分が市街地や緑の多い住宅地、耕作地（水田雑草群落及び畑雑草群落）で占められており、自然度の高い植生はあまりみられない。自然度の比較的高い植生としては、河川沿いに分布するヨシクラス等が挙げられる。

計画地は市街地が分布しており、既存の第一工場が稼働している。

2) 植物相及び保全すべき植物種の分布状況

「埼玉県レッドデータブック 2011 植物編」によると、計画地及びその周辺地域は標高 50m 未満の加須・中川低地に属している。

分類毎の確認状況は、表 3.2-21 に示すとおりである。

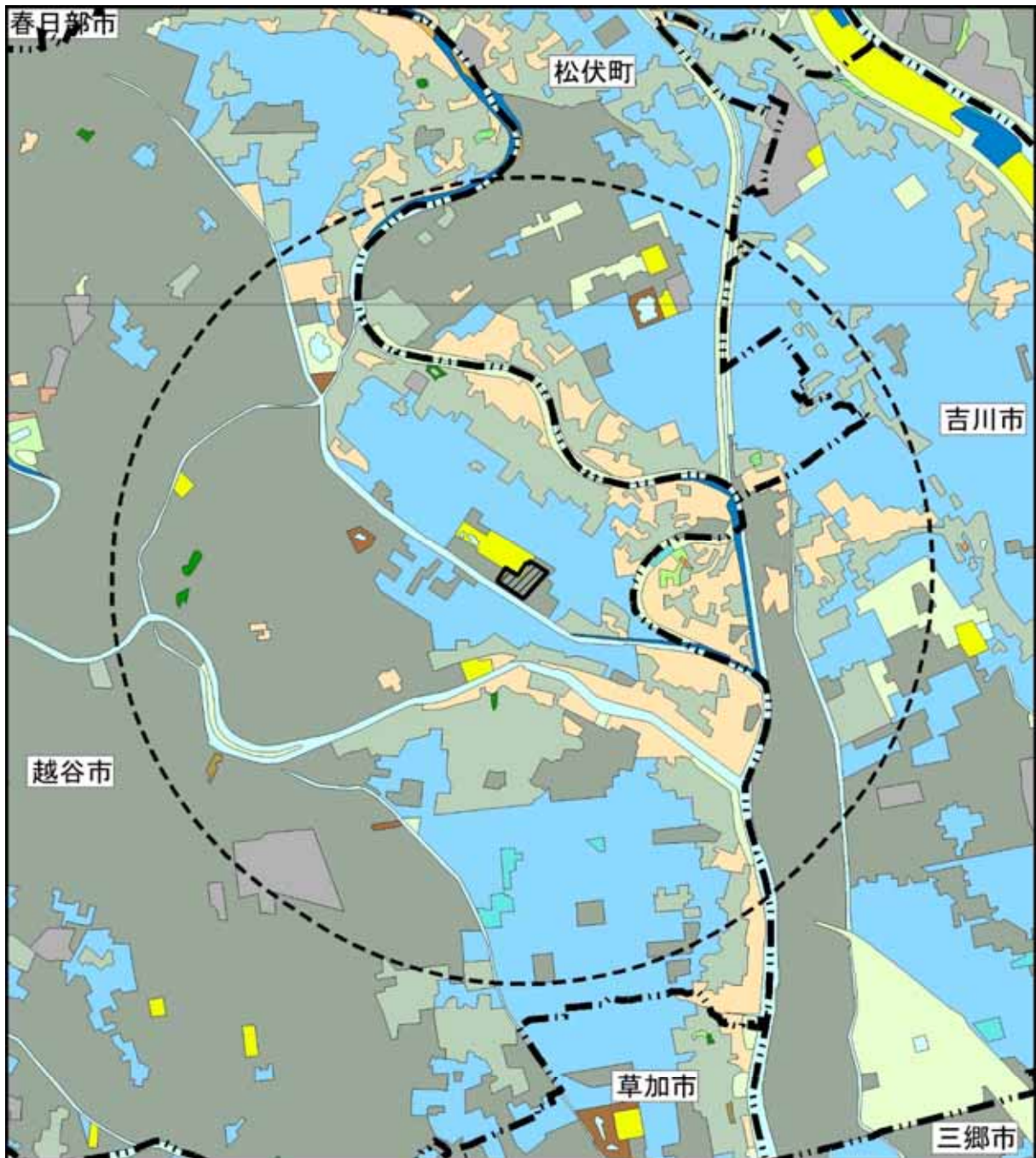
文献資料において、計画地及びその周辺地域で確認された植物種は 705 種であった。主な確認種はスギナ、ゼンマイ等のシダ植物、アカマツ等の裸子植物、ハンノキ、ミゾソバ、カントウヨメナ等の双子葉植物、ツユクサ、ススキ、ヨシ等の単子葉植物であった。

表 3.2-21 分類毎の確認状況（植物）

分類	科数	種数
高等植物	116	705
シダ植物	11	28
種子植物	105	677
裸子植物	4	5
被子植物	101	672
双子葉植物	82	464
離弁花類	62	309
合弁花類	20	155
単子葉植物	19	208

確認された保全すべき植物種は、表 3.2-22 に示すとおりである。

計画地及びその周辺地域で確認された保全すべき植物種は、72 種であった。



凡例

出典：「第6・7回自然環境保全基礎調査 植生調査」
 (環境省自然環境局生物多様性センターHP)

- | | |
|--|---|
|  計画地 |  ゴルフ場・芝地 |
|  計画地より3km |  路傍・空地雑草群落 |
|  市町界 |  果樹園 |
|  ヤブコウジースダジイ群落 |  畑雑草群落 |
|  ヤナギ低木群落(VI) |  水田雑草群落 |
|  ケヤキ・シラカシ群落 |  放棄水田雑草群落 |
|  シラカシ屋敷林 |  市街地 |
|  クヌギ・コナラ群落 |  緑の多い住宅地 |
|  ヨシクラス |  工場地帯 |
|  オギ群落 |  開放水域 |
|  スギ・ヒノキ・サワラ植林 |  自然裸地 |
|  その他植林 |  残存・植栽樹群地 |
|  マダケ・ハチク林 | |



1:50,000

0 0.5 1 1.5 2 km

図 3.2-9

植生図

表 3.2-22(1) 計画地及びその周辺で確認された保全すべき植物種

No.	科名	種名	選定基準					
			①	②	③	④	⑤	
1	トクサ	イヌスギナ						NT
2	ミズワラビ	ミズワラビ						NT
3	サンショウモ	サンショウモ					VU	EN
4	ヤナギ	シダレヤナギ						
5	カバノキ	ハンノキ						
6	タデ	ヒメタデ					VU	EN
7		ナガバノウナギツカミ					NT	EX
8		シロバナサクラタデ						NT
9		ミゾソバ						
10		コギシギシ					VU	VU
11	クスノキ	クスノキ						
12	キンポウゲ	カラマツソウ						EN
13		ノカラマツ					VU	VU
14	スイレン	コウホネ						NT
15	マツモ	マツモ						VU
16	ドクダミ	ハンゲショウ						VU
17	アブラナ	コイヌガラシ					NT	NT
18	ユキノシタ	タコノアシ					NT	VU
19	バラ	ナガボノシロワレモコウ						NT
20		ナガボノアカワレモコウ						VU
21	トウダイグサ	ノウルシ					NT	VU
22	スマレ	アリアケスマレ						
23		スマレ						
24		ヒメスマレ						
25		ツボスマレ						
26	ウリ	アレチウリ						
27	ミソハギ	ヒメミソハギ						NT
28		エゾミソハギ						EN
29		ミズマツバ					VU	VU
30	ヒシ	ヒシ						NT
31	アカバナ	ウスゲチョウジタデ					NT	VU
32	アリノトウグサ	フサモ						NT
33	サクラソウ	ノジトラノオ					VU	EN
34		ヌマトラノオ						NT
35	ヒルガオ	マメダオシ					CR	EN
36	シソ	ミゾコウジュ					NT	NT
37	ゴマノハグサ	アブノメ						NT
38		オオアブノメ					VU	EN
39		キクモ						NT
40		キタミソウ				県内	VU	EN
41		サギゴケ						
42		カワヂシャ					NT	VU
43	キク	ヒメシオン						VU

注1：選定基準の番号は、表 3.2-20 に対応する。

注2：種名及び配列は原則として「自然環境保全基礎調査 植物目録 1987」（昭和 63 年 環境庁）に準拠した。

表 3.2-22(2) 計画地及びその周辺で確認された保全すべき植物種

No.	科名	種名	選定基準				
			①	②	③	④	⑤
44	キク	タウコギ					NT
45		フジバカマ				NT	NT
46		アキノハハコグサ				EN	CR
47		オグルマ					NT
48		ホソバオグルマ				VU	EN
49		ノニガナ					NT
50		カワラニガナ				NT	VU
51		カントウヨメナ					
52		シロバナタンポポ					
53		オモダカ	ヘラオモダカ				
54	ウリカワ						NT
55	トチカガミ	ミズオオバコ				VU	VU
56		セキショウモ					NT
57		コウガイモ					VU
58	ヒルムシロ	エビモ					NT
59		ヒルムシロ					NT
60		ササバモ					NT
61		ヤナギモ					NT
62		イトモ				NT	VU
63	ホシクサ	ヒロハイヌノヒゲ					VU
64	イネ	ヨシ					
65	サトイモ	ウラシマソウ					NT
66	カヤツリグサ	カンエンガヤツリ				VU	VU
67		コアゼテンツキ					NT
68		アゼテンツキ					EN
69		マツカサススキ					NT
70		タタラカンガレイ					CR
71	ラン	ギンラン					VU
72		キンラン				VU	EN
合計	34 科	72 種	0 種	0 種	1 種	24 種	59 種

注1：選定基準の番号は、表 3.2-21 に対応する。

注2：種名及び配列は原則として「自然環境保全基礎調査 植物目録 1987」（昭和 63 年 環境庁）に準拠した。

3) 特定植物群落、保存樹・保存樹林及び巨樹・巨木の状況

「第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査」において、計画地及びその周辺地域では特定植物群落に該当する植物群落は確認されなかった。

国土交通省都市緑化データベースによると、埼玉県では法律で指定された保存樹・保存樹林は確認されなかった。関係市町の条例に基づく保存樹・保存樹林の指定状況は、表3.2-23に示すとおりである。なお、松伏町については、条例で指定された保存樹・保存樹林は確認されなかった。

「第6回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査」において、計画地及びその周辺地域では巨樹・巨木に該当する樹木は確認されなかった。

表3.2-23 関係市町の条例に基づく保存樹及び保存樹林の指定状況

市町名	保存樹 (本)	保存樹林		生垣等	
		件数	面積 (ha)	件数	延長 (m)
越谷市	12	—	—	—	—
吉川市	116	2	0.21	4	330.00

注：数値は令和5年3月31日現在の値である。

出典：「保存樹および保存樹林」（令和7年12月閲覧 国土交通省都市緑化データベース）

(3) 生態系

計画地は既存の第一工場が稼働している市街地であり、人為的な環境に生息・生育可能な生物が利用する可能性はあるものの、地域を特徴づけるような生態系は形成されていないと考えられる。

計画地周辺では、水田雑草群落や畑雑草群落から成る耕作地の生態系のほか、河川沿いに比較的自然度の高い植生が分布しており、水域を利用する水生生物や河岸の環境を利用する陸生生物に特徴づけられる、水辺の生態系が成立していると考えられる。

3.2.6 景観、自然とのふれあいの場の状況

(1) 景観

1) 地域景観状況

計画地及びその周辺地域の地形は、概ね平坦であり、計画地の北側には大落古利根川、南側には新方川、東側には中川が流れ、計画地の南東側には国道4号が通っている。

土地利用状況は、市街化区域、市街化調整区域、農用地区域等に分かれている。

2) 景観資源及び主要眺望点の状況

計画地及びその周辺地域の景観資源は表3.2-24及びその位置を図3.2-10に、主要眺望地点は表3.2-25及びその位置を図3.2-11に示すとおりである。

計画地に最寄りの景観資源は、計画地の一部である組合（既存の第一工場）がある。

計画地に最寄りの眺望点は、計画地の一部である組合（既存の第一工場）からの眺めである。

表3.2-24(1) 計画地周辺の景観資源

市町名	番号	区分	景観資源名称	所在地
越谷市	1	建築物	越谷市日本文化伝承の館 こしがや能楽堂	越谷市花田6丁目
吉川市	2	まちなみ	田園文化都市吉川きよみ野	吉川市きよみ野1丁目 ～きよみ野5丁目
	3	建築物	吉川市民交流センター「おあしす」	吉川市きよみ野3丁目
松伏町	4	建築物	松伏町中央公民館「田園ホールエローラ」	松伏町ゆめみ野東三丁目
	5	建築物	まつぶし幼稚園・こどもの森保育園	松伏町田中一丁目
	6	公園・広場	緑道（こもれびの道）	松伏町ゆめみ野一丁目

注：表中の番号は、図3.2-10に対応する。

出典：「景観資源データベースシステム」（令和7年12月更新、埼玉県都市整備部都市計画課HP）

表 3.2-24(2) 計画地周辺の景観資源（越谷市）

市町名	番号	区分	景観資源名称	所在地
越谷市	1	河川・ 用水・ 池	葛西用水（浮き草）	越ヶ谷四丁目1番1号 （中央市民会館付近）
	2		葛西用水（白さぎ）	相模町七丁目地内 （しらこぼと橋付近）
	3		葛西用水（川渡り）	越ヶ谷四丁目2番1号 （市役所東側）
	4		葛西用水（夜景）	瓦曾根一丁目地内
	5		葛西用水（瓦曾根堰）	相模町七丁目地内
			葛西用水（瓦曾根堰と赤水門）	
	6		葛西用水（雪景色）	越ヶ谷四丁目1番1号 （中央市民会館付近）
	7		葛西用水	越ヶ谷四丁目2番1号 （市役所東側）
	8		逆川（花いかだ）	大沢四丁目地内 （東大沢橋と宮後橋の間）
	9		レイクタウン（噴水）	レイクタウン二丁目地内
			レイクタウン（建物と噴水）	
			レイクタウン（冬景色）	
	10	大吉調節池	大吉 396 番地 1	
		大吉調節池（遊歩道）		
	11	元荒川（瓦曾根堰）	相模町七丁目地内	
	12	元荒川（冬景色）	相模町六丁目	
	13	樹木・ 草花	八条用水沿いの桜並木	川柳町一丁目地内 （八条用水緑道）
	14		新方川沿いの屋敷林	大字増林 532 番地 1（屋敷林）
	15		逆川沿いの桜並木	大沢四丁目地内（宮後橋付近）
	16		花田二丁目の藤棚（歩道）	花田二丁目地内（歩道上）
	17		新方川沿いの桜並木	花田七丁目地内 （城之上橋と鷹匠橋の間）
	18		青葉通りの銀杏並木	大字越ヶ谷地内（青葉通り）
	19		逆川緑道のツツジ	花田二丁目地内
	20		花田四丁目のあじさい	花田四丁目地内
	21		東越谷緑道沿いのさるすべり	東越谷六丁目地内
	22		逆川緑道沿いのメタセコイア並木	東大沢五丁目地内
	23		御料堀沿いの桜並木	弥十郎地内
	24		四ヶ村用水緑道のもみじ	瓦曾根一丁目地内
	25		東京葛西用水遊歩道沿いのいちはつ	大字西方地内
	26		葛西用水沿いのアジサイ	瓦曾根一丁目地内
	27		産業道路沿いの銀杏並木	花田一丁目地内
28	大吉調節池沿いの柳		大吉 396 番地 1	
29	キャンベルタウン公園の桜		東大沢五丁目 10 番地	
30	越谷駅のツツジ		弥生町地内	
31	越谷駅のやまもの木			

表 3.2-24(3) 計画地周辺の景観資源（越谷市）

市町名	番号	区分	景観資源名称	所在地	
越谷市	32	公園	越谷アリタキ植物園 (シナサワグルミ)	越ヶ谷 2563 番地 1 (越谷アリタキ植物園内)	
			越谷アリタキ植物園		
	33		花田苑 (竹林)	花田六丁目 6 番地 2 (花田苑内)	
			花田苑 (睡蓮)		
			花田苑 (能楽堂)		
			花田苑 (庭園)		
			花田苑 (藤棚)		
			花田苑 (滝と紅葉)		
	34		大吉公園	大吉 272 番地 1 (大吉公園内)	
			大吉公園 (イチョウ)		
	35		緑の森公園	越ヶ谷 2579 番地 (緑の森公園内)	
	36		定使野公園	東大沢三丁目 269 番地 1 (定使野公園内)	
	37		キャンベルタウン野鳥の森	大吉 272 番地 1 (キャンベルタウン野鳥の森)	
	38		キャンベルタウン公園 (鷺高第五公園)	東大沢五丁目 10 番地	
			キャンベルタウン公園 (サザンカ)		
	39		東越谷九丁目公園 (お花広場)	東越谷九丁目 8 番地 (東越谷九丁目公園内)	
	40		東越谷第七公園	花田一丁目 4 番地	
			東越谷第七公園 (桜)		
	41		東越谷第五公園 (桜)	宮前一丁目 20 番地	
	42		東越谷ボタン公園	東越谷二丁目 13 番地 1	
	43		神社・ 寺院	久伊豆神社 (境内の雪景色)	越ヶ谷 1700 番地 (久伊豆神社内)
				久伊豆神社 (藤)	
				久伊豆神社 (参道と紫陽花)	
久伊豆神社 (もみじ)					
久伊豆神社 (境内)					
久伊豆神社 (鳥居)					
久伊豆神社 (春)					
久伊豆神社 (太々神楽講)					
久伊豆神社 (彼岸花)					
久伊豆神社 (どんと焼き)					
44		林泉寺 (駒止めのマキの木)		大字増林 3818 番地 (林泉寺内)	
45	大相模不動尊大聖寺 (赤松)	相模町六丁目 442 番地(大聖寺内)			
	鷺後香取神社 (道祖神)				
46	鷺後香取神社 (境内)	東大沢一丁目 15 番地 13			

注 1：表中の番号は、図 3.2-10 に対応する。

注 2：公園等の施設等の敷地内で同一の景観資源を対象としている場合は、1つの景観資源として整理した。

出典：「こしがや景観資源 登録された景観資源（詳細）」(令和 7 年 12 月更新、越谷市都市整備部都市計画課 HP)

表 3.2-24(4) 計画地周辺の景観資源（越谷市、吉川市）

市町名	番号	区分	景観資源名称	所在地
越谷市	47	建造物	はかり屋	越ヶ谷本町8番8号(はかり屋)
	48		虹だんご(茶屋)	相模町六丁目442番地(大聖寺内)
	49		しらこぼと橋	東越谷二丁目地内
	50		越谷市立図書館	東越谷四丁目9番1号
	51		旧日光街道沿いの歴史的建造物	中町地内
	52		リユース	増林三丁目2番地1
	53		大沢地区センター・公民館(ステンドグラス)	東大沢一丁目12番地1
	54		越谷市役所本庁舎	越ヶ谷四丁目2番1号
	55		しらさぎ橋	大字大吉地内
	56		鷺後小学校	東大沢二丁目1番地1号
	57		生活・活動	不動橋こいのぼりフェスティバル
	58	越谷花火大会		相模町七丁目地内(瓦曾根堰付近)
	59	こしがやイルミネレイク		レイクタウン四丁目地内(水辺のまちづくり館付近)
	60	セーリング		レイクタウン四丁目地内
	61	越谷ツインシティウインターイルミネーション		弥生町16番3号
	62	JR武蔵野線南越谷駅		南越谷一丁目24番地1号
	63	眺望		中島の白さぎ生息地
	64		越谷市民球場と水田	増林二丁目及び三丁目地内(越谷市民球場付近)
	65		千代田橋と総合体育館	増林二丁目地内(千代田橋上)
	66		元荒川の川岸とネギ畑	大字中島地内(元荒川付近)
	67		越谷総合公園のイチョウ並木とリユースの煙突	増林三丁目2番地1(越谷総合公園内)
	68		新方川沿いのキャンベルタウン野鳥の森と並木道	花田二丁目地内(定使野橋付近)
	69		しらさぎ橋とキャンベルタウン野鳥の森	大字大吉地内(しらさぎ橋上)
	70		葛西用水沿いのチューリップ	越ヶ谷四丁目1番1号(中央市民会館付近)
	71		新方川沿いの桜並木と歩道	花田四丁目地内(鷹匠橋付近)
72	逆川と逆川緑道		東大沢五丁目地内(新内橋上)	
73	新方川沿いの歩道		弥栄町一丁目地内(しらさぎ橋付近)	
74	葛西用水としらこぼと橋		相模町七丁目地内(しらこぼと橋上)	
75	新開堀とめがね橋		増林地内(新開堀排水機場付近)	

注：表中の番号は、図 3.2-10 に対応する。

出典：「こしがや景観資源 登録された景観資源(詳細)」(令和7年12月更新、越谷市都市整備部都市計画課HP)

表 3.2-24(5) 計画地周辺の景観資源（越谷市、吉川市）

市町名	番号	区分	景観資源名称	所在地
越谷市	76	眺望	大相模調節池とめがね橋	レイクタウン八丁目地内 (越谷南高校付近)
	77		東京葛西用水とめがね橋	流通団地三丁目地内 (流通団地付近)
	78		新方川と新栄橋	大字大吉地内
	79		新方川沿いの桜並木とリュース	花田六丁目地内
	80		越谷市役所と元荒川	越ヶ谷四丁目地内
	81		元荒川沿いの菜の花	大沢一丁目地内
	82		四ヶ村用水緑道と四ヶ村スポット公園	瓦曾根一丁目地内
	83		元荒川と元荒川橋	御殿町地内
	84		レイクタウンと桜並木	レイクタウン四丁目地内
	85		リュースと田園風景	増林二丁目地内
	86		しらこぼと橋と富士山	東越谷八丁目地内 (しらこぼと橋付近)
	87		新方川沿いの雪と桜	大字大吉地内 (大吉調節池付近)
	88		葛西用水と中央市民会館	瓦曾根一丁目地内
	89		新方川沿いの雪と日の出	弥栄町二丁目地内
	90		逆川沿いの緑道	東大沢四丁目地内
	91		葛西用水の噴水と花菖蒲	越ヶ谷四丁目地内
	92		しらこぼと橋と旧赤水門	相模町七丁目地内
	93		中央市民会館と菖蒲	越ヶ谷四丁目 2 番 1 号 (市役所 東側)
	94		花田小学校校舎とハナミズキ	花田四丁目 14 番地 1
	95		中央中学校校舎と桜	宮前一丁目 18 番地 1
96	新方川の桜と鴨	花田三丁目地内		
吉川市	97	さくら通り	吉川市木売から川藤付近	
	98	鍋小路緑道	吉川市大字川野地内	
	99	関公園	吉川市吉川 1 丁目 3 1	

注 1：表中の番号は、図 3.2-10 に対応する。

注 2：公園等の施設等の敷地内で同一の景観資源を対象としている場合は、1 つの景観資源として整理した。

出典：「こしがや景観資源 登録された景観資源（詳細）」（令和 7 年 12 月更新、越谷市都市整備部都市計画課 HP）

「吉川市の景観」（令和 6 年 11 月更新、吉川市開発建築課 HP）

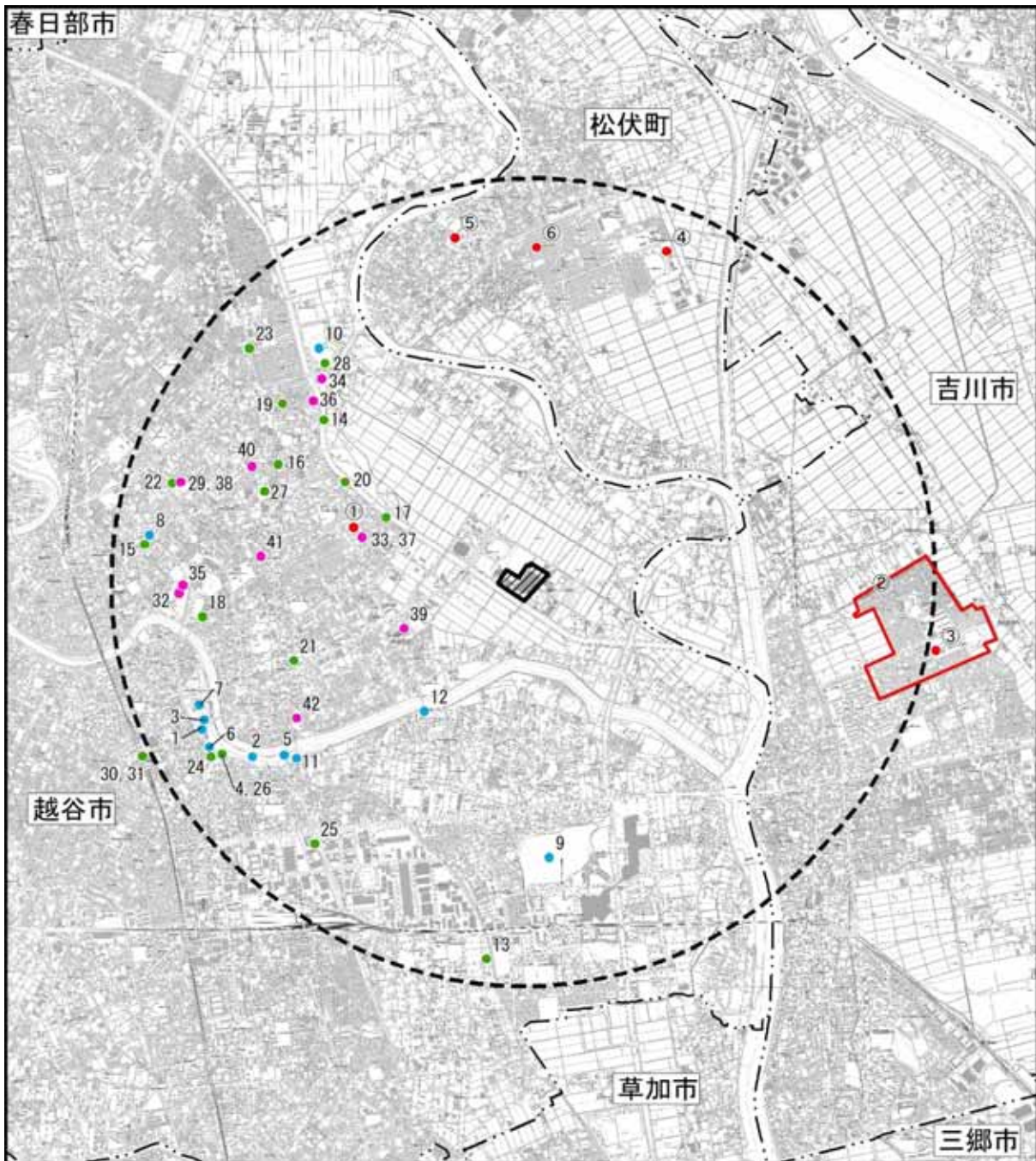
表 3.2-25 計画地周辺の主要眺望地点

番号	景観資源名称	所在地
1	リユース展望台からの眺め（富士山）	増林三丁目2番地1 （リユース展望台）
	リユース展望台からの眺め（水田）	
	リユース展望台からの眺め（こしがや田んぼアート）	
	リユース展望台からの眺め（新方川と田園風景）	
2	大吉調節池からの眺め（日の出）	大吉396番地1（大吉調節池）
	大吉調節池からの眺め（夕日）	
3	レイクタウンからの眺め（富士山）	レイクタウン二丁目地内 （大相模調節池）
4	レイクタウンからの眺め（日の出）	
5	レイクタウンからの眺め（夕日）	
6	レイクタウンからの眺め（夕日）	
7	元荒川沿いからの眺め（しらこぼと橋と富士山）	東越谷八丁目地内（元荒川堤）
8	不動橋からの眺め（夕日）	相模町六丁目地内（不動橋上）
9	越谷市役所本庁舎からの眺め（中央市民会館）	越ヶ谷四丁目2番1号 （市役所展望台）
	越谷市役所本庁舎からの眺め（平和橋）	
	越谷市役所本庁舎からの眺め（スカイツリー）	
10	しらこぼと橋からの眺め（富士山と夕日）	相模町七丁目地内
11	中央市民会館からの眺め（葛西用水と元荒川）	越ヶ谷四丁目1番1号
12	市役所前中央通りからの眺め（富士山）	大字増林地内
13	元荒川緑道からの眺め（しらこぼと橋と富士山）	東越谷二丁目地内 （しらこぼと橋付近）
14	新宮前橋からの眺め（元荒川）	東越谷五丁目地内
15	葛西用水緑道からの眺め（しらこぼと橋と日の出）	瓦曾根一丁目地内








注：表中の番号は、図 3.2-11 に対応する。

出典：「こしがや景観資源 登録された景観資源（詳細）」

（令和7年12月更新、越谷市都市整備部都市計画課 HP）



凡例

-  計画地
-  計画地より3km
-  市町界
-  景観資源データベースシステム
-  越谷市景観資源(河川・用水・池)
-  越谷市景観資源(樹木・草花)
-  越谷市景観資源(公園)

注：図中の番号は表 3.2-24(1)～表 3.2-24(3)に対応する。

出典：「景観資源データベースシステム」
(埼玉県都市整備部都市計画課 HP)
「こしがや景観資源」(越谷市 HP)

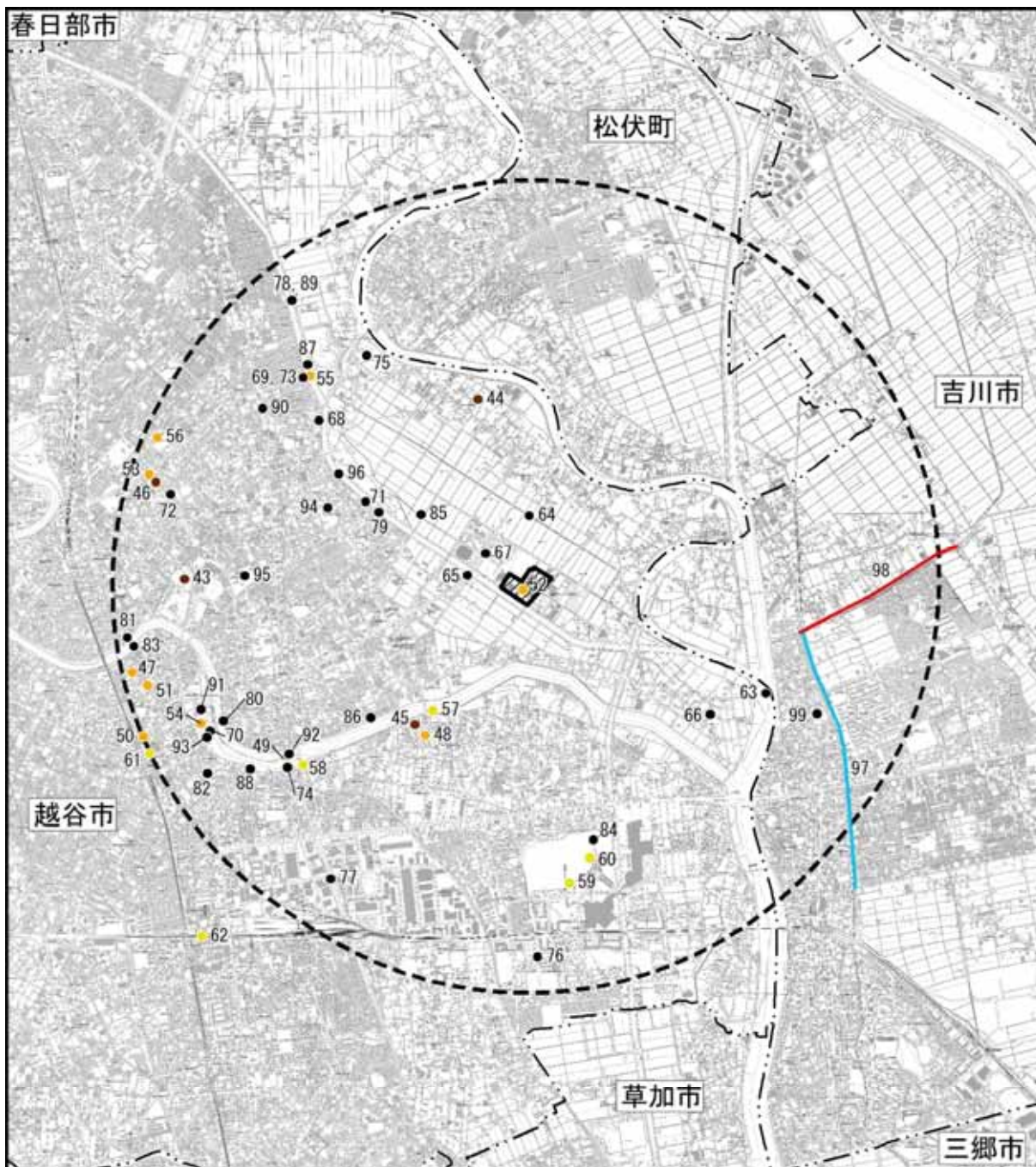


1:50,000

0 0.5 1 1.5 2 km

図 3.2-10(1)

計画地周辺の景観資源



凡例

計画地

計画地より3km

市町界

越谷市景観資源(神社・寺院)

越谷市景観資源(建造物)

越谷市景観資源(生活・活動)

越谷市景観資源(眺望)

さくら通り(眺望)

鍋小路緑道(吉川市)

注：図中の番号は表 3.2-24(3)、表 3.2-24(4)に対応する。

出典：「こしがや景観資源」(越谷市 HP)
「吉川市の景観」(吉川市 HP)

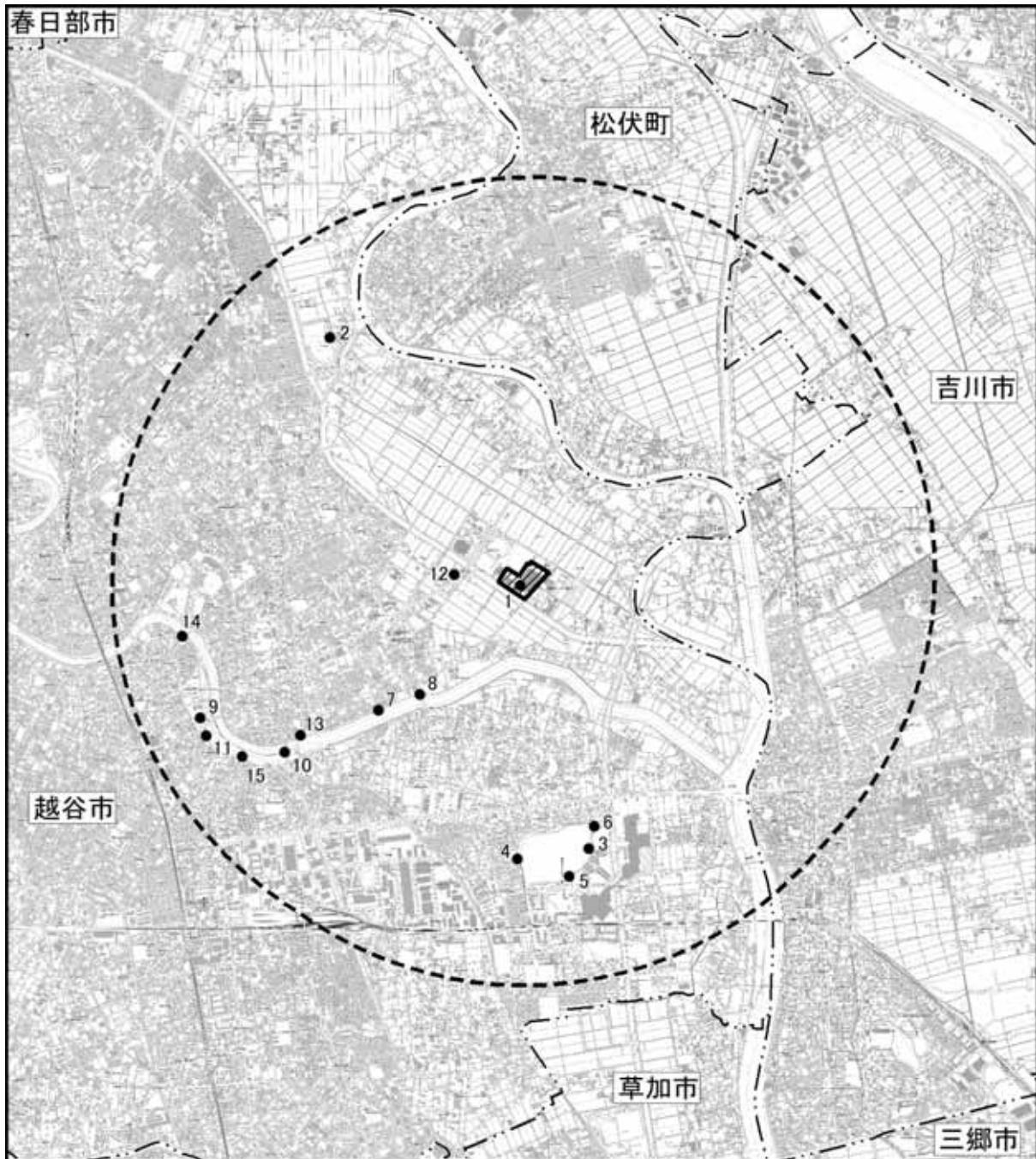






1:50,000

0 0.5 1 1.5 2 km

図 3.2-10(2)

計画地周辺の景観資源



- 凡 例
-  計画地
 -  計画地より3km
 -  市町界
 -  主要眺望点



1:50,000



図 3.2-11

計画地周辺の
主要眺望点位置図

注：図中の番号は表 3.2-25 に対応する。
出典：「こしがや景観資源」（越谷市 HP）

(2) 自然とのふれあいの場

計画地及びその周辺地域の自然とのふれあいの場を表 3.2-26 に、位置は図 3.2-12 に示すとおりである。

計画地に最寄りの自然とのふれあいの場は、計画地に隣接する越谷総合公園である。

表 3.2-26(1) 計画地周辺の主要な自然とのふれあいの場（ウォーキングコース等）

番号	内容	
a	歩こう！越谷マップ	1 コース
b		2 コース
c		3 コース
d		4 コース
e		5 コース
f		6 コース
g		7 コース
h	自転車みどころスポットを巡るルート 100Map（東部・利根地域）	23 越谷の今昔を巡るルート
i		26 なまずの里吉川ルート
j	ウォーキングマップで健康づくりとまちの 魅力再発見！	風車コース
k		さくらコース
l		親水コース
m		水辺遊歩道コース
n		からし菜コース
o		サイクリングコース

注：表中の番号は、図 3.2-12 に対応する。

出典：「ウォーキングガイドマップ「歩こう！越谷マップ」

（令和 3 年 4 月更新、越谷市教育総務部スポーツ振興課 HP）

「自転車みどころスポットを巡るルート 100Map（東部・利根地域）」

（令和 7 年 11 月更新、埼玉県土整備部道路環境課 HP）

「ウォーキングマップで健康づくりとまちの魅力再発見！」（平成 26 年 4 月、松伏町環境経済課）

表 3.2-26(2) 計画地周辺の主要な自然とのふれあいの場（公園・スポーツ施設）

番号	内容	名称	所在地
●1	公園	弥十郎第二公園	越谷市弥十郎 439-1
●2		大吉公園	越谷市大吉 272-1
●3		大吉調節池公園	越谷市大吉 396-1
●4		古利根堰公園	越谷市大吉 888
●5		増林上一区公園	越谷市増林 3097
●6		記島河原公園	越谷市増森 326
●7		増森グラウンド	越谷市増森 2037
●8		東越谷第一公園	越谷市東越谷 2-5
●9		東越谷第二公園	越谷市東越谷 3-14
●10		東越谷第三公園	越谷市東越谷 4-13
●11		東越谷第四公園	越谷市東越谷 5-6
●12		東越谷第六公園	越谷市花田 1-31
●13		東越谷第七公園	越谷市花田 1-4
●14		東越谷六丁目公園	越谷市東越谷六丁目地内
●15		東越谷七丁目しいの木公園	越谷市東越谷七丁目地内
●16		東越谷七丁目みどりの公園	越谷市東越谷七丁目地内
●17		東越谷八丁目けやき公園	越谷市東越谷八丁目地内
●18		東越谷八丁目いちょう公園	越谷市東越谷八丁目地内
●19		東越谷九丁目公園	越谷市東越谷九丁目地内
●20		東越谷十丁目 2010 公園	越谷市東越谷十丁目地内
●21		東越谷ボタン公園（東越谷処理場）	越谷市東越谷 2 の 13 の 1
●22		越谷総合公園	越谷市増林 3-1
●23		花田第一公園	越谷市花田 2-11
●24		花田第二公園	越谷市花田 2-27
●25		花田第三公園	越谷市花田 3-13
●26		花田第四公園	越谷市花田 4-11
●27		花田第五公園	越谷市花田 5-11
●28		花田第六公園	越谷市花田 6-6-2
●29		四ヶ村スポット公園	越谷市瓦曽根 1-3-7
●30		レイクタウン湖畔の森公園	越谷市レイクタウン 9-42
●31		レイクタウンスポーツ公園	越谷市レイクタウン 5-10
●32		レイクタウン第一公園	越谷市レイクタウン 1-13
●33		レイクタウン第二公園	越谷市レイクタウン 2-13
●34		レイクタウン第三公園	越谷市レイクタウン 2-29
●35		レイクタウン第四公園	越谷市レイクタウン 5-21
●36		レイクタウン第八公園	越谷市レイクタウン 7-6
●37		レイクタウン第九公園	越谷市レイクタウン 1-39
●38		みわの杜公園	越谷市レイクタウン 9-13
●39		辻公園	越谷市大成町 6-153
●40		見田方遺跡公園	越谷市レイクタウン 8-2
●41		越谷流通公園	越谷市流通団地 3-4
●42		堂面第一公園	越谷市西方 2-15-1
●43		堂面第二公園	越谷市西方 2-7-1
●44		大沢公園	越谷市大沢 4-3730-7
●45		鷺高第一公園	越谷市東大沢 2-15
●46		鷺高第二公園	越谷市東大沢 3-3
●47		鷺高第三公園	越谷市東大沢 1-40
●48		鷺高第四公園	越谷市東大沢 3-33
●49		鷺高第五公園（キャンベルタウン公園）	越谷市東大沢 5-10
●50		鷺高第六公園	越谷市東大沢 4-9
●51		定使野公園	越谷市東大沢 3-269-1
●52		鷺越公園	越谷市大沢 1634-1
●53		緑の森公園	越谷市越ヶ谷 2579
●54		東越谷第五公園	越谷市宮前 1-20
●55		越ヶ谷 3 丁目公園	越ヶ谷 3-4728-1
●56		増林公園	越谷市増林 2845
●57		関公園	吉川市吉川 1-31
●58		永田公園	吉川市きよみ野 4-10

注：表中の番号は、図 3.2-12 に対応する。

出典：「公園リスト」（令和元年 12 月更新、越谷市 HP）

「公園」（令和 6 年 7 月更新、吉川市都市計画課 HP）

表 3.2-26(3) 計画地周辺の主要な自然とのふれあいの場（公園・スポーツ施設）

番号	内容	名称	所在地
●59	公園	よこまちの杜	吉川市川藤 518-1 ほか
●60		川藤幼児公園	吉川市大字川藤 638-13
●61		川野公園	吉川市吉川 2-29
●62		川富公園	吉川市吉川 2-17
●63		吉川児童公園	吉川市吉川 1-14
●64		吉川東公園	吉川市中央 2-41-6
●65		中央西公園	吉川市中央 1-8-8
●66		きよみ野第3公園	吉川市きよみ野 2-19
●67		きよみ野第4公園	吉川市きよみ野 3-21
●68		きよみ野第5公園	吉川市きよみ野 5-22
●69		もくれん公園	吉川市きよみ野 1-145
●70		けやき公園	吉川市きよみ野 1-142
●71		きよみ野もみの木公園	吉川市きよみ野 3-133
●72		きよみ野どんぐり南公園	吉川市きよみ野 2-144
●73		なかよし公園	吉川市きよみ野 3-134
●74		さんかく公園	吉川市きよみ野 3-135
●75		ひだまり公園	吉川市きよみ野 3-13-52
●76		そよ風公園	吉川市きよみ野 4-128
●77		きよみ野どんぐり北公園	吉川市きよみ野 4-127
●78		クローバー公園	吉川市きよみ野 5-139
●79		さわやか公園	吉川市きよみ野 5-138
●80		わんぱく公園	吉川市きよみ野 5-140
●81		月の公園	吉川市大字保 29-1
●82		木売落第2ポケットパーク	吉川市吉川 1-73
●83		田中第一公園	松伏町田中 3-29-1
●84		田中第二公園	松伏町田中 3-20-1
●85		田中第三公園	松伏町田中 1-22-1
●86		田中第四公園	松伏町田中 2-13
●87		田中第五公園	松伏町田中 2-1
●88		わかば公園	松伏町ゆめみ野 1-1
●89		松伏記念公園	松伏町ゆめみ野東 3-14-1
●90		松伏総合公園	松伏町ゆめみ野東 4-1-1
●91		もみじ公園	松伏町ゆめみ野 5-8-11
●92		くすのき公園	松伏町ゆめみ野 4-12
●93		けやき公園	松伏町松葉 1-7-2
●94		内前野公園	松伏町松伏 2489
●95		田島南公園	松伏町田島南 1-5、1-6
■1	スポーツ施設	越谷市民プール	越谷市増林 3-2-2
■2		総合体育館	越谷市増林 2-33
■3		越谷総合公園庭球場	越谷市増林 3-1
■4		東越谷第二公園庭球場	越谷市東越谷 3-14
■5		越谷市民球場	越谷市増林 3-1 越谷総合公園内
■6		緑の森公園越谷市弓道場	越谷市越ヶ谷 2579 番地
■7		越谷総合公園多目的運動場	越谷市増林 3-1
■8		流通公園サッカー場	越谷市流通団地 3-4
■9		松伏町B&G海洋センター	松伏町ゆめみ野東 3-14-8
■10		越谷市立地域スポーツセンター	越谷市大沢二丁目 10 番 21 号

注：表中の番号は、図 3.2-12 に対応する。

出典：「公園」（令和 6 年 7 月更新、吉川市都市計画課 HP）

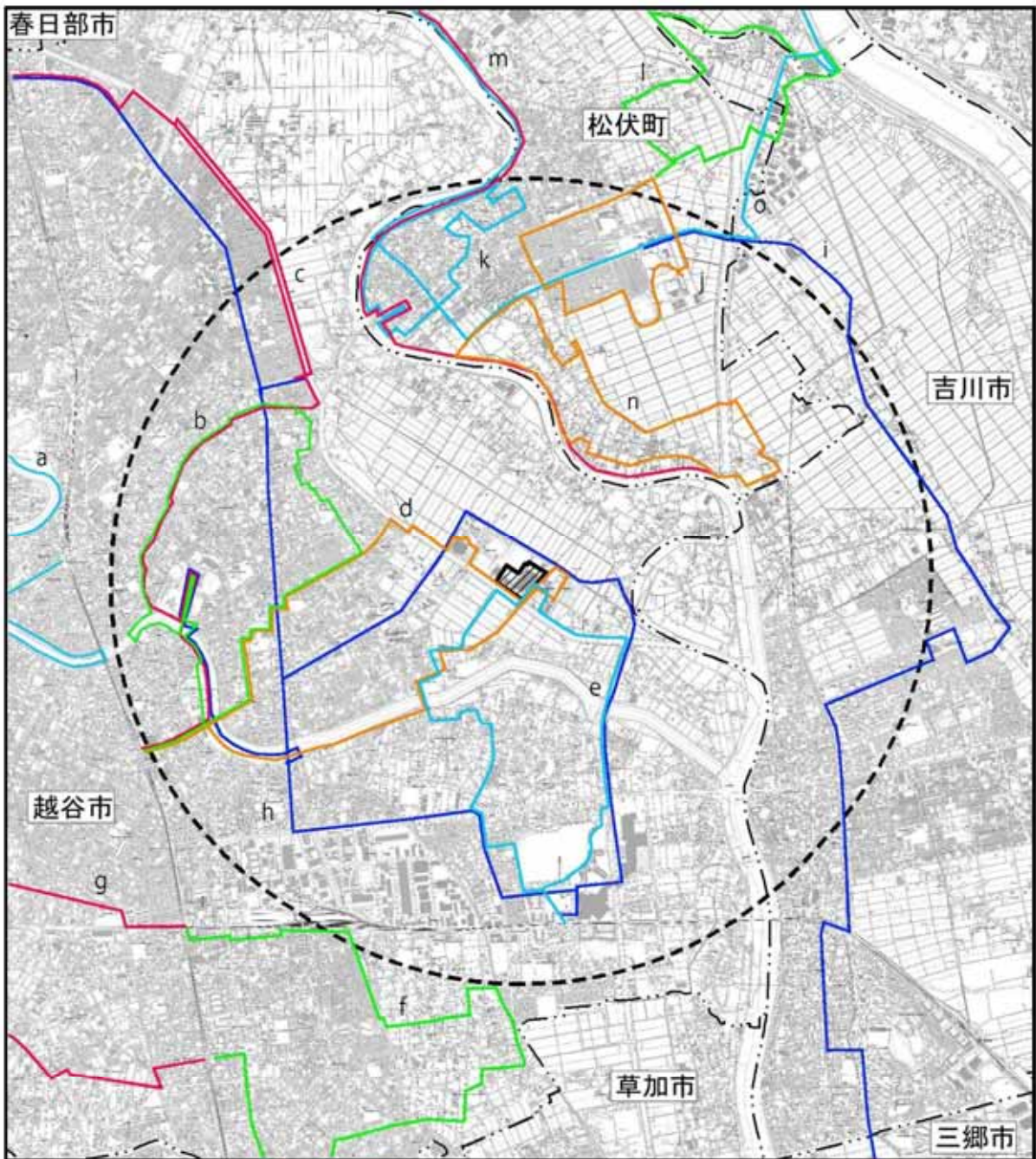
「公園」（令和 7 年 12 月閲覧、松伏町 HP）

「統計まつぶし（令和 7 年版）」（令和 7 年 8 月、松伏町総務課）






「スポーツ施設」（令和 7 年 12 月閲覧、越谷市 HP）

「スポーツ施設」（令和 7 年 12 月閲覧、吉川市 HP）

「施設案内」（令和 7 年 12 月閲覧、松伏町 HP）



凡例

-  計画地
-  計画地より3km
-  市町界
-  ウォーキングコース
-  サイクリングコース



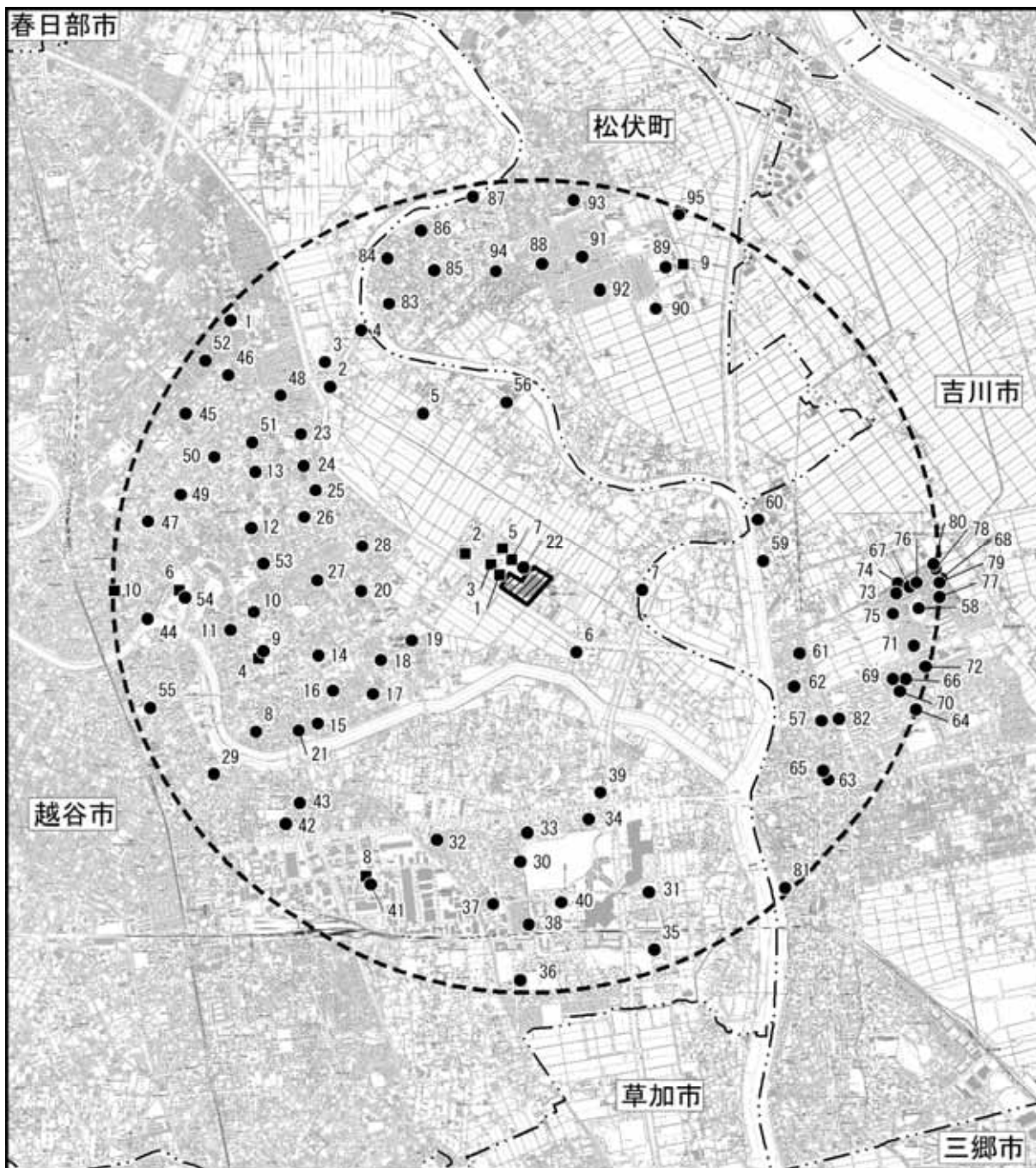
1:50,000





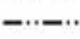


図 3.2-12(1)

主要な自然とのふれあいの場の状況図

注：図中の番号は表 3.2-26(1)に対応する。



凡例

-  計画地
-  計画地より3km
-  市町界
-  公園
-  スポーツ施設



1:50,000



図 3.2-12(2)

主要な自然との
ふれあいの場の状況図

注：図中の番号は表 3.2-26(2)、表 3.2-26(3)に対応する。

3.2.7 文化財その他の生活環境の状況

(1) 指定文化財

計画地周辺に存在する指定文化財は表 3.2-27 及び図 3.2-13 に示すとおりである。

計画地に最も近い指定文化財は、計画地から北北西側約 1.1 km に位置する越谷市指定文化財の文明 3 年十三仏板碑がある。

表 3.2-27(1) 計画地周辺の指定文化財

番号	区分	種類	名称	所在地
—	国指定文化財	記念物（天然記念物）	越ヶ谷のシラコバト	越谷市周辺
■1	県指定文化財	有形文化財（彫刻）	木造伝正観音菩薩坐像	増林 3818（林泉寺）
—		有形文化財（考古資料）	廿一仏板石塔婆	増森（個人蔵）
■2		記念物（天然記念物）	久伊豆神社のフジ	越ヶ谷 1700（久伊豆神社）
■3	市指定文化財	記念物（旧跡）	平田篤胤仮寓跡	越ヶ谷 1700（久伊豆神社）
●1		有形文化財（建築物）	大聖寺の山門	相模町 6-442（大聖寺）
●2		有形文化財（建築物）	旧東方村中村家住宅	レイクタウン 9-51
●3		有形文化財（絵画）	斎藤豊作遺作「風景」	東越谷 4-9-1（市立図書館）
●4		有形文化財（絵画）	鳥文斎栄之筆「瓦曾根溜井図」	東越谷 4-9-1（市立図書館）
●5		有形文化財（工芸品）	懸仏	越ヶ谷 1700（久伊豆神社）
●6		有形文化財（工芸品）	林泉寺の香炉	増林 3818（林泉寺）
●7		有形文化財（彫刻）	木造地藏菩薩立像	瓦曾根 1-5-43（照蓮院）
●8		有形文化財（彫刻）	木造釈迦如来涅槃像	越ヶ谷 2549（天獄寺）
●9		有形文化財（彫刻）	銅造阿弥陀如来立像	増林 3818（林泉寺）
●10		有形文化財（古文書）	北条氏繁掟書	相模町 6-442（大聖寺）
—		有形文化財（古文書）	伊奈備前差添書	越ヶ谷本町（個人蔵）
●11		有形文化財（古文書）	西方村旧記	東越谷 4-9-1
●12		有形文化財（古文書）	越ヶ谷小学校校務日誌	越ヶ谷 4-2-1（越谷市教育委員会）
●13		有形文化財（考古資料）	建長元年板碑	御殿町 3
●14		有形文化財（考古資料）	文明 3 年十三仏板碑	増林 2687（勝林寺）
—		有形文化財（考古資料）	文和 3 年六字名号板碑	大成町（個人蔵）
—		有形文化財（考古資料）	天文 22 年弥陀三尊圖像板碑	大成町（個人蔵）
—		有形文化財（考古資料）	承応 2 年庚申塔	大成町（個人蔵）
●15		有形文化財（歴史資料）	徳川家康の夜具	相模町 6-442（大聖寺）
●16		有形文化財（歴史資料）	平田篤胤奉納大絵馬	越ヶ谷 1700（久伊豆神社）
●17		有形文化財（歴史資料）	越谷吾山供養墓石	越ヶ谷 2549（天獄寺）
●18	有形文化財（歴史資料）	窮民救済の碑	瓦曾根 1-5-43（照蓮院）	
●19	有形文化財（歴史資料）	越ヶ谷順正会関連資料	越ヶ谷 4-2-1（越谷市役所）	
●20	有形文化財（歴史資料）	三ノ宮卯之助銘の力石	越ヶ谷 1700（久伊豆神社）	
●21	有形文化財（歴史資料）	青い目の人形（付パスポート他）	大沢 2-13-21（大沢小学校） 大竹 147（大袋小学校）	
●22	有形文化財（歴史資料）	瓦曾根溜井防水記念碑	相模町 1 丁目（谷古田河畔緑道スポット広場）	

注 1：表中の番号は、図 3.2-13 に対応する。

注 2：表中の番号欄「—」は、詳細な所在地は公表されていない。

出典：「越谷市の指定文化財・登録文化財」（令和 7 年 6 月更新、越谷市教育総務部生涯学習課 HP）

表 3.2-27(2) 計画地周辺の指定文化財

	番号	区分	種別	名称	所在地
越谷市	—	市指定文化財	無形民俗文化財	越谷の木遣歌	越谷市周辺
	—		記念物（史跡）	見田方遺跡	見田方遺跡公園周辺
	●23		記念物（史跡）	越谷吾山句碑	越ヶ谷 1700（久伊豆神社）
	●24		記念物（名勝）	久伊豆神社社叢	越ヶ谷 1700（久伊豆神社）
	●25		記念物（天然記念物）	林泉寺駒止のマキ	増林 3818（林泉寺）
	●26		記念物（天然記念物）	ラクウショウ	越ヶ谷 2563-1（越谷アリタキ植物園）
	—		記念物（天然記念物）	有瀧家のタブノキ	中町（個人蔵）
	●27		記念物（天然記念物）	大聖寺のタブノキ	相模町 6-442（大聖寺）
	●28		記念物（天然記念物）	浅間神社のケヤキ	中町 7（浅間神社）
	—		記念物（天然記念物）	中村家のイチヨウ	東越谷（個人蔵）
	—		記念物（天然記念物）	中村家のクスノキ	大成町（個人蔵）
	●29		記念物（旧跡）	越ヶ谷御殿跡	御殿町 2
	●30		記念物（旧跡）	千徳丸供養塔	瓦曾根 1-5-43（照蓮院）
	吉川市		◎1	国登録有形文化財	建造物
◎2		建造物	木下半助商店石蔵		中町 4675
◎3		建造物	木下半助商店主屋		中町 4675
◎4		建造物	木下半助商店稲荷社		中町 4675
◎5		建造物	旧大野家住宅主屋		越ヶ谷本町 8-8
◎6		建造物	旧大野家住宅土蔵		越ヶ谷本町 8-8
◎7		建造物	都築家糞屋蔵		越谷本町 3-29
◎8		建造物	久伊豆神社 本殿 久伊豆神社 神楽殿 久伊豆神社 手水舎		越ヶ谷 1700
吉川市	■4	県選択無形民俗文化財	無形民俗文化財	吉川市のオビシヤ	吉川 1622
	●31	市指定文化財	記念物（史跡）	弘安七年板碑	保 107
	●32		記念物（史跡）	弥陀三尊板碑	吉川 2-35-29
	●33		記念物（史跡）	十三仏種子板碑	吉川 1541
	●34		記念物（史跡）	六字名号板碑	吉川 1541
	—		有形文化財（書籍・典籍・古門書）	戸張家文書	個人蔵
	—		有形文化財（書籍・典籍・古門書）	渡辺家文書	個人蔵
	—		有形文化財（書籍・典籍・古門書）	中村家文書	個人蔵
	—		有形文化財（書籍・典籍・古門書）	川藤文書	個人蔵
	—		有形文化財（歴史資料）	高札	個人蔵
	—		有形文化財（書籍・典籍・古門書）	深井新田絵図	個人蔵
	●35		有形文化財（彫刻）	木造 閻魔王坐像及び胎内納入仏	保 107
	●36		無形民俗文化財	吉川香取神社 弓取式	吉川 1622
	—		有形文化財（書籍・典籍・古門書）	三隣談 全	個人蔵
	—		有形文化財（考古資料）	正安四年銘阿弥陀三尊種子板碑	個人蔵
	—		有形文化財（考古資料）	天文二十年銘題目板碑	個人蔵
	—		有形文化財（考古資料）	文明十三年銘阿弥陀一尊種子板碑	個人蔵
●37	有形文化財（工芸品）		八坂神社神輿 付獅子頭・賽銭箱	平沼 315-1	

注 1：表中の番号は、図 3.2-13 に対応する。

注 2：表中の番号欄「—」は、詳細な所在地は公表されていない。

出典：「越谷市の指定文化財・登録文化財」（令和 7 年 6 月更新、越谷市教育総務部生涯学習課 HP）
「指定文化財」（令和 7 年 12 月閲覧、吉川市 HP）

表 3.2-27(3) 計画地周辺の指定文化財

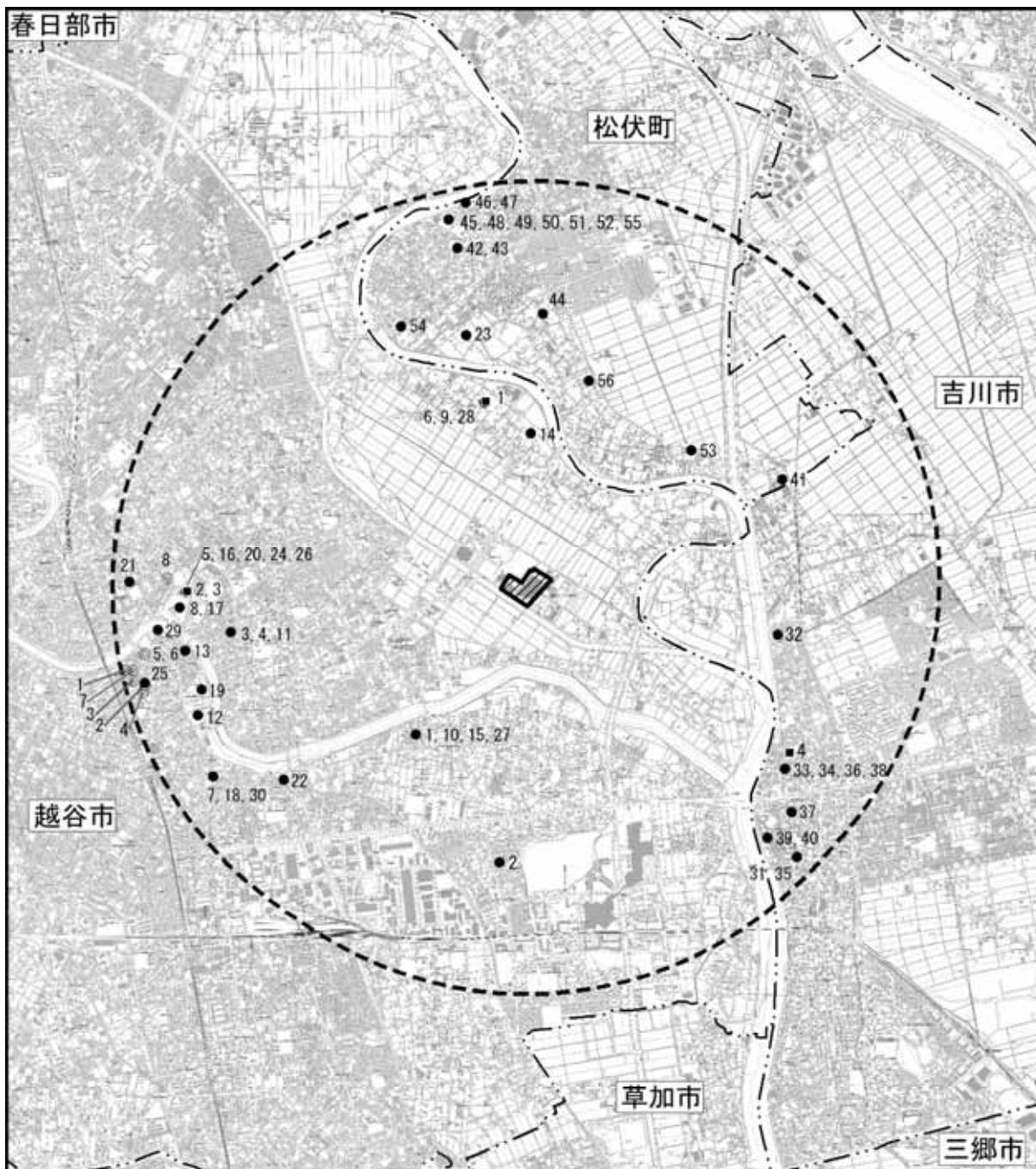
	番号	区分	種類	名称	所在地または管理場所
吉川市	—	市指定文化財	有形文化財（歴史資料）	武蔵州葛飾郡平沼邨徳江氏吉相之家図及び徳江橋略図	個人蔵
	—		有形文化財（考古資料）	正慶二年銘阿弥陀一尊種子板碑	個人蔵
	●38		有形文化財（考古資料）	文明十二年銘阿弥陀三尊種子板碑	吉川 1541
	—		有形文化財（歴史資料）	勝海舟書「郁文学校」	個人蔵
	●39		有形文化財（歴史資料）	芳川尋常高等小学校校歌 千家尊福筆	平沼 73
	●40		有形文化財（歴史資料）	三輪野江国民学校校歌原本一式及び額	平沼 73
松伏町	●41	町指定文化財	有形民俗文化財	蓮福寺の絵馬	下赤岩 286-1
	●42		有形文化財（工芸品）	俱利迦羅不動剣	田中 17-27
	●43		有形文化財（彫刻）	金剛界大日如来坐像	田中 17-27
	●44		有形文化財（彫刻）	地藏菩薩坐像	上赤岩 1195
	●45		記念物（史跡）	静栖寺の石塔群	田中 2-7-2
	●46		無形民俗文化財	ささら獅子舞	田中 2-4-2
	●47		有形文化財（書籍・典籍・古門書）	ささら獅子舞	田中 2-4-2
	●48		有形文化財（絵画）	釈迦十六善神図	田中 2-7-2
	●49		有形文化財（彫刻）	十一面観音立像	田中 2-7-2
	●50		有形文化財（書籍・典籍・古門書）	図像鈔	田中 2-7-2
	●51		有形文化財（彫刻）	十一面観音立像	田中 2-7-2
	●52		有形文化財（絵画）	両界曼荼羅	田中 2-7-2
	●53		有形民俗文化財	東陽寺庚申塔群	下赤岩 532
	●54		有形文化財（考古資料）	地藏堂二十一仏板碑	松伏 3423
	—		有形文化財（書籍・典籍・古門書）	飯島家文書	上赤岩
	—		有形文化財（書籍・典籍・古門書）	町有石川民部家文書	松伏町
	—		有形文化財（絵画）	上赤岩出土中世埋納銭	上赤岩
	—		有形文化財（絵画）	司馬江漢画赤岩渡図	個人蔵
●55	有形文化財（歴史資料）	静栖寺松伏十景詠額	田中 2-7-2		
●56	有形文化財（歴史資料）	木造薬師三尊像及び十二神将像	上赤岩 797		

注 1：表中の番号は、図 3.2-13 に対応する。


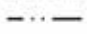
注 2：表中の番号欄「—」は、詳細な所在地は公表されていない。

出典：「指定文化財」（令和 7 年 12 月閲覧、吉川市 HP）

「指定文化財一覧表」（令和 7 年 12 月閲覧、松伏町教育文化振興課 HP）



凡 例

-  計画地
-  計画地より3km
-  市町界

- 1～7 国登録有形文化財
- 1～4 県指定文化財、県選択無形民俗文化財
- 1～53 市町指定文化財

注：図中の番号は表 3.2-27 に対応する。



1:50,000



図 3.2-13

指定文化財の分布状況図

(2) 埋蔵文化財

計画地周辺における埋蔵文化財包蔵地は表 3.2-28 及び図 3.2-14 に示すとおりである。
計画地から最も近い埋蔵文化財は、計画地から西北西側約 1.0km に位置する増林中妻遺跡が、北側約 1.0km に位置する増林下前遺跡がある。

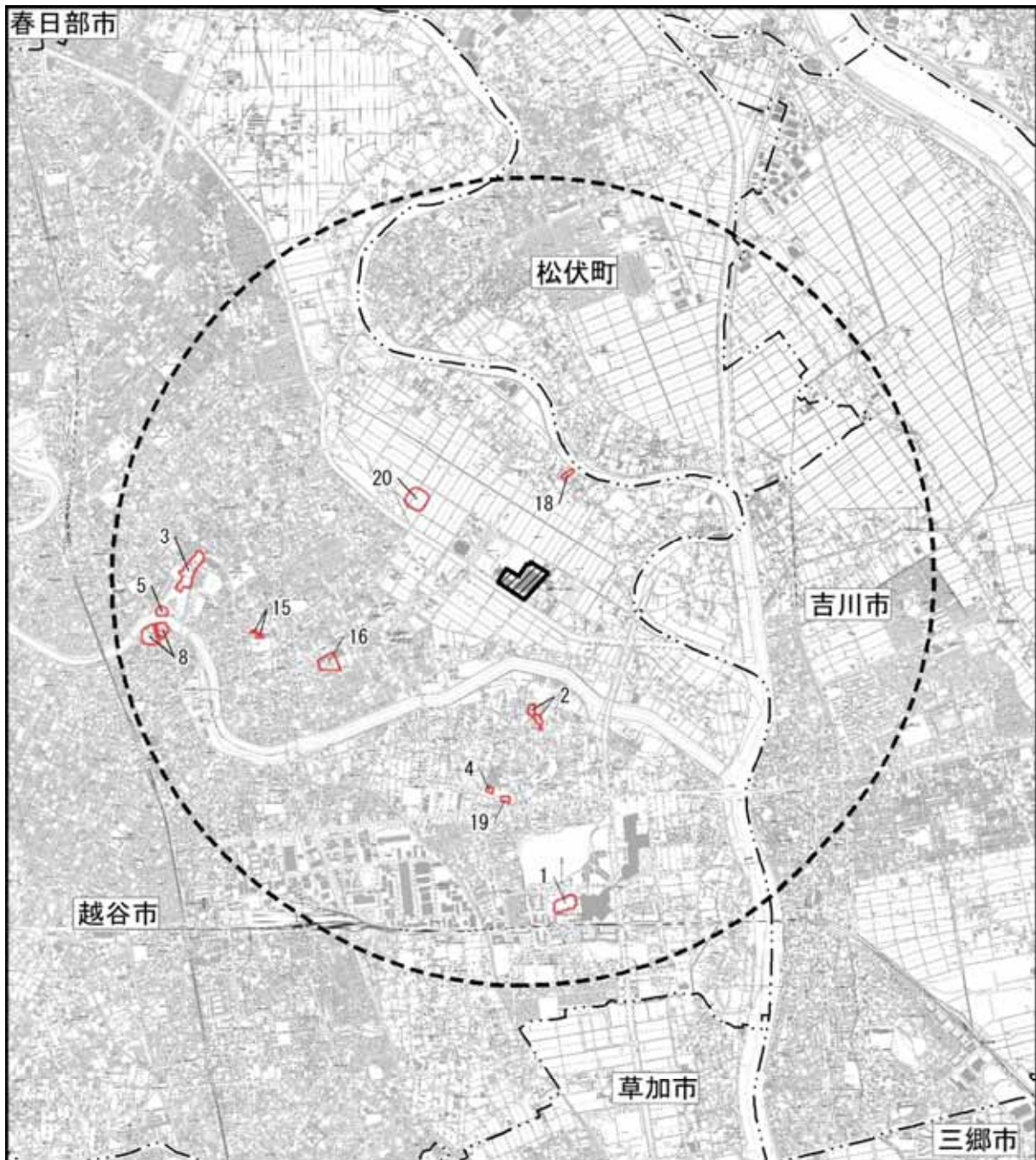
表 3.2-28 計画地周辺の埋蔵文化財包蔵地

市町名	遺跡番号	遺跡名	種別	時代
越谷市	1	見田方遺跡	集落跡	古墳
	2	西口遺跡	集落跡	奈良・平安・江戸
	3	一番遺跡	集落跡	室町・戦国・江戸
	4	大相模次郎能高館跡	その他	—
	5	会田出羽屋敷	その他	江戸
	8	越ヶ谷御殿跡	その他	江戸
	15	No.15 遺跡	集落跡	奈良・平安
	16	越谷警察署前遺跡	集落跡	奈良・平安・江戸
	18	増林下前遺跡	集落跡	江戸
	19	東方西口遺跡	集落跡	室町・戦国、江戸
20	増林中妻遺跡	集落跡	古墳	





注 1：遺跡番号は、図 3.2-14 に対応する。

注 2：遺跡番号は出典元で採番とする。

出典：「埼玉県埋蔵文化財情報公開ページ（埼玉県全域地図）」
（令和 7 年 12 月閲覧、埼玉県教育局文化財・博物館課 HP）



凡例

-  計画地
-  計画地より3km
-  市町界
-  埋蔵文化包蔵地



1:50,000

0 0.5 1 1.5 2 km

図 3.2-14

埋蔵文化財包蔵地位置図

注：図中の番号は表 3.2-28 に対応する。

3.2.8 一般環境中の放射性物質に係る環境の状況

計画地周辺における放射線の測定結果は表 3.2-29 に、位置は図 3.2-15 に示すとおりである。

計画地周辺における令和 7 年の放射線の測定結果は、0.041～0.09 μ Sv/h であった。

表 3.2-29 計画地周辺における放射線測定結果

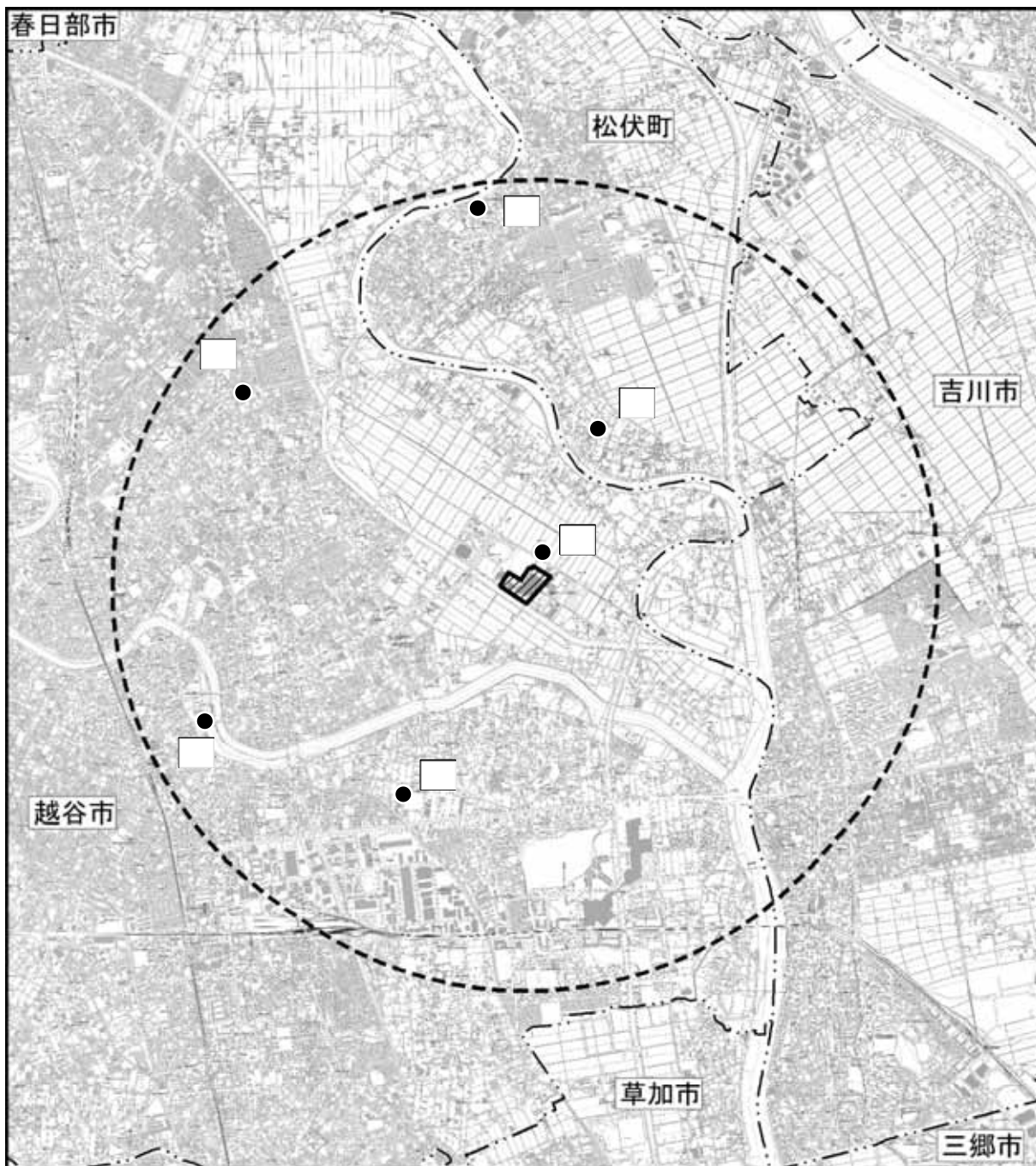
図中 番号	測定場所	地面の形状	測定日 (令和 7 年)	測定結果 (μ Sv/h)	
				地上 0.5m	地上 1m
①	新方地区センター	インターロッキング	6月5日	—	0.06
			12月4日	—	0.08
②	増林地区センター	インターロッキング	6月5日	—	0.06
			12月4日	—	0.05
③	越ヶ谷地区センター	タイル	6月5日	—	0.07
			12月4日	—	0.08
④	大相模地区センター	アスファルト	6月5日	—	0.07
			12月4日	—	0.08
⑤	松伏町役場	歩道路面上	4月10日	0.056	—
			10月7日	0.047	—
⑥	赤石農村センター	砂利敷	4月10日	0.053	—
			10月7日	0.047	—

注：吉川市において、放射線量の調査は平成24年以降実施されていない。




出典：「(令和7年(2025年)12月)空間放射線量の定点測定結果について」

(令和7年12月閲覧、越谷市環境経済部環境政策課HP)

「放射線量の測定結果」(令和7年10月更新、松伏町環境経済課HP)



凡 例

-  計画地
-  計画地より3km
-  市町界



1:50,000



図 3.2-15

放射線調査地点

注：図中の番号は表 3.2-29 に対応する。